

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン
～かまくらっ子をみんなで育てよう!～

平成30年度（2018年度）推進状況報告書

鎌倉きらきら白書

子どもが健やかに育つまち

子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



令和2年（2020年）2月
鎌 倉 市

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 法令等の根拠	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	3
1 少子化の進行	3
2 少子化の要因	8
3 子育ての孤立感や負担感	11
4 就労状況と子育て	12
5 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 基本目標	15
3 重点取組	17
4 計画の体系	19
第4章 施策の展開	20
1 基本目標1 子育て家庭支援の充実	
主要施策(1) 子育て不安解消体制の整備	20
主要施策(2) 多様な保育・預かりサービスの充実	26
主要施策(3) 放課後児童対策の充実	31
主要施策(4) 経済的支援の充実	34
主要施策(5) 母子保健医療体制の充実	39
主要施策(6) 食育*の推進	46
2 基本目標2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援	
主要施策(1) ひとり親家庭への支援	49
主要施策(2) 障害のある子どもとその家庭への支援	52
主要施策(3) 児童虐待防止体制の充実	60
3 基本目標3 子どもの権利や安全の確保	
主要施策(1) 子どもの権利と主体性の尊重	63
主要施策(2) 子どもの安全性の確保	65
主要施策(3) 子どもの生活環境の整備	71

4 基本目標4 子どもの社会的成長の促進	
主要施策（１）家庭教育の充実	74
主要施策（２）幼児教育・学校教育の充実	76
主要施策（３）子どもの健全な成長への支援	84
主要施策（４）子どもの交流機会の確保	87
主要施策（５）子どもの遊びや学びの場の整備	90
主要施策（６）多様な体験機会の確保	93
5 基本目標5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会*）の実現	
主要施策（１）男女がともに支えあう仕組みづくり	100
主要施策（２）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり	103
主要施策（３）多様な保育・預かりサービスの充実	104
主要施策（４）放課後児童対策の充実	104
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	
量の見込み*（事業の二ーズ量）と確保方策*（事業の提供体制）	105
1 記載事項	105
2 提供区域	105
3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*の考え方	107
4 幼児期の教育・保育事業の量の見込み*と確保方策*	109
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*と確保方策*	119
第6章 計画の推進に向けて	129
1 計画の推進体制、進行管理	129
2 個別事業の点検・評価	129
3 情報公開	129
第7章 資料	130
1 鎌倉市子ども・子育て会議条例	130
2 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則	131
3 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿（H29年度）	132
4 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿（H30年度）	133
5 推進体制と経過	134
6 用語説明	135

※文中に*印がついている用語については、巻末に用語の解説を記載しています。

※凡例：■…具体的事業

★…実績値

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

鎌倉市は、次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現をめざし、平成 22(2010)年 3 月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン〈後期計画〉』を策定しました。

この計画は、平成 15(2003)年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体で、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画策定が義務付けられたことを受けて策定したものです。本市では、この計画に基づき、「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として、子育て支援を推進してきたところです。

しかし、家庭及び地域を取り巻く環境の変化が進む中で、子ども・子育てをめぐるのは、「急速な少子化の進行」、「核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感や負担感の増加」、「都市部を中心とした保育所に入れない深刻な待機児童問題」といった現状と課題があります。

こうした課題を解決するため、国は、平成 24(2012)年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園^{*}法という）の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園^{*}法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」という子ども・子育て関連 3 法を定め、子ども・子育て支援新制度を平成 27(2015)年度から開始することになりました。

「子ども・子育て支援法」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を地方公共団体が定めることとしています。

また、「次世代育成支援対策推進法」は 10 年間の時限立法として定められていましたが、平成 26(2014)年 4 月に成立した「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により、10 年間延長されました。

そこで、本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した『鎌倉市次世代育成きらきらプラン』の理念を継承し、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までを計画期間とする『鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～』を定め、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進していくこととしました。

2 法令等の根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定しました。

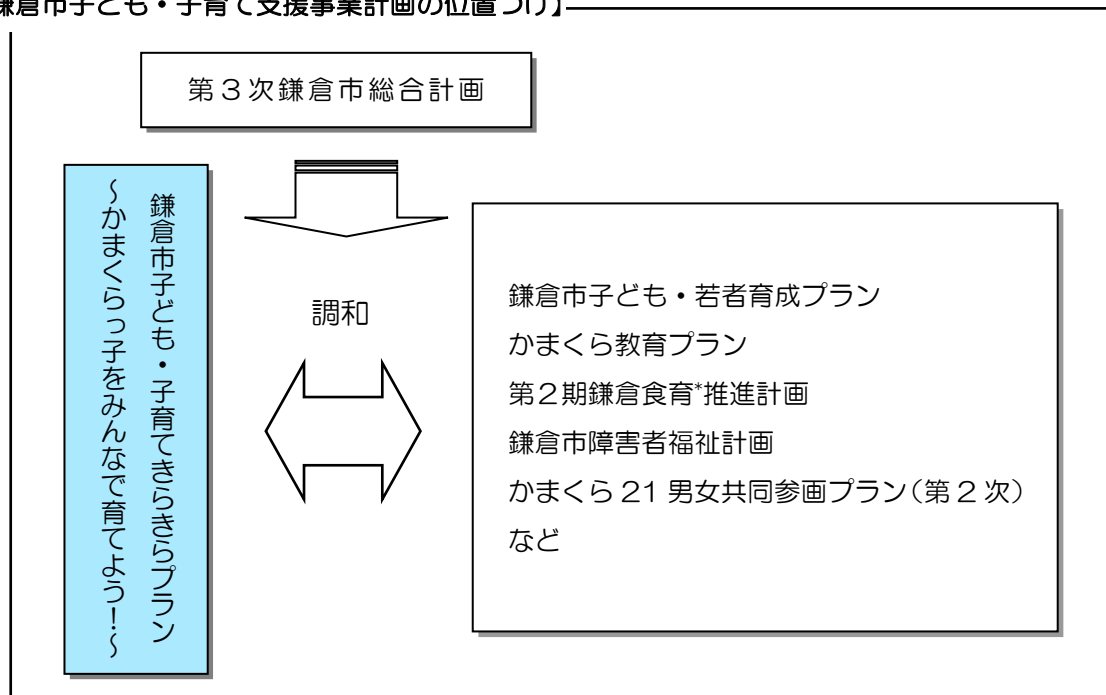
3 計画の位置づけ

この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など、地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定しました。

策定に当たっては、平成22(2010)年度からの5年間を計画期間として、これまで取り組みを進めてきた『鎌倉市次世代育成きらきらプラン<後期計画>』の考え方を継承しました。

また、『第3次鎌倉市総合計画』を基本とし、『鎌倉市子ども・若者育成プラン』『かまくら教育プラン』『第2期鎌倉食育*推進計画』『鎌倉市障害者福祉計画』『かまくら21男女共同参画プラン(第2次)』などと調和を図りながら策定しました。

【鎌倉市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ】



4 計画期間

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画期間	← □□		計画期間	□□ →	

※国の指針に基づき、平成29年度に量の見込みと確保方策の中間年の見直しを行います。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

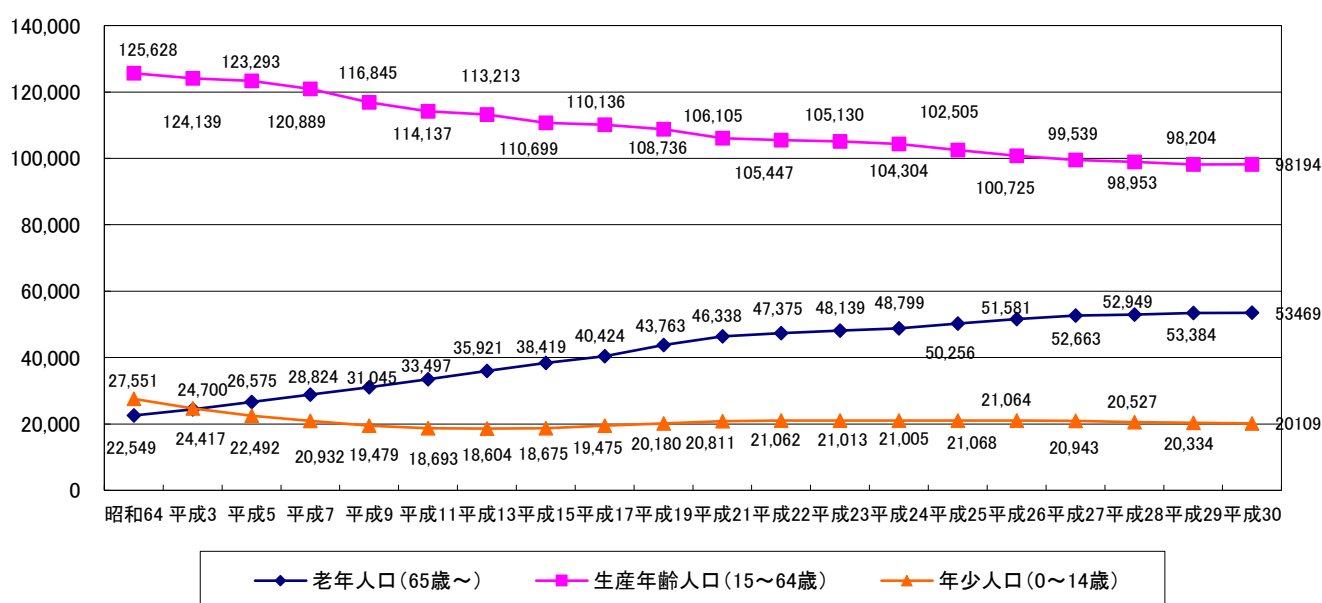
1 少子化の進行

(1) 年齢別（3区分）人口の推移（鎌倉市）

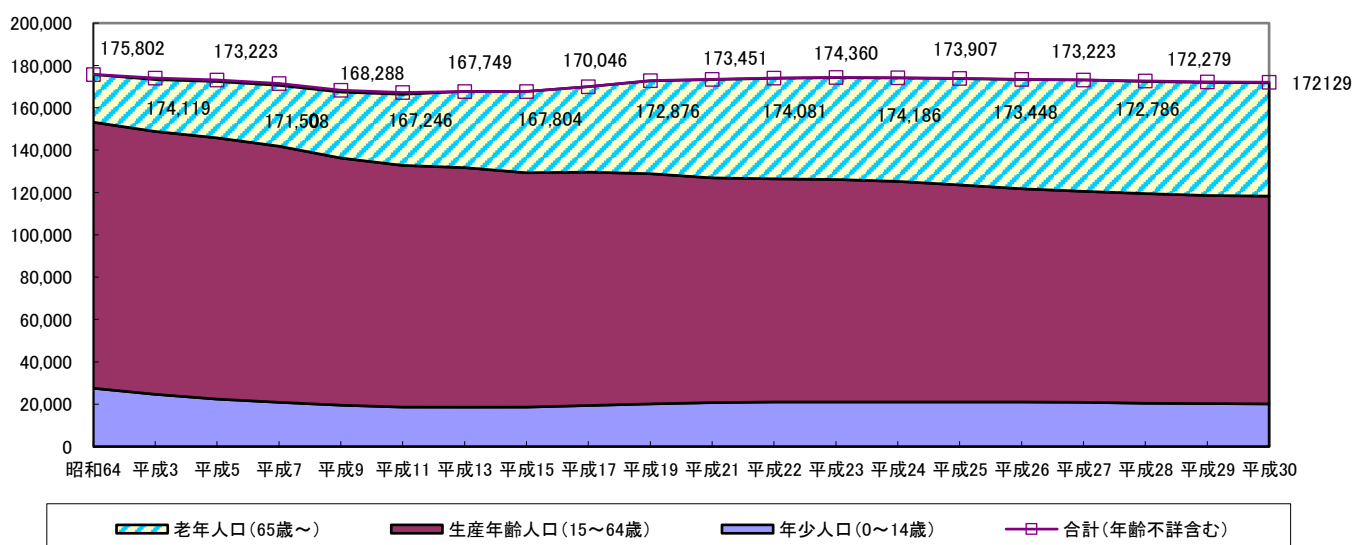
本市では、最も多い生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

0歳から14歳までの年少人口は、平成4年に老年人口を下回りました。近年は、21,000人前後で推移し、平成30年度には20,109人となっています。

■ 図 年齢別（3区分）の人口推移（折れ線グラフ） ■



■ 図 年齢別（3区分）の人口推移（面グラフ） ■



(2) 人口推計

将来の人口を推計するため、平成 21 年～25 年の住民基本台帳をもとにコーホート変化率法*を用いて推計を行いました。

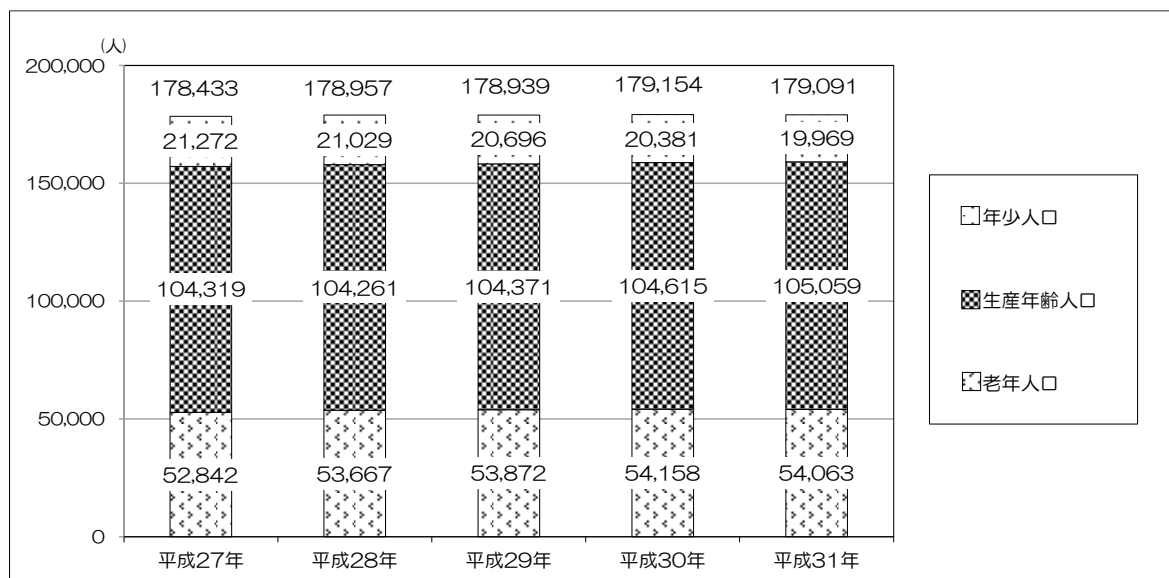
本市の今後5年間の人口構造をみると、生産年齢人口及び老年人口は増加傾向であるのに対し、年少人口は平成 27 年度以降減少していく傾向がみられ、特に 0 歳児から 5 歳児の児童数が減少する見込みです。

■ 表 平成27年～平成31年人口推計（全年齢） ■

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	178,433 人	178,957 人	178,939 人	179,154 人	179,091 人
年少人口 0 歳～14 歳	21,272 人	21,029 人	20,696 人	20,381 人	19,969 人
	11.9%	11.7%	11.6%	11.4%	11.1%
生産年齢人口 15 歳～64 歳	104,319 人	104,261 人	104,371 人	104,615 人	105,059 人
	58.5%	58.3%	58.3%	58.4%	58.7%
老年人口 65 歳以上	52,842 人	53,667 人	53,872 人	54,158 人	54,063 人
	29.6%	30.0%	30.1%	30.2%	30.2%

※ 推計の実施時期等が異なるため、平成24年3月に本市政策創造担当が発表した鎌倉市将来人口推計調査報告書とは推計値が異なります。

■ 図 平成27年～平成31年人口推計（全年齢） ■



■ 表 平成27年～平成31年人口推計（0歳から5歳）

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	1,091 人	1,053 人	1,015 人	979 人	943 人
1 歳児	1,185 人	1,144 人	1,104 人	1,065 人	1,029 人
2 歳児	1,325 人	1,209 人	1,167 人	1,126 人	1,087 人
3 歳児	1,264 人	1,352 人	1,231 人	1,189 人	1,147 人
4 歳児	1,407 人	1,300 人	1,388 人	1,265 人	1,223 人
5 歳児	1,435 人	1,432 人	1,326 人	1,416 人	1,290 人
計	7,707 人	7,490 人	7,231 人	7,040 人	6,719 人

■ 表 平成27年～平成31年人口推計（6歳から11歳）

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
6 歳児	1,463 人	1,456 人	1,455 人	1,351 人	1,444 人
7 歳児	1,513 人	1,481 人	1,474 人	1,472 人	1,369 人
8 歳児	1,455 人	1,513 人	1,481 人	1,473 人	1,472 人
9 歳児	1,489 人	1,460 人	1,518 人	1,486 人	1,478 人
10 歳児	1,431 人	1,497 人	1,468 人	1,526 人	1,494 人
11 歳児	1,575 人	1,442 人	1,508 人	1,480 人	1,539 人
計	8,926 人	8,849 人	8,904 人	8,788 人	8,796 人

■ 表 地域別 平成27年～平成31年人口推計（0歳から5歳）

鎌倉	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	272 人	258 人	246 人	234 人	220 人
1 歳児	298 人	285 人	270 人	257 人	245 人
2 歳児	370 人	310 人	297 人	281 人	268 人
3 歳児	331 人	382 人	319 人	306 人	289 人
4 歳児	365 人	338 人	390 人	326 人	313 人
5 歳児	390 人	370 人	343 人	396 人	331 人
計	2,026 人	1,943 人	1,865 人	1,800 人	1,666 人
腰越	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	114 人	109 人	105 人	101 人	99 人
1 歳児	128 人	122 人	116 人	112 人	108 人
2 歳児	174 人	147 人	140 人	134 人	130 人
3 歳児	156 人	186 人	157 人	150 人	144 人
4 歳児	177 人	164 人	195 人	165 人	158 人
5 歳児	169 人	189 人	175 人	208 人	176 人
計	918 人	917 人	888 人	870 人	815 人
深沢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	232 人	224 人	215 人	206 人	197 人
1 歳児	253 人	243 人	235 人	226 人	217 人
2 歳児	251 人	247 人	237 人	229 人	220 人
3 歳児	265 人	254 人	250 人	240 人	232 人
4 歳児	308 人	275 人	263 人	259 人	249 人
5 歳児	289 人	309 人	276 人	264 人	260 人
計	1,598 人	1,552 人	1,476 人	1,424 人	1,375 人
大船	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	307 人	305 人	299 人	295 人	291 人
1 歳児	335 人	329 人	327 人	321 人	317 人
2 歳児	337 人	334 人	328 人	326 人	320 人
3 歳児	338 人	338 人	335 人	329 人	327 人
4 歳児	362 人	353 人	352 人	349 人	343 人
5 歳児	360 人	367 人	360 人	358 人	355 人
計	2,039 人	2,026 人	2,001 人	1,978 人	1,953 人
玉縄	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	166 人	157 人	150 人	143 人	136 人
1 歳児	171 人	165 人	156 人	149 人	142 人
2 歳児	193 人	171 人	165 人	156 人	149 人
3 歳児	174 人	192 人	170 人	164 人	155 人
4 歳児	195 人	170 人	188 人	166 人	160 人
5 歳児	227 人	197 人	172 人	190 人	168 人
計	1,126 人	1,052 人	1,001 人	968 人	910 人

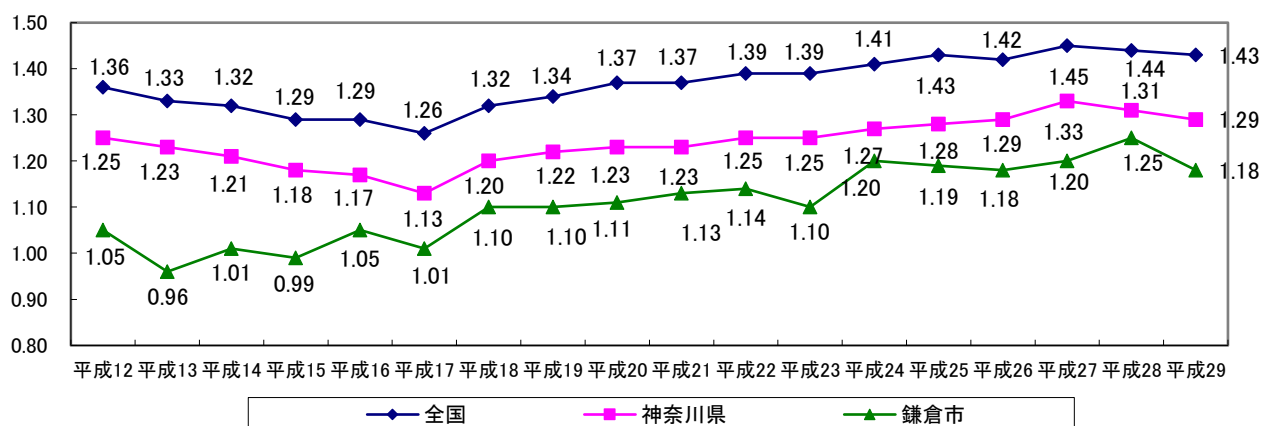
■ 表 学校区別 平成27年～平成31年人口推計（6歳から11歳）

鎌倉	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一小学校区	923 人	915 人	921 人	909 人	910 人
第二小学校区	573 人	568 人	571 人	564 人	564 人
御成小学校区	573 人	568 人	571 人	564 人	564 人
稲村カ崎小学校区	246 人	244 人	246 人	243 人	243 人
積み上げ	2,315 人	2,295 人	2,309 人	2,279 人	2,281 人
腰越	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
七里ヶ浜小学校区	410 人	407 人	409 人	404 人	404 人
腰越小学校区	474 人	470 人	473 人	467 人	467 人
西鎌倉小学校区	785 人	779 人	783 人	773 人	774 人
積み上げ	1,669 人	1,655 人	1,665 人	1,644 人	1,645 人
深沢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
深沢小学校区	891 人	883 人	889 人	877 人	878 人
富士塚小学校区	249 人	247 人	249 人	246 人	246 人
山崎小学校区	768 人	762 人	766 人	756 人	757 人
積み上げ	1,909 人	1,892 人	1,904 人	1,879 人	1,881 人
大船	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
大船小学校区	499 人	495 人	498 人	491 人	492 人
小坂小学校区	659 人	653 人	657 人	648 人	649 人
今泉小学校区	452 人	448 人	451 人	445 人	445 人
積み上げ	1,610 人	1,596 人	1,606 人	1,585 人	1,586 人
玉縄	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
玉縄小学校区	627 人	621 人	625 人	617 人	618 人
植木小学校区	363 人	360 人	362 人	358 人	358 人
関谷小学校区	433 人	429 人	432 人	426 人	427 人
積み上げ	1,423 人	1,411 人	1,419 人	1,401 人	1,402 人

(3) 合計特殊出生率*の推移（全国・県・鎌倉市）

鎌倉市の合計特殊出生率*は、全国や県を下回って推移していますが、緩やかな上昇傾向にあり、平成29年度は1.18でした。（人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率*は2.08と考えられています。）

■ 図 合計特殊出生率*の推移 ■



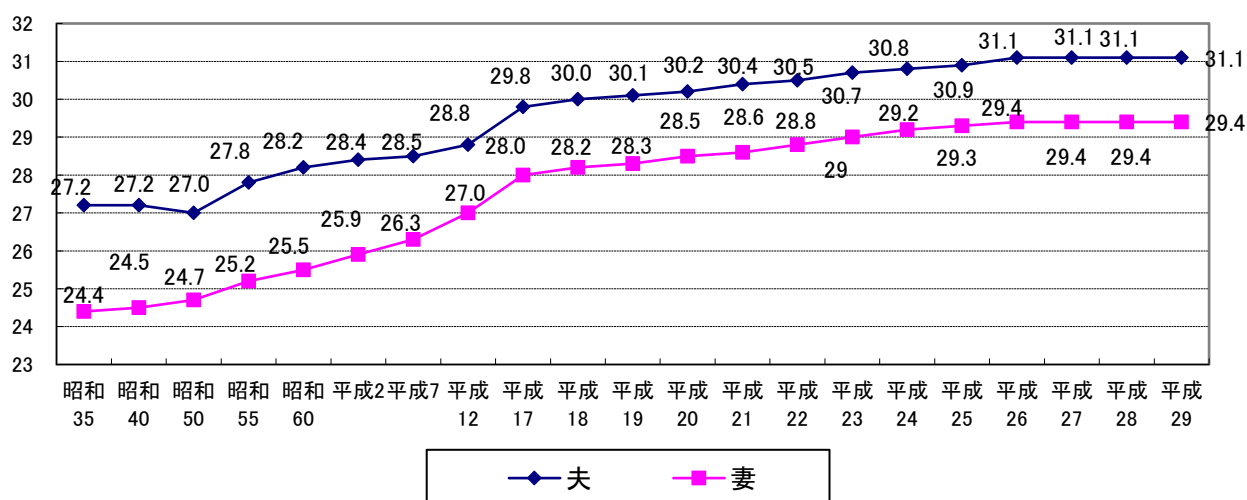
※ 資料：（全国）厚生労働省「人口動態統計」（神奈川県・鎌倉市）神奈川県衛生統計年報

2 少子化の要因

(1) 晩婚化（平均初婚年齢の推移）（全国）

平均初婚年齢は、長らく上昇傾向を続けていましたが、平成29年は夫が31.1歳、妻が29.4歳とともに前年比横ばいでした。

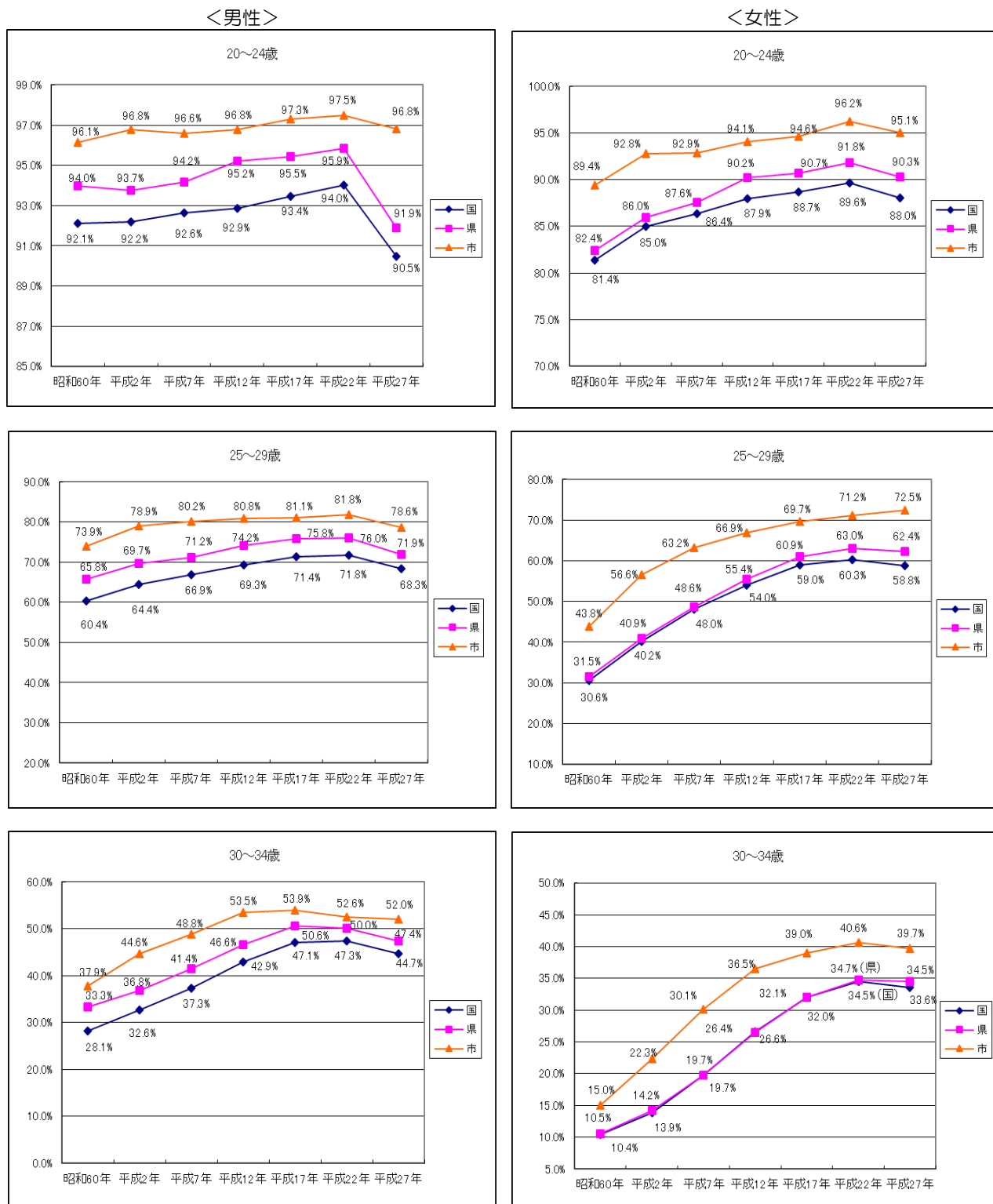
■ 図 平均初婚年齢の推移 ■



※ 同居し、届け出た時の年齢。資料：厚生労働省「人口動態統計」

年齢別の未婚率をみると、男女とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。特に女性の 25～29 歳で、顕著に未婚率の上昇がみられます。また、鎌倉市の未婚率は全国、県を大きく上回っています。

■ 図 未婚率の推移 ■

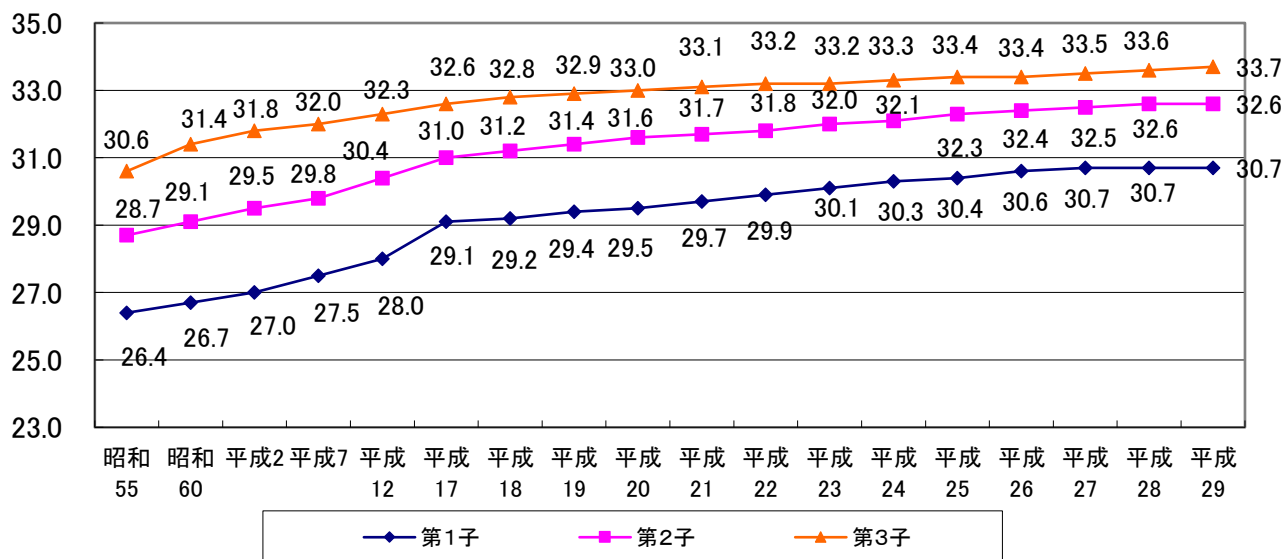


※資料：国勢調査

(2) 晩産化（母親の平均出生時年齢の推移）（全国）

晩婚化の傾向に伴い、出生したときの母親の年齢も遅くなる晩産化が同時に進んでいます。昭和55年には、第1子出生時の母親の平均年齢は26.4歳でしたが、平成28年には30.7歳と4.3歳上昇し、その結果、第2子、第3子出生時の平均年齢も上昇しています。高年齢になると出産を控える傾向にあるため、晩産化は少子化の一因とされています。

■ 図 母親の平均出生時年齢の推移 ■



米印資料：厚生労働省「人口動態統計」

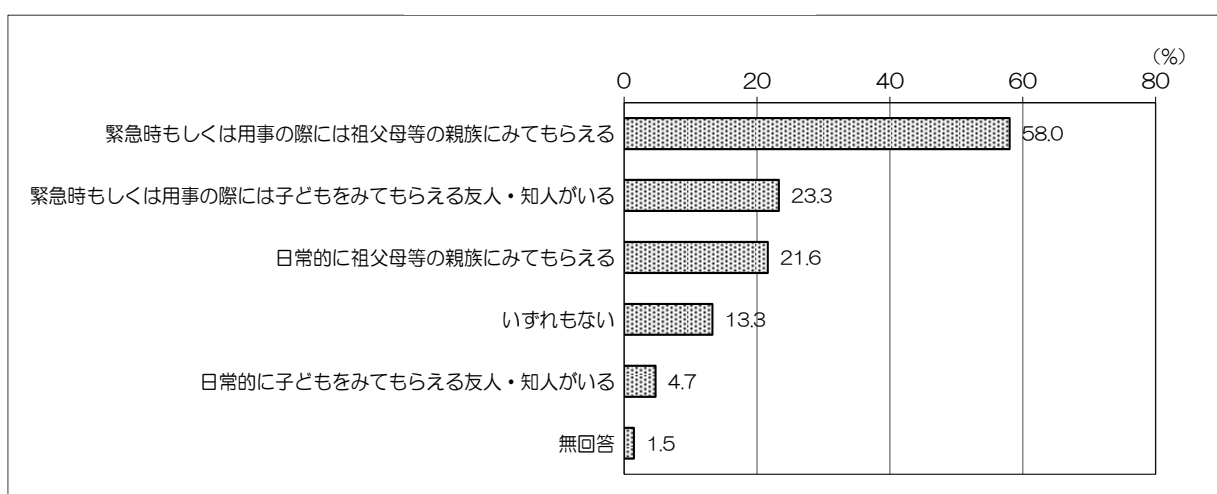


3 子育ての孤立感や負担感

(1) 親族・知人からの支援、子育てを気軽に相談できる人の有無（鎌倉市）

ニーズ調査では、13%を超える人が、「子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない」と回答しています。また、平成25年度第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画に関する市民意識調査でも、親と子（5歳以下）の世帯のうち44.1%の人が、「困ったことがあるとき、相談したり助け合ったりすることのできる人が隣近所にいない」と回答しています。日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、孤立した状況で子育てをしている家庭が存在していることが伺えます。

■ 図 親族・知人からの支援 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

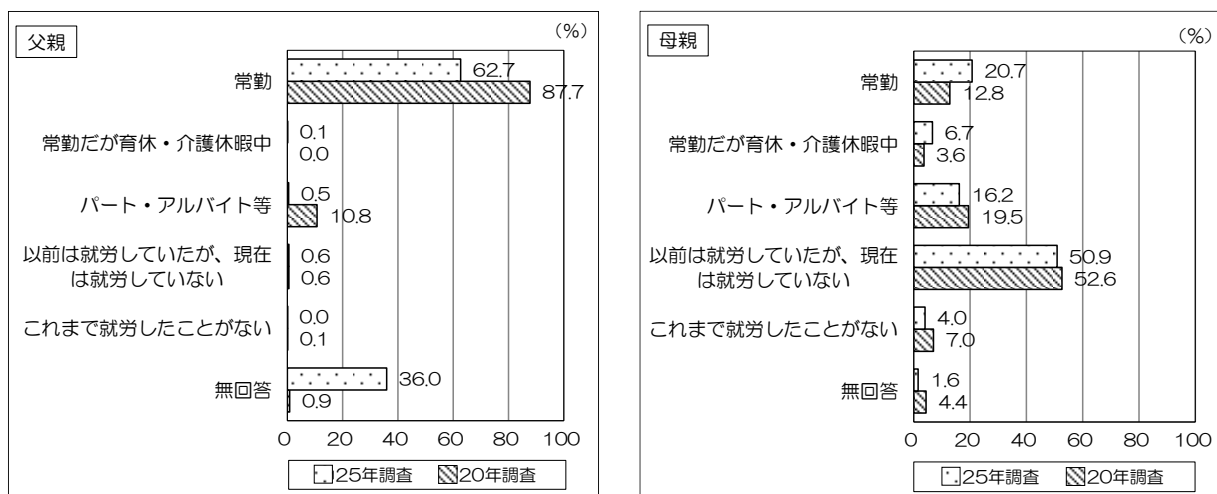


4 就労状況と子育て

(1) 父親、母親の就労状況（鎌倉市）

父親の就労状況をみると、ほとんどが「常勤」となっていますが、母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が最も高く、結婚や出産を機に離職したことが伺えます。また、平成20年度に実施したニーズ調査の結果と比較すると、母親の常勤率が上昇しています。

■ 図 父親、母親の就労状況 ■

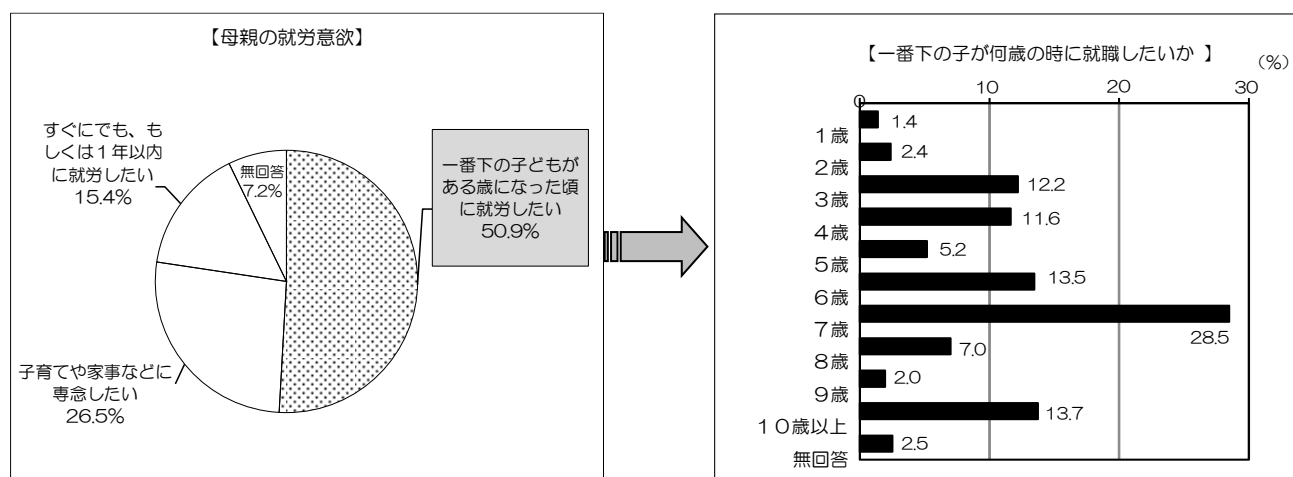


※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

(2) 母親の就労希望（鎌倉市）

現在就労していない母親のうち、15.4%が「すぐにでも、もしくは1年以内に」、50.9%が「一番下の子どもがある歳になった頃に」就労したいと回答しており、共働き世帯は今後も増加する見通しです。

■ 図 母親の就労希望 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

5 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

平成 25 年度に実施した 0 歳児から 5 歳児を持つ世帯へのニーズ調査、次世代育成きらきらプラン後期計画の評価、「鎌倉市子ども・子育て会議」でのご意見などから次の現状や課題が見えてきました。

(1) 子育ての不安感や負担を解消する取組

- ・ 核家族化の進行や地域の人々との交流の機会が少なくなる中で、子育て情報を求める声が強まり、身近で気軽に相談できる場が求められています。
- ・ 多くの保護者が子育てに関する経済的な負担を感じています。
- ・ 妊娠・出産・育児における、母子の心身の健康に対する不安を解消することが必要です。

(2) 社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭への支援

- ・ 障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、虐待を受けている子ども等、特別な配慮や支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた支援が求められています。

(3) 子どもの権利が尊重され、安全・安心に暮らせるための環境整備

- ・ 子どもを個人として尊重し、子どもがいきいきと日常生活を送ることができる環境が必要です。
- ・ 子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

(4) 子どもが学びや体験を通じ豊かな人間性を形成するための支援

- ・ 子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭は子どもにとって最初の集団で成長の基盤であることから、本来果たす役割を見つめ直す必要があります。
- ・ 子ども同士や親子が地域の人や自然と触れ合う機会が減少しており、地域での交流の機会や場所の提供、遊びのきっかけを求める声が多数寄せられています。
- ・ 有害な情報が子どもでも簡単に入手できる環境があります。子ども一人ひとりが、自分と「相手」を大切にできるよう環境整備を行っていく必要があります。
- ・ 子どもの豊かな人間性を育成するため、質の高い幼児期の教育が求められています。

(5) ワーク・ライフ・バランス*の実現

- ・ 女性の就労率の上昇や勤務形態の多様化などに伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。
- ・ 共働き世帯の増加などの背景から、放課後児童クラブの拡充への要望が高まっています。
- ・ 男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、多様な働き方の選択が可能になる労働環境の整備や男女がともに支え合う環境などが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが健やかに育つまち

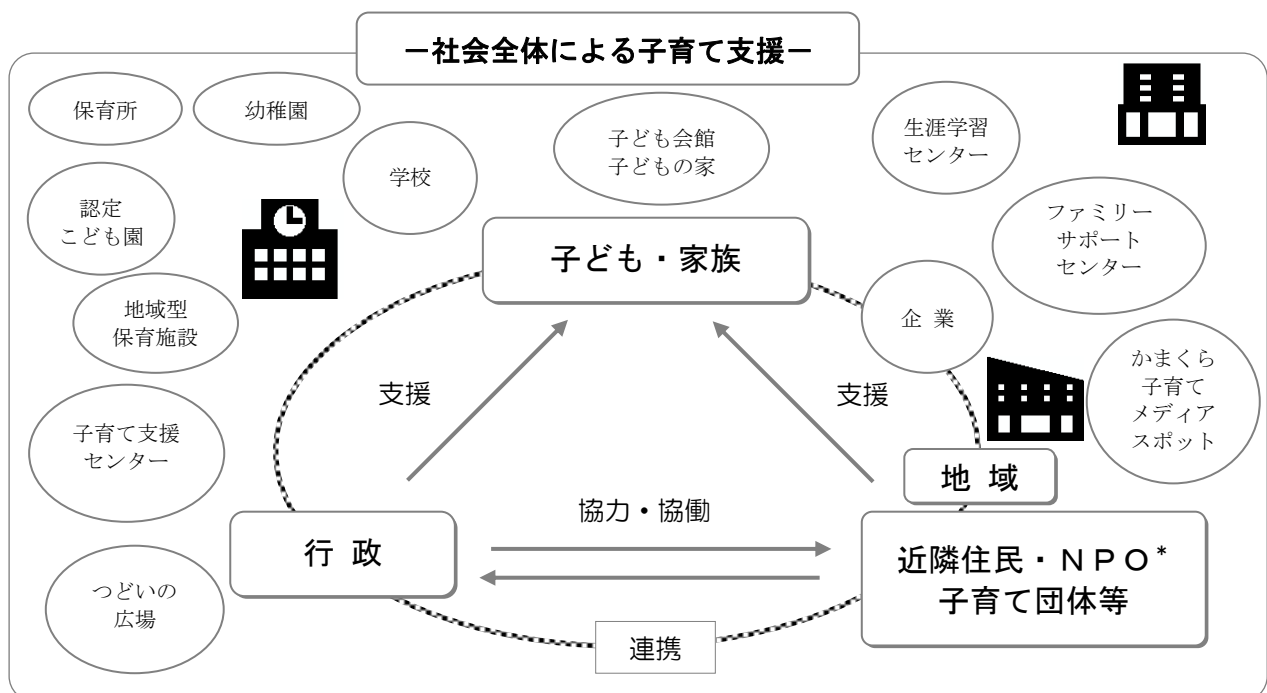
子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

核家族化が進み、多くの家族に見守られながら子どもが育っていくといった家庭環境が失われてきています。保護者の孤立感や負担感の増大も懸念されており、また、女性の社会進出など、社会構造が変化し、結婚・出産、子育ての悩みや不安を多くの市民や家庭が抱えています。

そこで、本市では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現に向けて本計画を推進します。

子どもの元気な声がまちにこだまし、これから子どもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんなが子どもたちを温かく包み込む、そのようなまちを本市はめざします。



2 基本目標

基本理念の実現のために、本市では基本目標を以下のように設定しました。

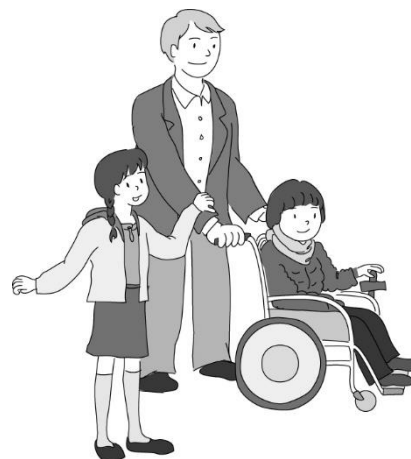
（１）子育て家庭支援の充実（20 号～）

子育ての不安や悩みを解消するための体制の整備や、子育て家庭に対する経済的支援、医療体制の充実等により、子育てに関する悩みや不安の解消に努めます。



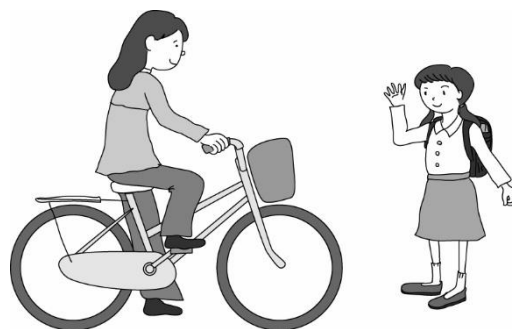
（２）特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援（49 号～）

障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭など、特別な配慮や支援が必要な子どもの状況に応じた支援の充実に努めます。



（３）子どもの権利や安全の確保（63 号～）

子どもが安心して生活ができる環境を整え、子どもと子育て家庭にとって安全で住みやすいまちを創り上げることを通じて、子どもが権利の主体として尊重され、健やかに育つことができるまちをめざします。



（４）子どもの社会的成長の促進（74 号～）



子どもが健全に育つ環境を整え、子どもに交流の機会や遊び・学びの場を提供するとともに、多様な体験の機会を提供することを通じて社会性を育んでいきます。

また、生活の基本となる家庭教育の充実を促進し、就学前の教育及び学校教育の充実と相互の連携を図ることにより、子どもがその可能性を伸ばしていくことのできる環境を整えます。

（５）仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス*社会）の実現（100 ㉮～）

多様なニーズに応じた保育サービスの提供や拡充などを行い、子育てと仕事を両立できる仕組みづくりを進めます。



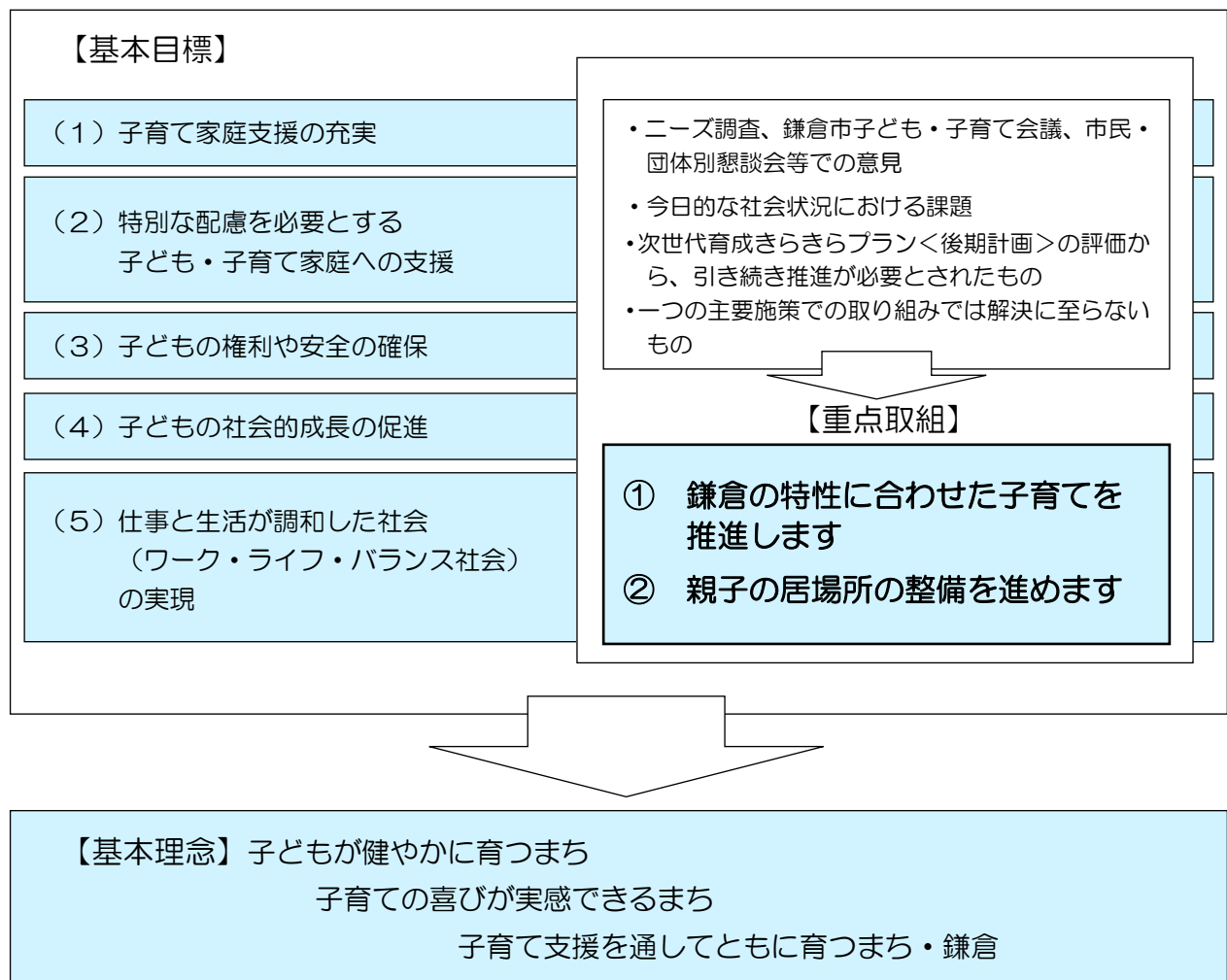
3 重点取組

基本理念を実現するため、基本目標及び主要施策（4 計画の体系参照）を設定し、取組を進めていきますが、多岐にわたる施策のなかで以下4点を考慮し、今後5年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組」として位置づけました。

- ① ニーズ調査、鎌倉市子ども・子育て会議、市民・団体別懇談会等での意見
- ② 今日的な社会状況における課題
- ③ 次世代育成きらきらプラン＜後期計画＞の評価から、引き続き推進が必要とされたもの
- ④ 一つの主要施策での取組では解決に至らないもの

検討の結果、本計画では、「鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します」「親子の居場所の整備を進めます」の2点を重点取組として、設定しました。

市では、この2つの重点取組を推進するため、各種関連事業を充実するための取組を進めるとともに、関係団体が行う事業のサポートなどを行っていきます。



（１）鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します

本市は貴重な歴史遺産とそれを取り巻く歴史的風土を持ち、海と山の美しい自然に囲まれています。この恵まれた環境を生かした子育てができることは何物にも代えがたい本市の特性です。この特性を子育ての場で生かすことが必要であるとの意見が、「鎌倉市子ども・子育て会議」や「市民懇談会・団体別懇談会」でも出されました。

本市では、学校教育における総合的学習や環境保全・景観形成に関する体験学習などでその特性を生かしてきました。また、自然・歴史・文化等の様々な体験機会を子どもたちに提供するとともに、親子で共有することを通じて家庭教育にも資することを図ってきました。

今後も、各種関連事業を整備するとともに、鎌倉らしさを生かした学校教育・社会教育・家庭教育を行うことに努め、鎌倉の特性に合わせた子育てを促進していきます。

推進主要施策	基本目標４ 主要施策（２）	幼児教育・学校教育の充実 （76 ㊦参照）
	基本目標４ 主要施策（６）	多様な体験機会の確保 （93 ㊦参照）

（２）親子の居場所の整備を進めます

少子化・核家族化・都市化の進展とともに、子どもは家庭や地域で遊び相手が見つからず、親は子育ての悩みを打ち明け、相談する相手を見つけづらくなってきています。

「ニーズ調査」「鎌倉市子ども・子育て会議」「市民懇談会・団体別懇談会」では、多くの方が子どもや親の集う場所を求めているとのご意見がありました。

本市では、子育て支援センター・つどいの広場・子ども会館・各種公園など、様々な居場所づくりに努めてきたところですが、施設が使いづらいなど有効に活用されていない現状があるため、今後より積極的に親子の居場所づくりを進めていきます。

推進主要施策	基本目標１ 主要施策（１）	子育て不安解消体制の整備 （20 ㊦参照）
	基本目標１ 主要施策（３）	放課後児童対策の充実 （31 ㊦参照）
	基本目標４ 主要施策（４）	子どもの交流機会の確保 （87 ㊦参照）
	基本目標４ 主要施策（５）	子どもの遊びや学びの場の整備 （90 ㊦参照）

4 計画の体系

基本理念	基本目標	主要施策
子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉	基本目標1（20 号～） 子育て家庭支援の充実	（1）<u>子育て不安解消体制の整備</u> （2）多様な保育・預かりサービスの充実 （3）<u>放課後児童対策の充実</u> （4）経済的支援の充実 （5）母子保健医療体制の充実 （6）食育*の推進
	基本目標2（49 号～） 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援	（1）ひとり親家庭への支援 （2）障害のある子どもとその家庭への支援 （3）児童虐待防止体制の充実
	基本目標3（63 号～） 子どもの権利や安全の確保	（1）子どもの権利と主体性の尊重 （2）子どもの安全性の確保 （3）子どもの生活環境の整備
	基本目標4（74 号～） 子どもの社会的成長の促進	（1）家庭教育の充実 （2）<u>幼児教育・学校教育の充実</u> （3）子どもの健全な成長への支援 （4）<u>子どもの交流機会の確保</u> （5）<u>子どもの遊びや学びの場の整備</u> （6）<u>多様な体験機会の確保</u>
	基本目標5（100 号～） 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現	（1）男女がともに支え合う仕組みづくり （2）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり （3）多様な保育・預かりサービスの充実 （4）放課後児童対策の充実

主要施策のうち下線があるものについては、重点取組を推進するための施策です（推進主要施策）。

第4章 施策の展開

1 基本目標1 子育て家庭支援の充実

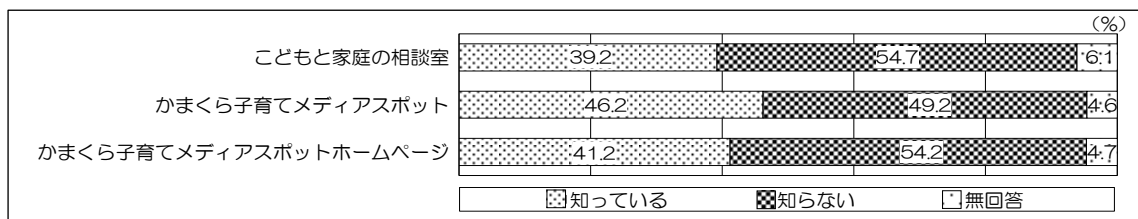
主要施策（1）子育て不安解消体制の整備

少子化・核家族化の進行につれて、子育てについての知識と経験を持ち合わせている家庭が少なくなり、また、都市化が進行するなかで、地域で子育てについて気軽に相談できる人がいなくなった結果、家庭の養育力や地域の子育て支援力が低下してきています。

また、情報化社会の進展は、子育てに関する情報の入手を容易にする一方で、過剰な情報の氾濫が保護者の混乱をもたらす事例が増えています。

保護者の子育てに関する不安を解消するためには、子育て相談事業や保護者同士の交流事業を引き続き進めるとともに、子育てに役立つ情報を提供できるような体制を充実することが必要です。

■ 図 相談・情報提供事業の認知状況 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・子どもの年齢に合った市のガイドブックがほしい。
- ・子育て相談支援を行っている場所や機会をお知らせする手段を増やしてほしい。
- ・母親同士がつながりを持てる機会が少ない。
- ・ママや赤ちゃんにとって、気軽に息抜きできる場所があるといい。
- ・自分から子育てサークルのようなところに出向くことはなかなか勇気がいる。市の積極的な呼びかけで集まることで、親子が交流できる機会があれば、子育ての悩みやストレス、孤独感も少なくなると思う。

課題

- 市が行っている相談・情報提供事業の認知度を高めるため、事業の周知が必要です。
- 子育て支援センターなど公共の施設に限らず、キッズスペースがある飲食店など、身近な場所で集え、交流できる場が求められています。
- 子育ての悩みや喜びを共有しやすい、家族ぐるみで付き合える相手や、自分の子どもと同学年の子の親と出会えるきっかけづくりが求められています。

施策の方向性

- ① 相談体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 保護者交流機会の提供
- ④ ネットワーク体制の充実

① 相談体制の充実

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-1-1-1	地域子育て相談体制 【こども相談課】 【保育課】	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センター・保育所を活用し、相談体制の充実に努めます。保育所および認定こども園では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受付けています。 ★子育て支援センター 5地域のうち4地域(鎌倉・深沢・大船・玉縄)に設置。 ★公立保育園では各園で「〇〇広場」(年10回程度)、合同出張保育では「わくわく広場」(4回)を開催し、遊びの提供及び保育士、栄養士、看護師による子育て相談を行いました。 ★保育コンシェルジュの継続。支援センターやサロン(主任児童員)と連携をして子育て相談を行いました。	子育て支援センター： 事業の継続 認可保育所： 全施設で実施	30,281千円 (うち、 指定管理料 29,220千円)
1-1-1-2	「こどもと家庭の相談室」の実施 (重複掲載 2-3-1-3) 【こども相談課】	子どもと家庭の福祉及び児童虐待に関する一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。 また、相談員が子育て支援センター等に出向いて、保護者から直接育児などの相談が受けられるような出張相談に取り組みます。 ■夜間相談 ■土曜相談 ■訪問相談 ★親育ち支援事業プログラムを実施しました(目からウロコの子育て講座/BP/NP)。 ★利用者から要望があった場合に、子育て支援センターにおいて訪問相談を実施しました。 ★広く子育て家庭に「こどもと家庭の相談室」の周知を図るため、相談室リーフレットを市内幼稚園、保育園、小中学校に配付しました(配布枚数16,510枚)。 ★同じ子育ての悩みを抱えた保護者のフリートークの場である「ママのトークタイムわかば」を年間3クール実施しました。	事業の継続	222千円 (わかばアド バイザー報償 費120千円、 目からウロコ、 NP、わかば保 育ボランティア 報償費 102千円)

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-1-1-3	各種相談体制の充実及び連携 【関係各課】	各種相談事業を充実し、各相談窓口と関係機関との連携を図ります。	・親子健康相談 1-5-5-2 参照 ・ひとり親家庭相談 2-1-1-1 参照 ・障害のある子どもとその家庭に対する相談体制 2-2-1-1 ～ 6 参照 ・教育相談の充実 4-2-5-1 参照 ・思春期相談体制の充実 4-3-2-2 参照	
1-1-1-4	育児相談及び講演会 【私立幼稚園】	幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。 ★23 園中全園で実施しました。	事業の継続	
1-1-1-5	地域の民生委員児童委員*、主任児童委員*の活動 【鎌倉市民生委員児童委員協議会】 【主任児童委員連絡会】	厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員*が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。主任児童委員*は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けたり、虐待の早期発見・早期対応に取り組むなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。 ■地区民生委員児童委員協議会 ★10 地区 計 220 人 ■主任児童委員連絡会 ★10 地区各 2 人 計 20 人 ★毎月の定例会議・連絡会において、子どもに関することを検討しました。 ★児童虐待に関する研究会等に参加し、虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。	事業の継続	民生委員児童委員協議会 5,035 千円 主任児童委員連絡会 90 千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-1-1-6	子育て支援センターの充実 (重複掲載 1-1-3-1) 【こども相談課】	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。 ★5地域のうち4地域(鎌倉・深沢・大船・玉縄)に設置。 利用者数(延べ) 鎌倉 13,215 人 深沢 6,528 人 大船 9,321 人 玉縄 10,647 人 (合計 39,711 人)	事業の継続 ※詳細は第5章(105 頁)参照	30,281 千円 (うち、指定管理料 29,220 千円)
1-1-1-7	つどいの広場(重複掲載 1-1-3-2) 【こども支援課】	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。 ★1 地域 2 か所で実施 ■腰越行政センター(週 3 日) ★利用者数 2,657 人 ■七里ガ浜子ども会館(週 2 日) ★利用者数 940 人	1 地域 2 か所 (支援センター開設のため) ※詳細は第5章(105 頁)参照	2,867 千円
1-1-1-8	保育所における地域育児センター活動 【保育課】	多様化する子育てニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域育児センター活動を行います。 ★公立園 5 園、民間園 18 園(認定こども園含む)で実施しました。	事業の継続	
1-1-1-9	子育てサロン 【地区社会福祉協議会】 【地区民生委員児童委員協議会】	児童の健全育成のために、主任児童委員*が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。 ■第一地区 二階堂子育てサロン ★年 15 回 ■第二地区 Fly2Kids ★年 44 回 ■第三地区 稲村力崎ベビーちゃんの会 ★年 12 回 つくしっ子 ★年 10 回 ■第四地区 子育てひろば ぼっけ ★年 10 回 ■第五地区 深沢キッズネット ★年 12 回 ■第六地区 同上 ■第七地区 子育てサロン 子ぶくろ家 ★年 12 回 ■第八地区 のびのび子育て ★年 11 回 すくすく子育て ★年 11 回 ■第九地区 ぴょんぴょんキッズたまりば ★年 11 回 ■第十地区 西鎌倉ぼっけ ★年 17 回	事業の継続	各地区社協・各 民児協の補助 金により運営 をしており、市 民児協事務局 では決算額の 報告を受けて いません

② 情報提供体制の充実

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-1-2-1	かまくら子育てメディアスポットの運営 【こども支援課】	市役所内のかまくら子育てメディアスポットやホームページ、ネットワークサービスなどを活用し「子育て支援コンシェルジュ」による子育て支援情報の収集・提供を行います。 また、子育て支援団体や地域活動の情報発信に協力するなど、社会全体で子育てを支える取組みを支援します。 ★相談件数 197 件 ★LINE@にて子育て情報を配信しました。 ★“出張” かまくら子育てメディアスポット 実施なし。	事業の継続	3,419 千円
1-1-2-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行 【こども支援課】	妊娠中から小学校低学年までの子どもの子育てに役立つ子育て支援情報誌を発行します。 ★平成 30 年度版発行部数 15,000 部 (平成 29 年度作成、平成 30 年度配布) ★市ホームページにて電子書籍版を配信しました。 ★平成 30 年度版配付か所数 153 か所	利用者が身近な場所で受け取ることのできる環境を作ります。	
1-1-2-3	祖父母世代向け手帳 「孫育てスタートブック～地域みんなで子育て～」 【市民健康課】	お父さん、お母さんの子育てを祖父母世代がサポートし、地域みんなが笑顔になれる「孫育て」のポイントをまとめた冊子を作成します。 ★市内各所において配付しました。	事業の継続	1,263 千円

③ 保護者交流機会の提供

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-1-3-1	子育て支援センターの充実 (重複掲載 1-1-1-6) 【こども相談課】	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。 1-1-1-6 参照	事業の継続 ※詳細は第 5 章(105 頁)参照	1-1-1-6 参照
1-1-3-2	つどいの広場 (重複掲載 1-1-1-7) 【こども支援課】	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に 0～3 歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。 1-1-1-7 参照	1 地域 2 か所 (支援センター開設のため) ※詳細は第 5 章(105 頁)参照	1-1-1-7 参照
1-1-3-3	多世代交流地域共同拠点の創設 【福祉総務課】	地域の資源等(住宅や店舗等も含む)を活用した多世代が交流できる拠点づくりを支援します。 地域福祉活動に関する情報収集・提供、地域課題の解決や地域福祉活動に関する懇談の場づくりの支援、地域における福祉人材の発掘と養成を進めました。また、身近で交流できる「つどいの場」づくりを推進するため、「空き家、空き店舗等情報登録制度」を設けています。	地域の活動状況にあわせた支援のあり方の検討、実施	2,299 千円

④ ネットワーク体制の充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-1-4-1	ネットワークの推進 【こども支援課】	子ども関連のすべての機関・団体が、子どもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるよう協働関係を促進します。 地域や学術機関と連携を持った子育て支援について検討・実施しました。 ★かまくらママ&パパ's カレッジ特別企画 1回開催	事業の継続	
1-1-4-2	地域福祉活動 【市民健康課】 【保育課】	地域の会館等を活用し、身近な小グループでの子育てを推進するため、保育所、社会福祉協議会、主任児童委員*や育児ボランティア等との連携を図ります。 ★地域の子育てグループ等への保健師等派遣 延 24 回 保護者延 444 人 児 454 人 ★ファミリーサポートセンター支援会員登録講習会 4回 46 人 ★主任児童委員、子育て支援センター職員等との連携を図りました。	事業の継続	

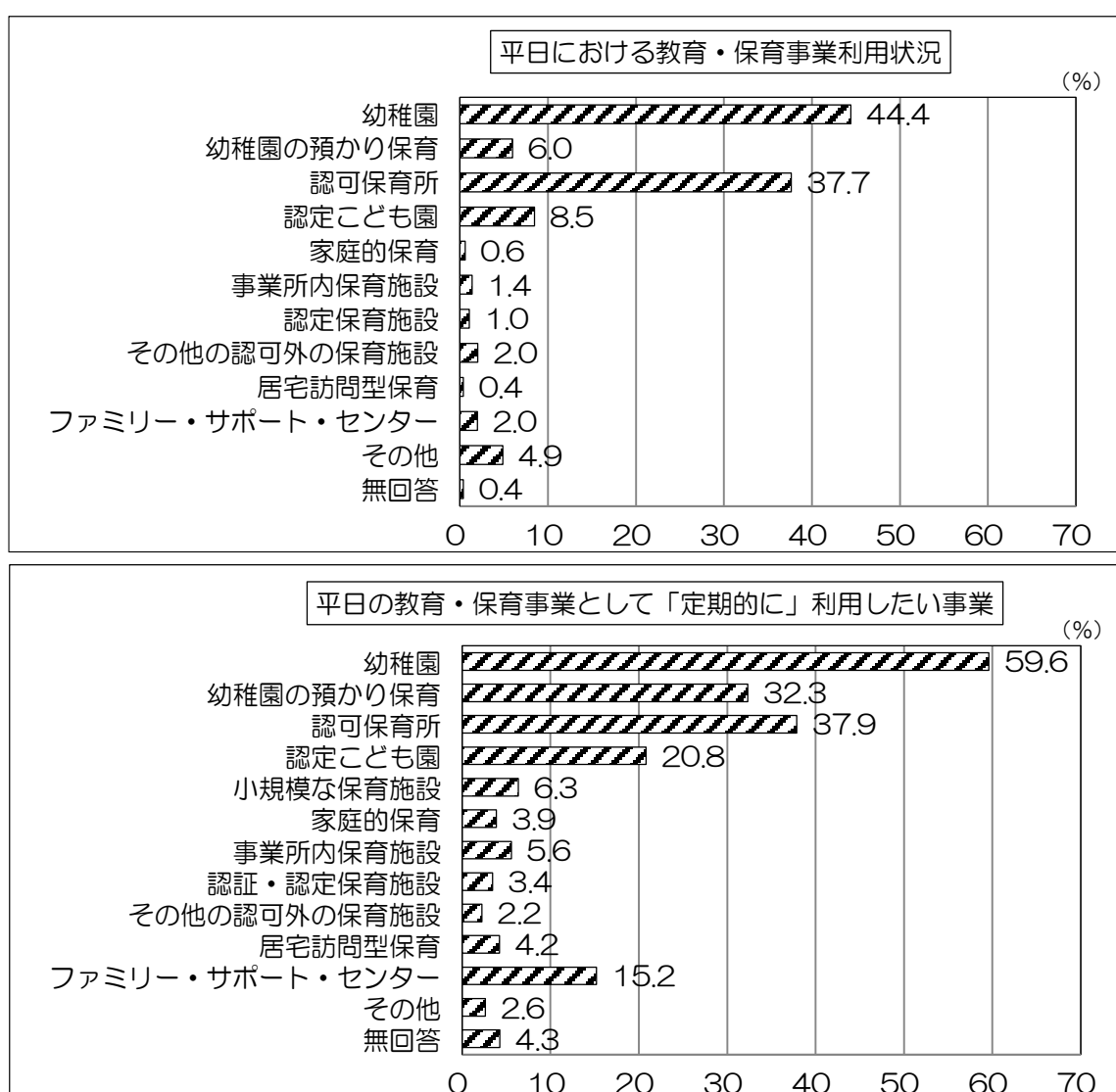
主要施策（２）多様な保育・預かりサービスの充実

女性の就労率の上昇にともなう夫婦共働き家庭の増加などにより、保育に対する需要が高まっています。

また、パートタイム就労やフレックスタイムでの勤務等により、就労形態や勤務時間が多様化しており、それに応じて保育ニーズも多様化していることから、これらに対応した環境を整備することが課題となっています。

さらに、一時的な就労やリフレッシュ等での一時預かりサービスのニーズも増えており、共働き家庭のみならず、全ての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

■ 図 平日における教育・保育事業利用状況・利用意向 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・ 仕事をしたいが、入所できる保育所がない。
- ・ 保育所整備はたしかに進んでいるが、入所を希望しているものの祖父母にみてもらっているため待機児童数にカウントされていない人もいるため、今後も施設整備の必要がある。
- ・ 保育所の競争率が高いため、育休を早めに切り上げる親もいる。
- ・ 施設整備の計画を立てる際は、保育所が不足する地域に配慮するなど、地域性に合わせた計画をたててほしい。
- ・ 保育所の受入数が増えてきているが、今後は数だけではなく保育の質も確保してほしい。
- ・ 一時預かりを利用したかったが、人数が一杯で利用できなかった。
- ・ 保育所の一時預かりを全ての保育所でもやってほしい。利用したくても家から離れた保育所でしか一時預かりをしていない。
- ・ 幼稚園でも長期休み中の預かり保育をしてけるとよい。
- ・ 病気の子どもをみってくれる、預かってくれる場所を充実させないと、子どもを持つ母親は働けない。
- ・ 在宅で子育てをしている家庭への支援も充実させてほしい。
- ・ 育休中に、気軽に子どもを預けられる場所がなく、精神的にきつかった。仕事に復帰し、保育所に預けてから、肉体的にはきついが、精神的には楽になった。
- ・ ファミリーサポートセンターは、相手の都合が合わない時に困るが地域とのつながりが取れて良い制度だと思う。
- ・ 施設面だけでなく、地域で子どもを育てようという雰囲気づくりが重要。

課題

- 保育所や一時預かりなどでは、利用希望に対して、提供量が下回っているため、利用したい人が利用できる環境を整えることが必要です。
- 時間の延長、土日の開設、保育士の質の改善、備品や行事の充実等、保育ニーズが多様化しており、きめ細かいサービスの提供が必要です。
- 地域の人が育児支援を行うファミリーサポートセンターについては、ニーズが高いため、今後支援を行う会員を増やす必要があります。
- 身近な場所での、子どもの一時預かりを求める声があります。
- 地域のバランスに考慮した施設整備が求められます。

施策の方向性

- ① 保育体制の整備・充実
- ② 保育内容の充実
- ③ 保育サービスの質の確保
- ④ 地域での預かり等事業の充実

① 保育体制の整備・充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-2-1-1	通常保育事業 【保育課】	教育・保育施設及び地域型保育事業において、保護者が就労をしているなど、子ども・子育て支援法に定められている「保育を必要とする児童」に対して保育を実施します。 また、地域型保育事業と教育・保育施設の連携を図るなど、通常保育事業の充実を図ります。 ★認定こども園・認可保育所等 定員数 2,451 人 受入数 2,543 人 (待機児数 93 人)	待機児童の解消 ※詳細は第 5 章 (105 頁) 参照	
1-2-1-2	公立保育所の拠点化 【こども支援課】 【保育課】	市内 5 地域に 1 園ずつの公立保育所を整備し、子育て支援の拠点としての機能を充実させていきます。 ★平成 29 年度に開所した由比ガ浜子どもセンターの整備のために実施した工事等に起因して、第三者の建物等に与えた損失の補償を行いました。また、5 月に拠点保育所整備方針を策定し、今後の建替えに向けた準備を行いました。	事業の継続	876 千円
1-2-1-3	保育施設の整備・活用 【こども支援課】 【保育課】	保育の安全確保、産後の休業及び育児休業後における保育所入所希望者の増など多様化する市民ニーズへの対応及び待機児童の解消を目指し、保育施設の新築・改築等の整備を図ります。 ★鎌倉おなり保育園開所 (定員 50 人)	事業の継続 待機児童の解消へ向けた整備	

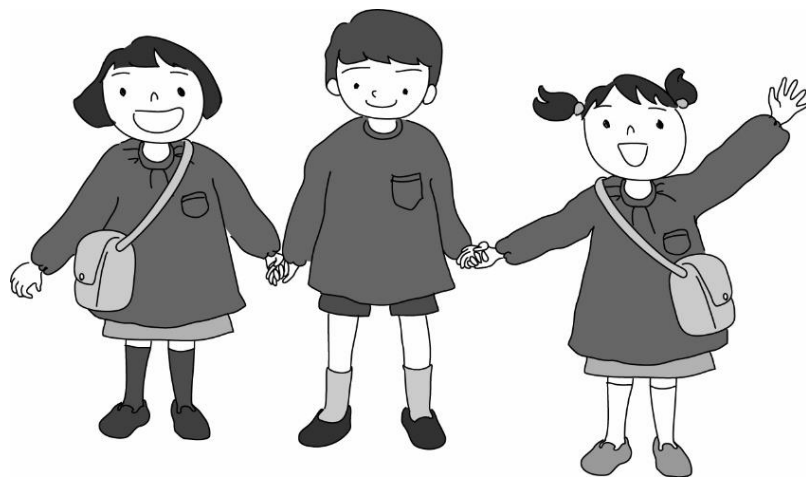
② 保育内容の充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-2-2-1	延長保育事業 【保育課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施保育所の拡大を図ります。 ★認可保育所全園で実施しました。	事業の継続 ※詳細は第 5 章 (105 頁) 参照	
1-2-2-2	夜間保育事業 【保育課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、夜間保育の検討をします。 ★検討します。	事業の検討	
1-2-2-3	休日保育事業 【保育課】	就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。 ★実施か所数 1 か所 (山崎保育園)、利用者数 604 人 ★岡本保育園年末保育は利用希望者がいなかったため実施していません。	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-2-2-4	病児・病後児保育事業 【保育課】	病気の回復期に至らない児童及び病気回復期の児童を一時的に預かる事業を推進します。 ■【病児・病後児保育事業】実施箇所2か所 (病児保育室トコトコ及び病児・病後児保育室naste大船) ★病児保育延利用人数 延 1006 人 (トコトコ 548 人、naste 大船 458 人) ★病後児保育延利用人数 延 88 人 (トコトコ 44 人、naste 大船 44 人)	事業の継続 ※詳細は第 5 章(105 頁)参照	4,552 千円
1-2-2-5	低年齢児保育 【保育課】	産後休暇明け・育児休業明けでの乳児保育の需要に応えるため、低年齢児保育を実施します。 ★公立 4 園で実施 ★私立 18 園で実施	事業の継続	

③ 保育サービスの質の確保

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-2-3-1	保育サービス評価 【保育課】	保育所の提供するサービスについて、自己評価に加えて、利用者の認識・把握と第三者機関による評価の実施を検討しています。 私立保育所についても取組を要請していきます。 ★公立保育園各園での自己評価に加えて、第三者評価を腰越保育園で実施しました。	順次全園での実施	227 千円

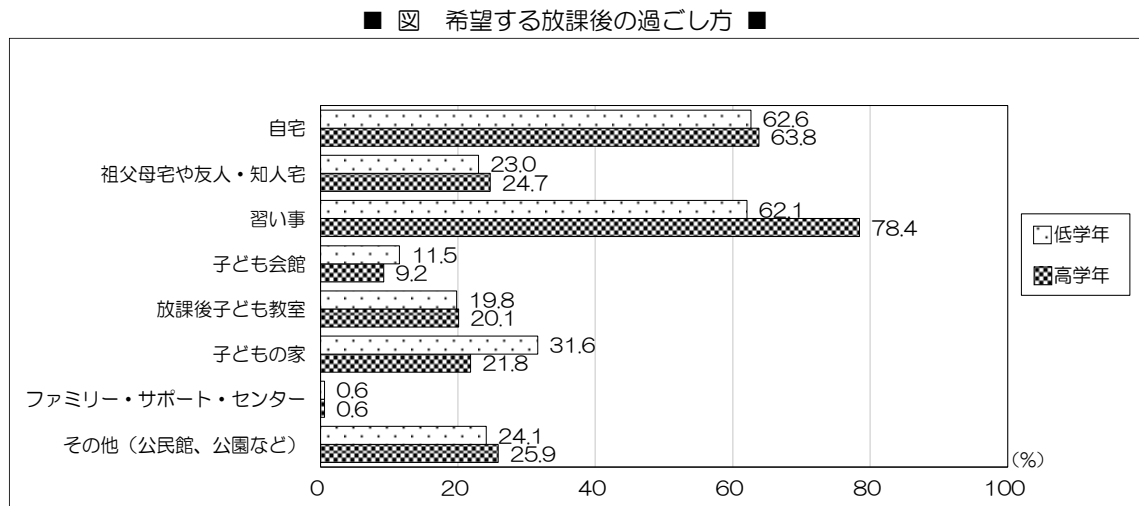


④ 地域での預かり等事業の充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-2-4-1	一時預かり事業 【保育課】	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、一時的に預かり保育を行います。また、保育所以外での実施も検討します。 ★実施園 11 園(公立 4 園、民間 7 園) 延利用人数 6,807 人	事業の継続 ※詳細は第 5 章(105 頁)参照	13,469 千円
1-2-4-2	短期入所生活援助(ショートステイ)事業 【こども相談課】	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します ★受入施設 3 施設	事業の継続 ※詳細は第 5 章(105 頁)参照	42 千円
1-2-4-3	トワイライトステイ事業 【こども相談課】	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。 実施なし	事業の検討	
1-2-4-4	送迎保育ステーション 【保育課】	駅前等利便性の高い場所にステーションを整備し、一時預かりと保育所への送迎サービスを実施するとともに、送迎先保育所の閉所後の延長保育の実施を検討します。 実施なし	事業の検討	
1-2-4-5	預かり保育 【私立幼稚園】	幼稚園に就園している幼児につき、当該幼稚園において、教育課程に係る教育時間の前後に教育活動を行います。 ★23 園中 21 園で実施しました(認定こども園を含む)。	事業の継続	
1-2-4-6	ファミリーサポートセンター事業 【こども相談課】	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。 ★活動件数:育児 8,251 件 ★会員数:育児支援 434 人、依頼 2,483 人、 両方 103 人	事業の継続 ※詳細は第 5 章(105 頁)参照(就学児分のみ)	11,084 千円
1-2-4-7	市主催事業における託児サービス 【各課】	乳幼児のいる親が、市の主催する事業へ参加できるよう託児サービスを推進します。 ★115 回設定し、105 回実施しました。	事業の継続	236 千円

主要施策（３）放課後児童対策の充実

就労希望者の潜在的なニーズに対応し、小学校に通う子どもに対する保育ニーズも高まっています。また、就学期の子どもが放課後等に安心して過ごせる場所で、さまざまな年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が求められています。国では『放課後子ども総合プラン』を平成 26（2014）年 7 月に策定し、取組を進めていくこととしており、本市でも放課後児童対策をさらに進めていく必要があります。



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・ 小学校卒業まで希望者全員が学童に通えることを希望する。高学年とはいえ、東京まで働きに行っていると、何か起きた時にすぐに帰宅することが出来ず、子ども一人で待たせることは不安。
- ・ 学校と学童保育施設がかなり離れており、施設への子どもの移動を考えると利用をためらう。他市では学校の空き教室を学童保育にあてて活動しているところが増えている。
- ・ 長期休暇中だけ学童に預けられるなど様々な利用形態を検討してほしい。
- ・ 子ども会館・子どもの家の質を向上させてほしい。
- ・ 他市では、放課後の空き教室を子どもの居場所にする事業があり、学童保育の必要がない子どもも利用できる。鎌倉市でもこういった事業を進めていってほしい。
- ・ 小学校の放課後の開放についてもっと推進してほしい。

課題

- 学童保育は、利用希望に対して、提供量が下回っており、待機児童の解消が求められています。
- 学童保育施設（子どもの家）は、学校から施設までの距離が離れているところがあるため、設置場所を検討する必要があります。
- 学童保育の必要がない子どもも利用できる居場所が求められています。

施策の方向性

- ① 放課後児童対策の量と質の確保

① 放課後児童対策の量と質の確保

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-3-1-1	放課後子ども総合プラン (重複掲載 4-5-1-4) 【青少年課】 【教育総務課】	放課後の安全で健やかな居場所づくりを行う事業で、放課後児童クラブ(子どもの家)(1-3-1-2 参照)、放課後子ども教室(1-3-1-3 参照)、子どもの家の利用時間延長(1-3-1-4 参照)を推進します。 また、市長部局と教育委員会が連携し、同一の小中学校内等で一体型※1 又は連携型※2 による「放課後児童クラブ(子どもの家)」と「放課後子ども教室」の実施を検討します。 ※1 一体型とは、活動場所が同一の小中学校内等にあり、共通のプログラムに参加するもの ※2 連携型とは、活動場所が同一の小中学校内等にはないが、共通のプログラムに参加するもの ★深沢小、関谷小で放課後かまくらっ子を開始しました。 ★第二小、第一小、御成小、小坂小で平成 31 年 4 月から、七里ガ浜小、富士塚小、大船小で平成 31 年 10 月から放課後かまくらっ子を開始するため、放課後子ども総合プラン検討委員会を開催、指定管理の選定委員会を開催、指定管理者決定等、プラン実施へ向けた検討や準備を実施しました。	一体型の放課児童クラブ(子どもの家)と放課後子ども教室を1箇所以上整備することを目指す	46,839 千円
1-3-1-2	子どもの家 【青少年課】	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、基準条例の遵守に努めつつ健全な育成を図ります。 ★実施か所数 16 か所(待機児童数 0 人)	待機児童の解消 詳細は第5章(105 頁)参照 放課後子ども教室との一体的または連携実施 1-3-1-1 参照	
1-3-1-3	放課後子ども教室 【教育総務課】	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ活動・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。市内 2 校で実施しています。 ■稲村ヶ崎小学校 8 教室 ★平日 35 日 土曜日夏休み 15 日 計 50 日 50 コマ 参加人数 延べ 1,084 人 ■今泉小学校 8 コース ★平日 9 日 23 コマ 土曜日夏休み 10 日 16 コマ 計 19 日 39 コマ 参加人数 延べ 778 人 ■なつの学習教室 ★夏休み 稲村ヶ崎小学校 2 日 今泉小学校 2 日(1 日は上記夏休み 2 コマと同日開催) 参加人数 延べ 120 人	事業の拡充 放課後児童クラブ(子どもの家)との一体的または連携実施 1-3-1-1 参照	1,334 千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-3-1-4	子どもの家の利用時間延長 【青少年課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化等に対応できるよう、子どもの家の利用時間の延長を実施します。 ★全施設 18 時から 19 時までの延長利用を実施しました。 毎月平均約 343 人（申請者） ★学校休校日（月～金曜日） 午前 7 時 15 分～午前 8 時 15 分と学校休校日（土曜日） 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分の早朝利用を開始しました。 毎月平均約 60 人（申請者）	事業の継続	
1-3-1-5	幼稚園における学童保育 【私立幼稚園】	放課後児童の健全育成に関して、幼稚園を地域の社会資源として考え、積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目指した事業に取り組んでいます。 ★23 園中 3 園で実施しました（認定こども園を含む）。 （預かり保育の実施時間に合わせて、卒園児や園児の兄・姉に限り実施）	事業の継続	
1-3-1-6	子ども会館 （重複掲載 4-5-1-1） 【青少年課】	地域の子どもに健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図ります。 ★14 か所 ★年間児童利用者数 延 65,439 人 ★一日あたり平均来館者数 224 人 （各館一日の平均利用者数の合計）	事業の継続	

主要施策（４）経済的支援の充実

子育て家庭では、養育費・教育費等の子育てに係る経済的負担の家計に占める割合が多く、経済的支援が求められています。

安心して子育てができるよう、子育て家庭の負担を軽減するための支援の充実が必要です。

【寄せられた意見】

- ・ 小児医療費助成は非常に助かっている。中学生でも特定の疾患がある場合は、薬が欠かせないので出来れば補助してもらえると更に助かる。
- ・ 子育ての際にかかる費用についてもう少し助成があれば良い。
- ・ 出産するまでにもお金がかかりすぎる。
- ・ 少子化対策としてはもっと経済的な面で助成が必要。助成対象の収入の上限が、決して富裕層とは言えない世帯があてはまっていると感じる。

課題

- 教育費、医療費、出産費の助成など、経済的支援の充実が求められています。
- 少子化対策として、経済的負担の軽減を引き続き進めていく必要があります。

施策の方向性

- ① 養育費等の助成
- ② ひとり親家庭への助成
- ③ 障害のある子どもとその家庭への助成
- ④ 医療費の助成
- ⑤ 教育費の助成

① 養育費等の助成

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-4-1-1	児童手当 【こども相談課】	児童手当法に基づき、中学修了前(15歳になった後の最初の3月31日)までの児童を養育する父母等に支給します。 ★受給児童数 20,113人	事業の継続	2,250,450 千円
1-4-1-2	在宅子育て家庭支援 【こども相談課】	妊娠中の者、在宅で就学前の子どもを養育している保護者、又は小学生までの子育てをしている家庭で同一世帯の家族が病気になる等育児又は家事の援助が必要な保護者が、ファミリーサポートセンター又は子育て支援事業者を利用した場合、利用料の一部を助成します。 ★助成対象者数 341人	事業の継続	1,745 千円

② ひとり親家庭への助成

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-4-2-1	ひとり親家庭の医療費の 助成 (重複掲載 1-4-4-2) (重複掲載 1-5-4-2) (重複掲載 2-1-3-4) 【こども相談課】	18 歳に達した後の最初の3月 31 日までの児童と、その養 育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時 食事代を除く)の全額を助成します。(所得制限あり) ★対象者数 1,842 人	事業の継続	56,561 千円
1-4-2-2	児童扶養手当 (重複掲載 2-1-3-1) 【こども相談課】	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給しま す。 ★対象受給者数 583 人(平成 31 年 3 月末) ★〈手当額〉 全部支給 月額 42,500 円 一部支給 月額 42,490 円～10,030 円 2 人目加算 5,020 円～10,040 円 3 人目以降 3,010 円～6,020 円	事業の継続	263,376 千円
1-4-2-3	ひとり親家庭への貸付制 度 (重複掲載 2-1-3-2) 【こども相談課】	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要なときに生活資 金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。 ★貸付 0 件	事業の継続	
1-4-2-4	ひとり親家庭の家賃の助 成 (重複掲載 2-1-3-3) 【こども相談課】	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活 の安定と自立の支援を行います。 ★対象世帯数 184 世帯	事業の継続	15,472 千円
1-4-2-5	ひとり親家庭等児童の大 学進学支度金 (重複掲載 2-1-3-5) 【こども相談課】	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するに当たり、支度 金を交付します。 ★交付人数 45 人	事業の継続	2,760 千円
1-4-2-6	遺児卒業祝金贈呈 (重複掲載 2-1-3-6) 【こども相談課】	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を 交付します。 ★交付人数 12 人	事業の継続	360 千円

③ 障害のある子どもとその家庭への助成

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-4-3-1	障害者医療費助成 (重複掲載 1-4-4-3) (重複掲載 1-5-4-3) (重複掲載 2-2-5-1) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 ★対象者数 4,224 人	事業の継続	592,211 千円
1-4-3-2	特別児童扶養手当 (重複掲載 2-2-5-2) 【こども相談課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20 歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。 ★市は手続きのみ(県が支給) 受給権者数 182 人	事業の継続	
1-4-3-3	障害児福祉手当 (重複掲載 2-2-5-3) 【障害福祉課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児(20 歳未満)に手当を支給します。 ★受給資格者数 43 人	事業の継続	6719 千円
1-4-3-4	障害者福祉手当 (重複掲載 2-2-5-4) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。 ★受給資格者数(障害者も含む) 2,760 人	事業の継続	65,138 千円
1-4-3-5	地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費 (重複掲載 2-2-5-5) 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等)を必要とする障害のある子ども(18 歳未満)がサービスを利用した場合に、その費用を給付します。(利用者負担あり。ただし上限額あり。) ★移動支援利用者数 82 人(18 歳未満) ★その他サービス利用者数 347 人(18 歳未満)	事業の継続	
1-4-3-6	障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成 (重複掲載 2-2-5-6) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者に対し、タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、自動車燃料費助成券を交付します。 ★交付者数 101 人(20 歳未満)	事業の継続	
1-4-3-7	補装具・日常生活用具の交付 (重複掲載 2-2-5-7) 【障害福祉課】	障害児者の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。 (18 歳未満) ★補装具交付・修理件数 105 件 ★日常生活用具交付件数 99 件	事業の継続	補装具 13,868 千円 日常生活用具 2,931 千円

④ 医療費の助成

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-4-4-1	小児医療費助成 (重複掲載 1-5-4-1) 【こども相談課】	0歳～小学6年生の入・通院と、中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。(ただし、小中学生については所得制限あり) ★対象者数 15,656 人	事業の継続	471,588 千円
1-4-4-2	ひとり親家庭の医療費の助成 (重複掲載 1-4-2-1) (重複掲載 1-5-4-2) (重複掲載 2-1-3-4) 【こども相談課】	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 1-4-2-1 参照	事業の継続	1-4-2-1 参照
1-4-4-3	障害者医療費助成 (重複掲載 1-4-3-1) (重複掲載 1-5-4-3) (重複掲載 2-2-5-1) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 1-4-3-1 参照	事業の継続	1-4-3-1 参照
1-4-4-4	未熟児養育医療事業 (重複掲載 1-5-4-4) 【こども相談課】	医師が指定医療機関において養育が必要と認めた未熟児の入院医療費(入院時食事代を含む)を助成します。 ★対象者数 19 人	事業の継続	7,522 千円

⑤ 教育費の助成

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-4-5-1	私立幼稚園等就園奨励費 補助金の交付 (重複掲載 4-2-4-1) 【こども支援課】	私学助成の私立幼稚園等へお子さんを通園させている保護者 に対して、補助金を交付します。 ★奨励費交付対象園児数 2,130 人	令和元年 (2019年) 10月1日か らの幼児教 育・保育無償 化制度の開 始に伴い廃 止	376,812 千円
1-4-5-2	就学援助 (重複掲載 4-2-4-2) 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の 保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生 徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。 ★小学校 1,495 人、中学校 623 人 合計 2,118 人に支給	事業の継続 基準の維持	155,806 千円
1-4-5-3	実費徴収に係る補足給付 事業 (重複掲載 4-2-4-3) 【保育課】	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が日用品、文 具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世 帯を対象に費用の一部を補助します。 ★対象なし	適切な支援 の実施	

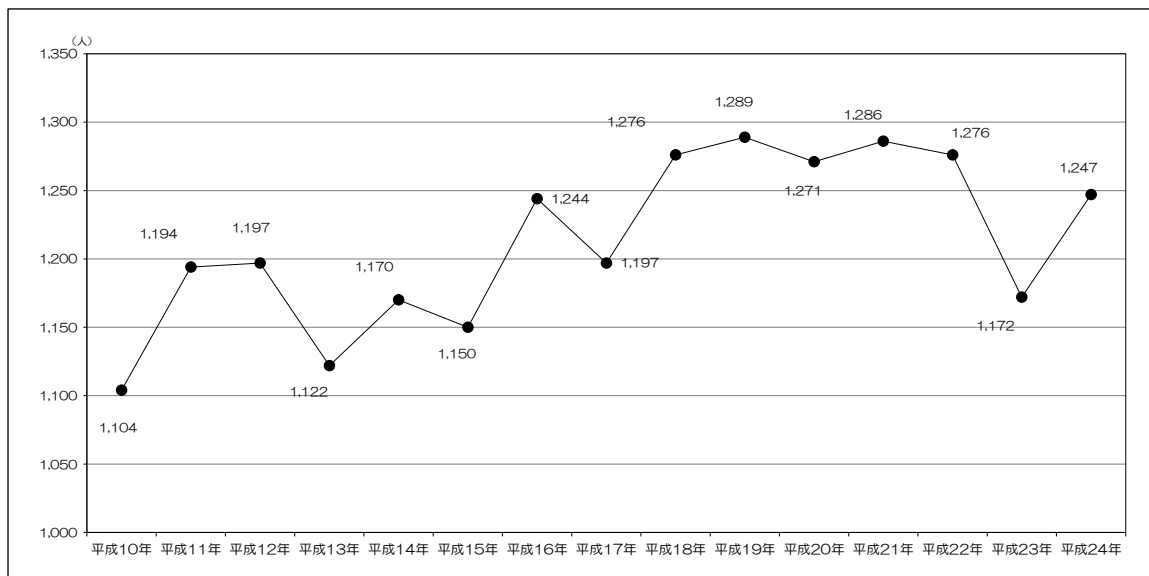
主要施策（５）母子保健医療体制の充実

妊娠・出産に関し心身に不安を持つ妊婦に対して、出産前後の母体及び胎児・新生児に一貫した健康管理を行うことはきわめて大切です。また、体力的に不安定な乳幼児に対しては、疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題であり、妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策が求められています。

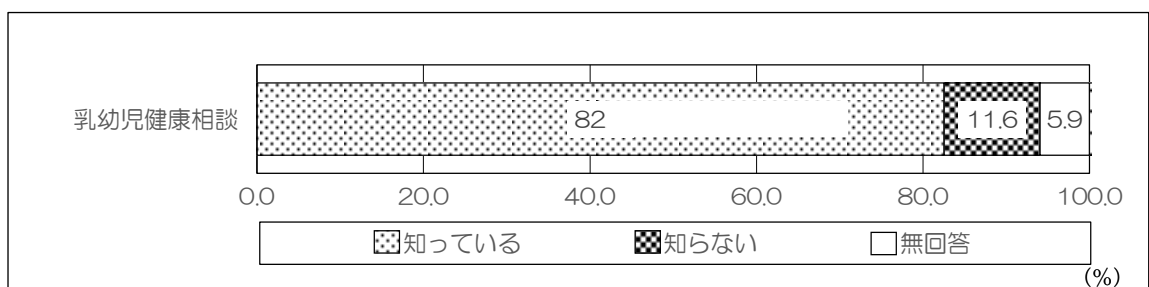
少子化・核家族化が進行し、子育て経験や相談相手が不足している家庭が増えており、子育て家庭にとって、健康管理、相談・情報提供体制の整備の有する意義はますます大きくなってきています。

平成 27（2015）年度から始まる『健やか親子 21（第 2 次）』の計画に合わせ、市でも母子保健医療体制をさらに充実していく必要があります。

■ 図 鎌倉市の子どもの出生数の推移 ■



■ 図 乳幼児健康相談の認知度 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・鎌倉市は産院が少ない。
- ・産後の訪問や医療費の補助は非常に助かっている。新制度になっても維持してほしい。
- ・子どもの健康診断や歯科検診について、働いている親なども行きやすいよう、時間や曜日の柔軟な対応を検討してほしい。また、会場も遠かったり不便だったりするので、検討してほしい。
- ・乳幼児健康相談は具体的な相談事がないと参加しづらい。身長、体重の計測のほかにも月ごとにテーマを掲げて専門の方の話を聞ける機会があれば良いと思う。
- ・赤ちゃんを緊急や夜間に受付けてくれる病院が少なく心配。

課題

- 健康診断や健康相談の場におけるきめ細かい対応が求められています。
- 健康診断については、開催日時の調整を図るなどして、いろいろな状況の人が参加しやすいような時間設定や会場を検討する必要があります。
- 小児医療機関の24時間休日診療対応体制の確保策の検討が必要です。

施策の方向性

- ① 妊婦等に対する支援の充実
- ② 乳幼児の健康の確保
- ③ 子どもに対する医療体制の整備
- ④ 医療に対する経済的支援
- ⑤ 相談・情報提供

① 妊婦等に対する支援の充実

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-1-1	妊産婦及び乳幼児健康診断 (重複掲載 1-5-2-1) 【市民健康課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立を防ぎます。 ★妊産婦健康診査 16回/人 延 14,878人 ★4か月児健康診査 956人(91.0%) ★お誕生前健康診査 1,007人(95.4%) ★1歳6か月児健康診査 1,065人(96.2%) ★3歳児健康診査 1,185人(94.3%) ★2歳児歯科健康診査 916人(77.2%) 幼児健康診査対象児には個別通知で受診勧奨、未受診児には勧奨ハガキ、電話、家庭訪問で受診勧奨、事情により未受診の場合は、幼児の発育発達、保育状況等の聞き取りをします。	事業の継続 健診未受診者のフォローの徹底と居所不明児を見据えたフォローシステムの構築 妊婦健康診査 詳細は第5章 (105頁)参照	委託料 81,687千円 補助金(妊産婦・乳児) 妊産婦：3,646千円 乳児：92千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-1-2	両親学級 (重複掲載5-1-1-3) 【市民健康課】	妊娠及び出産後の母体の保護、日常生活での注意点・育児の 楽しさを一緒に学習します。 ★両親教室 妊娠期 18 回 実 282 人(妊婦 159、夫 120、他 3) 延 336 人(妊婦 195、夫 138、他 3)	事業の継続	150 千円
1-5-1-3	産科診療所運営への支援 【市民健康課】	鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」の運営を 支援し、市内で安心して子どもを出産し、育てられる環境を 整備します。 ★分娩 144 件 ★外来、妊婦健診等 4,797 件(延べ人数)	事業の継続	120,600 千円
1-5-1-4	不妊相談の周知 【市民健康課】	県で実施している特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談セ ンターについて、市民健康課窓口及び健康相談の場等におい て周知しています。 ★県作成のリーフレット、申請書類の配布及び窓口対応	事業の継続	
1-5-1-5	特定不妊・不育症治療費助 成【市民健康課】	特定不妊治療(体外受精や顕微授精)や不育症治療の費用を 助成し、出産を希望するご夫婦に経済的支援を行います。(特 定不妊治療費助成は県助成事業の上乗せ事業です。) ★特定不妊治療費助成: 156 件 ★不育症治療費助成: 1 件	事業の継続	補助金 14,516 千円

② 乳幼児の健康の確保

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-2-1	妊産婦及び乳幼児健康診 査 (重複掲載 1-5-1-1) 【市民健康課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図 るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立を防ぎま す。 1-5-1-1 参照	事業の継続 ・健診未受診者 のフォローの徹 底と居所不明児 を見据えたフォ ローシステムの 構築 ・妊婦健康診査 詳細は第5章 (105 頁)参照	1-5-1-1 参照

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-2-2	上級・普通救命講習 【鎌倉消防署】 【大船消防署】	毎月第2日曜日(9:00~12:00)に普通救命講習会(心肺蘇生法、AED、止血法など)、または上級救命講習会(9:00~17:00 内容は普通救命講習会に傷病者管理法、搬送法等を加えたもの)を開催しています。乳幼児の突然の事故に対する指導も要望にあわせ実施します。 ★普通救命講習Ⅰ(定期開催含む) 114回 受講者 3,040人 ★上級救命講習(定期開催含む) 7回 受講者 147人 ★普通救命講習Ⅲ(乳幼児の突然の事故に対応した講習) 18回 受講者 343人	若年層に対し、更に応急手当の普及啓発を行う	
1-5-2-3	保育園児の健康管理 【保育課】	保育園児の健全な身体の育成のために、定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達の状況を把握し、健康増進に努めます。 また、保健衛生担当嘱託員を配置し、各保育所を巡回します。 ★全認可保育所において健康診断の実施、保健衛生担当嘱託員を配置し、各保育所の巡回を実施しました。	事業の継続	
1-5-2-4	幼稚園児の健康管理 【私立幼稚園】	幼稚園児の健全な身体の育成のために、定期健康診断、歯科健診及び尿検査等を実施します。 ★23園中全園で実施しました(認定こども園を含む)。	事業の継続	

③ 子どもに対する医療体制の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-3-1	予防接種 【市民健康課】	感染性疾病を未然に予防し、子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、予防接種の適切な実施に努めます。 ■個別接種 BCG・ポリオ・DPT/IPV・MR・麻しん・風しん・DT・日本脳炎・ヒブ・肺炎球菌・HPV・水痘・B型肝炎・DPT	事業の継続	398,028 千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-3-2	小児救急医療体制の推進 【市民健康課】	関係機関との協議による小児救急医療体制を充実します。 また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児救急医療水準の維持向上を目指します。 ■初期救急→休日夜間急患診療所 ■第二次救急医療→藤沢市民病院 ■第三次救急医療→ 県立子ども医療センター及び救急救命センター	事業の継続	
1-5-3-3	小児緊急医療支援 【市民健康課】	休日夜間急患診療所の土・日・休日の夜間には、小児科に対応できる医師を配置します。 ★患者数 小児科 1,235 人 ★土・日・休日の夜間配置率 94.8 %	事業の継続	51,145 千円
1-5-3-4	かかりつけ医の確立 【市民健康課】	「予防接種のお知らせ」・「すくすく手帳」の配付や、家庭訪問を行い、早期から包括的な対応をかかりつけ医で受けられるよう、啓発に努めます。 生後1カ月児に「予防接種のお知らせ」を郵送、生後2～3カ月児に「すくすく手帳（健診票つづり）」を郵送又は家庭訪問によって配布しています。その中に医療機関一覧を同封しています。 ★すくすく手帳交付数： 生後2カ月児 979 人、転入 378 人、紛失 10 人	事業の継続	「予防接種と 子どもの健康」 「予防接種ガイドライン」 消耗品費 220 千円 「すくすく手 帳」印刷製本費 459 千円

④ 医療に対する経済的支援

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-4-1	小児医療費助成 (重複掲載 1-4-4-1) 【こども相談課】	0歳～小学6年生の入・通院と、中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。（ただし、小中学生については所得制限あり） 1-4-4-1 参照	事業の継続	1-4-4-1 参照
1-5-4-2	ひとり親家庭の医療費の助成 (重複掲載 1-4-2-1) (重複掲載 1-4-4-2) (重複掲載 2-1-3-4) 【こども相談課】	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。 1-4-2-1 参照	事業の継続	1-4-2-1 参照

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-4-3	障害者医療費助成 (重複掲載 1-4-3-1) (重複掲載 1-4-4-3) (重複掲載 2-2-5-1) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 1-4-3-1 参照	事業の継続	1-4-3-1 参照
1-5-4-4	未熟児養育医療事業 (重複掲載 1-4-4-4) 【こども相談課】	医師が指定医療機関において養育が必要と認めた未熟児の入院医療費(入院時食事代を含む)を助成します。 1-4-4-4 参照	事業の継続	1-4-4-4 参照

⑤ 相談・情報提供

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-5-1	親子健康教育 【市民健康課】	妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。 ★母子健康手帳の交付(妊娠届出数) 1,044 人 父子健康手帳交付 1,044 件(母子健康手帳と同時交付) ★両親教室 妊娠期 18 回 実 282 人(妊婦 159、夫 120、他 3) 延 336 人(妊婦 195、夫 138、他 3) 産後 24 回 503 人(児 245、母 241、父 14、きょうだい 3) ★離乳食教室 12 回 236 人(母親 225、父親 10、祖母 1、乳児 226) ★6か月児育児教室 36 回 846 人(82.0%) ★1 歳児歯科育児教室(申込制) 12 回 288 人 ★思春期前講演会(いのちの教室) 8 校 828 人 ★思春期講演会 1 回 61 人 ★ふたご、みつごのための親子講座 2 回 14 組 47 人	事業の継続 学校保健と連携した「いのちの教室」の拡充	報償費 180 千円
1-5-5-2	親子健康相談 【市民健康課】	育児、栄養、運動、歯など、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できるよう各地域で実施します。 ★5 会場 42 回 相談児実数 632 人(乳児 485、幼児 147) 延数 1,799 人(乳児 1,218、幼児 581) ★予約歯科個別相談(口唇口蓋裂・ダウン症など) 延 45 人 ★電話、面接による相談は随時実施	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-5-5-3	家庭訪問 【市民健康課】	家庭訪問によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持・増進に努めます。 ★助産師・保健師による 妊産婦・新生児・未熟児・乳児・幼児等家庭訪問 延 2,172 件 (うち乳児家庭全戸訪問事業対象 993、 訪問 982、実施率 98.9%)	事業の継続 乳児家庭全戸 訪問事業 詳細は第5章 (105 頁) 参 照	訪問指導委託 料 3,895 千円
1-5-5-4	健診後のフォロー体制づ くり (重複掲載 2-2-1-1) 【市民健康課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳 幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。 ■健康診査・育児教室での個別相談 ★発達・栄養・歯科・保育・運動・心理相談を実施 ■健診事後フォロー教室 ★7グループ延 42 回 参加児延数 279 人 ■適宜家庭訪問 ■乳幼児ケース検討 ■ひよこグループ ★18 回 延 80 人	事業の継続	2-2-1-2 に含 む
1-5-5-5	感染症予防の啓発 【市民健康課】	感染症予防のため、流行が予測される感染症について、ホー ムページ、広報、パンフレット等で予防啓発に努めます。 ★リーフレットの配布	事業の継続	
1-5-5-6	遊び場デビュークラス 【市民健康課】	両親教室の産後クラスとして、生後 1～5 か月の乳児とその 保護者を対象として、子育て支援センターを会場に、情報交 換・専門職からの育児アドバイス等を行います。 ★24 回 503 人 (児 245 人、母 241 人、父 14 人、きょうだい 3 人)	事業の継続	報償費 120 千円



主要施策（６）食育*の推進

近年、身体の発育・発達期にある子どもにとっての食が問題となっています。栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加などは、生涯にわたり健康への悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していない保護者が増加する傾向にあり、コミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会も減少しています。

これらの問題に対応するため、食を通じて、親子や家族とのつながり、仲間や地域との関わりを強め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことを目的として、家庭や社会のなかで、子ども一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むための支援づくりを進める必要があります。

平成 23（2011）年 3 月に、国が『第 2 次食育*推進基本計画』を策定したことを受け、本市でも平成 25（2013）年度から 5 年間に計画期間とした、『第 2 期鎌倉食育*推進計画』を策定し、食育*についての取組を進めています。

【寄せられた意見】

- ・ 食に向き合う時間が少なくなっている。
- ・ 給食の地産地消を進めるなど質の充実を希望する。
- ・ 保育園の給食は栄養バランスもとれていて、子どももよく食べているようだ。
- ・ 義務教育である中学までは食育*の面でも給食にしてほしい。

課題

- 共働き家庭が増えている中で、食事に割くことのできる時間が限られていますが、家庭での食育*・共食*の大切さの周知に努めることが必要です。
- 発育期の子どもや妊産婦に対して食に関する正しい情報を提供することが必要です。
- 保育所や学校等の給食において、食育*を推進していくことが必要です。
- 鎌倉でとれた野菜や魚など地場産物の使用の推進を図ることが必要です。

施策の方向性

- ① 食育*を通じての働きかけ

① 食育*を通じた働きかけ

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-6-1-1	親と子の食生活体験学習 の開催 【市民健康課】	親子で「食育*」を実習体験する講座「やってみよう！わくわくクッキング」を開催します。 ■幼児食育事業「やってみよう！わくわくクッキング」 ★計4回 延52人	事業の継続	
1-6-1-2	栄養相談・栄養指導の実施 【市民健康課】	乳幼児だけではなく、家族全体を対象に、状況に合わせた栄養相談・指導を実施します。 ★乳幼児健康診査・育児教室・健康相談の中で、栄養相談を実施しました。	事業の継続	
1-6-1-3	離乳食教室の開催 【市民健康課】	乳児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導や実習等を開催します。 ★離乳食教室 12回 236人(母親225、父親10、祖母1、乳児226)	事業の継続	消耗品費 パンフレット 61千円 食材費 24千円
1-6-1-4	乳幼児健診の場を通じた 情報提供 【市民健康課】	乳k 幼児健診や育児教室等において、保護者を対象に基礎的な食生活に関する資料・情報の提供を行います。 ★リーフレット・フードモデルなどによる情報提供を行いました。	事業の継続	
1-6-1-5	保育所における食育*の推進 【保育課】	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 また、保育士と栄養士が連携し、乳幼児の現状を把握した上で「保育園年(月) 年齢別食育*計画」に沿った食育を推進します。 ★保育所の食事を中心に保育士と栄養士が連携し、食育を推進しました。 ★子どもの発育に応じた食育を行うために、定期的に食育計画は見直しを行っています。	事業の継続	
1-6-1-6	成長・発達にあわせたはたらきかけ 【保育課】	「保育園年(月) 年齢別食育*計画」に沿って、子どもの成長、年齢にふさわしい食事指導を保育の活動と連携しながら行います。 ★子どもの成長発達にあわせた食事指導を保育士と連携して実施しました。	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
1-6-1-7	学校における食育*の推進 【教育指導課】 【学務課】	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 児童生徒に対する食育*の推進については、全ての小・中学校を栄養教諭を中核としたネットワークに組み込み、栄養教諭による食育*指導が行える体制を整備しています。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及や、給食だよりなどの発行により、食生活に関する情報発信に努めます。 ★給食時間における食育推進の一助として、随時「ひとくちメモ」を発行しました。 ★保護者に対し、食に関する情報を提供するために、概ね月1回「給食だより」を発行しました。 ★小学校の授業時や給食時間に、担任と栄養職員や栄養士が連携して食に関する指導を行いました。 ★保護者に給食に対する理解を深めてもらうために、試食会を各校で実施し、アンケートを行うことにより保護者の意見を把握し、今後の献立、給食調理の参考にしました。 ★中学生向け「食育だより」を年5回発行し、食育指導の資料としました。 ★栄養職員3人が中学校のネットワーク校を訪問し、食育指導を行いました。	事業の継続	
1-6-1-8	食育*ボランティアの活動 支援 【市民健康課】	市の食育*を推進するための食育*ボランティアの活動を支援します。 ★食育カレッジの講座でボランティア団体の紹介を行いました。 ★依頼のあったボランティア団体に対し、健康教育を実施しました。	事業の継続	
1-6-1-9	食育*の啓発 【市民健康課】	食への関心を高めることを目的に、食に関する情報と学習の場を提供するため、広報紙等において、周知を図ります。 ★講座受講者の募集等を広報かまくら、ホームページ、衛生時報等で周知を行いました。	事業の継続	

2 基本目標2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

主要施策（1）ひとり親家庭への支援

全国的に見ると、離婚件数は減少の傾向にあり、離婚率も低下傾向にはあるものの、それでも年間で20万組を超えています。

離婚等により子育てをひとりですることになった場合、母子家庭は経済的な問題、父子家庭は家事や子育てに不慣れなことから生じる問題を抱えることが多くあります。ひとり親家庭の自立や、安定した生活のために各種支援を適切に行うことが求められています。

【寄せられた意見】

- ・ 祖父母と同居の母子家庭への援助。
- ・ 父子家庭に対するサポートを教えてほしい。
- ・ 母子家庭で全てが母親 1 人にかかっているため、経済的理由により仕事を休むことができず、子どもとの時間が持てていない。
- ・ ひとり親家庭への助成拡大等、経済的な面でのサポートも充実していただきたい。

課題

- 父子家庭も含むひとり親家庭への相談体制や経済的支援の充実を進めていく必要があります。
- ひとり親家庭の自立に向けた就労支援を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ① 相談体制の充実
- ② 子育てへの支援
- ③ 経済的支援
- ④ 自立支援

① 相談体制の充実

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-1-1-1	ひとり親家庭相談 【こども相談課】	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、ひとり親家庭自立支援員等による相談を実施します。また、ひとり親家庭自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実を図ります。 ★相談件数 404 件	事業の継続	

② 子育てへの支援

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-1-2-1	家事支援の実施 【こども相談課】	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣します。 ★1 件	事業の継続	9 千円

③ 経済的支援

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-1-3-1	児童扶養手当 (重複掲載 1-4-2-2) 【こども相談課】	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。 1-4-2-2 参照	事業の継続	1-4-2-2 参照
2-1-3-2	ひとり親家庭への貸付制度 (重複掲載 1-4-2-3) 【こども相談課】	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要なときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。 1-4-2-3 参照	事業の継続	
2-1-3-3	ひとり親家庭の家賃の助成 (重複掲載 1-4-2-4) 【こども相談課】	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。 1-4-2-4 参照	事業の継続	1-4-2-4 参照
2-1-3-4	ひとり親家庭の医療費の助成 (重複掲載 1-4-2-1) (重複掲載 1-4-4-2) (重複掲載 1-5-4-2) 【こども相談課】	18 歳に達した後の最初の3月 31 日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 1-4-2-1 参照	事業の継続	1-4-2-1 参照
2-1-3-5	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (重複掲載 1-4-2-5) 【こども相談課】	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するに当たり、支度金を交付します。 1-4-2-5 参照	事業の継続	1-4-2-5 参照
2-1-3-6	遺児卒業祝金贈呈 (重複掲載 1-4-2-6) 【こども相談課】	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を交付します。 1-4-2-6 参照	事業の継続	1-4-2-6 参照

④ 自立支援

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-1-4-1	ひとり親家庭の団体活動 の支援 【こども相談課】	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支 え合う団体活動を積極的に支援します。 ★鎌倉市母子寡婦福祉会へ補助しました。	事業の継続	35 千円
2-1-4-2	緊急保護体制の確保 【こども相談課】	保護の必要な母子を、関係機関との連携により、母子生活支 援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。 また、児童養護施設において、緊急に一時的な保護が必要な 母子に対し、ショートステイ事業を実施します。 ★母子生活支援施設 2 件	事業の継続	4,931 千円
2-1-4-3	自立支援教育訓練給付金 【こども相談課】	指定された教育訓練講座を受講・修了したひとり親家庭の父 または母に対し、給付金を支給します。 ★申請 4 件	事業の継続	139 千円
2-1-4-4	高等職業訓練促進給付金 【こども相談課】	ひとり親家庭の父または母の就職に有利な資格の取得を促進 し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間につ いて、高等職業訓練促進給付金等を支給します。 ★5 件	事業の継続	3,769 千円

主要施策（２）障害のある子どもとその家庭への支援

障害のある子どもが、自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくためには、地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備する必要があります。

障害の早期発見と早期からの発達支援を保障し、さらに、乳幼児期、学齢期、青年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・労働などの連携した支援を行うことが求められています。

【寄せられた意見】

- ・ 障害のある子や落ち着きのない子にも手厚い支援ができる様、園や小学校にもっと人員を確保してほしい。
- ・ 障害児の就学について、様々なレベルの子に適應できるよう、支援学級の内容（質）の改善を望む。
- ・ 生涯を通じて相談できる、恒常的な支援や助言体制をつくってほしい。
- ・ 障害児もできるだけ普通の子どもたちと一緒に過ごせるようにしてほしい。
- ・ 障害者への理解を深めるためには、子どもたちから障害者との生活を経験していることが効果的だと思う。
- ・ 障害児がいると働くことは非常に難しいため、障害児も学童保育を使えるような制度を作してほしい。

課題

- 障害の早期発見、早期からの発達支援の推進に努め、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制を充実させる必要があります。
- 地域でのつながりや統合保育の推進、ライフステージに応じた一貫した支援を進めることが求められています。
- 発達障害*など障害について市民に知ってもらい、理解を深めて行くことが必要です。

施策の方向性

- ① 相談体制の充実
- ② 早期発見・発達支援体制の充実
- ③ 療育支援体制の整備
- ④ 障害のある子どもと家族に対する取組等
- ⑤ 経済的支援

① 相談体制の充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-1-1	健診後のフォロー体制づくり (重複掲載 1-5-5-4) 【市民健康課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。 1-5-5-4 参照	事業の継続	1-5-5-4 参照
2-2-1-2	相談体制の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。 ■新規相談 ★発達相談 244 人 ★言語聴覚相談 100 人 ★リハビリ相談 64 人 ★小児神経科医師相談 26 人 ■障害児相談支援 ★障害児支援利用計画作成 180 人(延 231 回) ★継続障害児支援利用援助 23 人(延 26 人)	事業の継続	34,042 千円
2-2-1-3	障害児者への相談支援体制の推進 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、社会福祉法人及びNPO法人*等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障害のある子どもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。 ★指定・特定相談支援事業所 14 か所 ★基幹相談支援センター運営	事業の継続	
2-2-1-4	就学相談 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力を付けられるよう就学相談の充実に努めます。 ■就学支援委員会 ★4 回実施 ■就学相談 ★随時実施	事業の継続	114 千円
2-2-1-5	障害福祉相談員による相談 【障害福祉課】	市から委嘱を受けた相談員が、地域での社会福祉の増進と障害者の安定した地域生活を支えるための各種相談を行います。 ★障害福祉相談員数 6 人	事業の継続	

② 早期発見・発達支援体制の充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-2-1	5歳児すこやか相談 【発達支援室】	特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする 「5歳児すこやか相談」を実施します。 ★市内在住の5歳児全員を対象として実施 1,145 人 H30：公立・民間保育園、幼稚園計 45 園	事業の継続	2-2-1-2 に含む
2-2-2-2	発達支援指導 【発達支援室】	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに 対する言語指導、リハビリ指導、発達指導の充実に努めます。 ■発達指導 ★374 人 ■言語聴覚指導 ★1,177 人 ■リハビリ指導 ★682 人 ■心理指導 ★4 人	事業の継続	2-2-1-2 に含む
2-2-2-3	発達支援システムネット ワークの推進 【発達支援室】 【教育指導課】	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別 な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステー ジに対応する一貫した継続的支援を実施します。 ■発達支援システム推進協議会 ★2回 ■発達支援システム連絡会議 ★2回 ■発達支援システム検討部会 ★2回	事業の継続	2-2-1-2 に含む
2-2-2-4	要保護幼児へのきめ細か な対応 【私立幼稚園】	言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。この ような園児の早期発見、早期対応の必要に応じてカウンセラ ーの拡充事業を行います。 ★23 園中全園で実施しました。 市発達支援室「5歳児すこやか相談」と連携しています。	事業の継続	
2-2-2-5	発達支援サポートシステ ム推進事業 【発達支援室】	発達支援に関する情報共有及び支援技術の向上をめざすサポ ーター養成講座を体系的に開催します。発達障害を含む特別 な支援を必要とする児童等の相談を行うことにより、障害の 早期発見及び支援を図ります。 ★発達支援サポーター養成講座の開催 全 11 回 参加者 延 760 人	事業の継続	470 千円

③ 療育支援体制の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-3-1	統合保育の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とする子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。また、幼稚園での受け入れに対する補助金を交付したり、保育所等訪問支援を行ったりして受入れ体制を支援します。 ■巡回相談 ★発達相談 53回 176人 ★言語聴覚相談 36回 76人 ★リハビリ相談 29回 79人 ■特別支援保育運営費補助金交付 ★10園 33人 ■保育所等訪問支援 ★3人 延28人	事業の継続	特別支援保育運営費補助金交付 7,318千円 上記以外は、2-2-1-2に含む
2-2-3-2	保育所等での統合保育 【保育課】	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所等での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。 ★民間園 14園 計26人受入	事業の継続	
2-2-3-3	統合保育 【私立幼稚園】	支援を必要とする子どもを受け入れてサポートを行うとともに発達障害に対する認識と理解を深めます。 ★23園中全園で実施しました。	事業の継続	
2-2-3-4	特別支援教育 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、個々のニーズに応じた教育の充実に努めます。 ★学級支援員 25校 75人 ★特別支援学級への学級助員 14校 33人 ★通常級への学級助員 4校 4人 ★スクールアシスタント 16校 16人	事業の継続	67,656千円
2-2-3-5	障害のある児童の子ども の家の受入れ 【青少年課】	ノーマライゼーション*の観点から、障害のある児童の子ども の家への受入れについて環境を整えます。 ★受入施設数 5施設、受け入れ 14人	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-3-6	障害児通所支援施設の整備【発達支援室】	障害児通所支援事業を実施する事業者に由比ガ浜こどもセンター及び深沢こどもセンターの一部を賃借します。バリアフリー施設の特性を活かし、重症心身障害児や肢体不自由児の受け入れを進めます。 ■深沢こどもセンター内の障害児活動支援センターは平成 29 年度で指定管理を終了し、平成 30 年度からは施設の賃借契約のみを行い、事業者が放課後等デイサービス事業を実施しています。また、平成 30 年度から由比ガ浜こどもセンター3 階部分を、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業を実施する事業者に賃借しています。	事業の継続	
2-2-3-7	療育関係の施設の整備【発達支援室】 【こども支援課】	改修計画を含めた施設の在り方を検討しつつ、施設の老朽化対策を行います。 ★平成 23 年度に実施した耐震診断にて「耐震基準は満たされている」との結果を受けて、老朽化した箇所を計画的に修繕整備を実施しています。平成 30 年度については、屋上防水修繕ほか 24 件の小破修繕を実施しました。	事業の継続	26,142 千円
2-2-3-8	市民啓発【発達支援室】	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通し、市民への理解・啓発に努めます。 ■出張講演会・全体講演会の開催 ★計 3 回 参加者数 151 人 (託児サービス 2 回実施 計 7 名)	事業の継続	90 千円

④ 障害のある子どもと家族に対する取組等

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-4-1	あおぞら園児童発達支援【発達支援室】	特別な支援を必要とする、概ね 2 歳からの幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者に対しても必要な支援を行います。 ★あおぞら園児童発達支援 延 4,365 人	事業の継続	46,517 千円
2-2-4-2	鎌倉市手をつなぐ育成会による施設見学・勉強会【鎌倉市手をつなぐ育成会】	障害児者の保護者を対象に、障害者施設の見学・勉強会等を年 1～2 回行います。 ★施設見学 1 回	事業の継続	

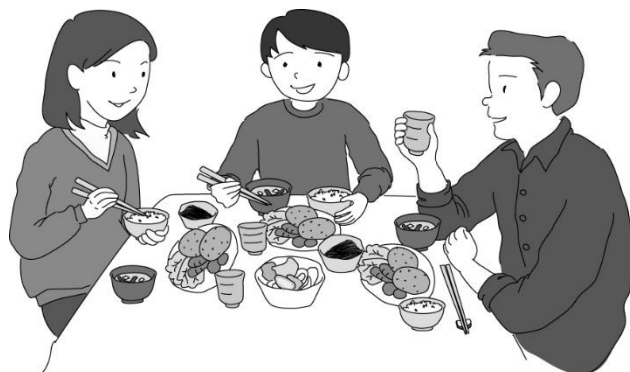
事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-4-3	鎌倉市手をつなぐ育成会 による療育支援事業 【鎌倉市手をつなぐ育成 会】	障害児者の療育支援を目的に、音楽療法を実施します。見学 や体験も受け入れています。 ■音楽で遊ぼう ★20回実施 延 280 人	事業の継続	706 千円
2-2-4-4	鎌倉市手をつなぐ育成会 による余暇支援行事 【鎌倉市手をつなぐ育成 会】	障害児者の余暇支援を目的に、和太鼓練習、ハイキングやシ ーカヤック体験などを行います。見学や体験も受け入れてい ます。 ■かまくらハイジの会 ★1回 10 人 ■鎌倉なみっ鼓 ★14回 171 人	事業の継続	56 千円
2-2-4-5	障害福祉勉強会 【かまくら福祉・教育ネッ ト】	福祉の現状と課題を知るために、行政との勉強会を行います。 ★1回開催 17 人参加	事業の継続	
2-2-4-6	特別支援教育勉強会 【かまくら福祉・教育ネッ ト】	特別支援教育の現状と課題を知るために、行政や特別支援学 校との勉強会を行っています。 会員からの希望がなく事業を廃止しました。	事業の廃止	
2-2-4-7	障害児者の保護者のため の勉強会 【かまくら福祉・教育ネッ ト】	福祉制度や療育などの講師を招いての勉強会や、障害者の通 所施設や就労の場等の見学会を実施します。 ■見学会 ★2回開催 神奈川県子ども自立生活支援センター「きらり」 9 人参加就労継続 B 型事業所「りっしん洞」 13 人参加 ■勉強会「障害のある人の今と未来！」 講師 又村あおい氏 ★1回開催 56 人参加	事業の継続	
2-2-4-8	ママ達のリフレッシュタ イム 【かまくら福祉・教育ネッ ト】	あわただしい日常を少し離れて、お母さん方がホッとできる 時間を提供します。 会員からの希望がなく事業を廃止しました。	事業の廃止	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-4-9	かまくら福祉・教育ネット 実施行事 【かまくら福祉・教育ネット】	障害児者の自立や余暇支援などを目的に行事を行います。 ■料理教室 ★1回開催 22人参加 ■カラオケ ★1回開催 8人参加 ■バス旅行 池袋サンシャイン水族館 ★1回開催 38人参加	事業の継続	
2-2-4-10	オープンスペース 【かまくら福祉・教育ネット】	会員の方との交流や療育、学校での問題、進学先、進路など意見交換の場として開催します。 会員からの希望がなく事業を廃止しました。	事業の廃止	

⑤ 経済的支援

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-5-1	障害者医療費助成 (重複掲載 1-4-3-1) (重複掲載 1-4-4-3) (重複掲載 1-5-4-3) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 1-4-3-1 参照	事業の継続	1-4-3-1 参照
2-2-5-2	特別児童扶養手当 (重複掲載 1-4-3-2) 【こども相談課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。 1-4-3-2 参照	事業の継続	
2-2-5-3	障害児福祉手当 (重複掲載 1-4-3-3) 【障害福祉課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児(20歳未満)に手当を支給します。 1-4-3-3 参照	事業の継続	1-4-3-3 参照

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-2-5-4	障害者福祉手当 (重複掲載 1-4-3-4) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。 1-4-3-4 参照	事業の継続	1-4-3-4 参照
2-2-5-5	地域生活支援給付費、介護 給付費、障害児通所給付費 (重複掲載 1-4-3-5) 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等)を必要とする障害のある子ども(18 歳未満)がサービスを利用した場合に、その費用を給付します。(利用者負担あり。ただし上限額あり。) 1-4-3-5参照	事業の継続	
2-2-5-6	障害児者へのタクシー利 用料、福祉有償運送料金、 自動車燃料費助成 (重複掲載 1-4-3-6) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。 1-4-3-6参照	事業の継続	
2-2-5-7	補装具・日常生活用具の交 付 (重複掲載 1-4-3-7) 【障害福祉課】	障害児者の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。 1-4-3-7 参照	事業の継続	1-4-3-7 参照

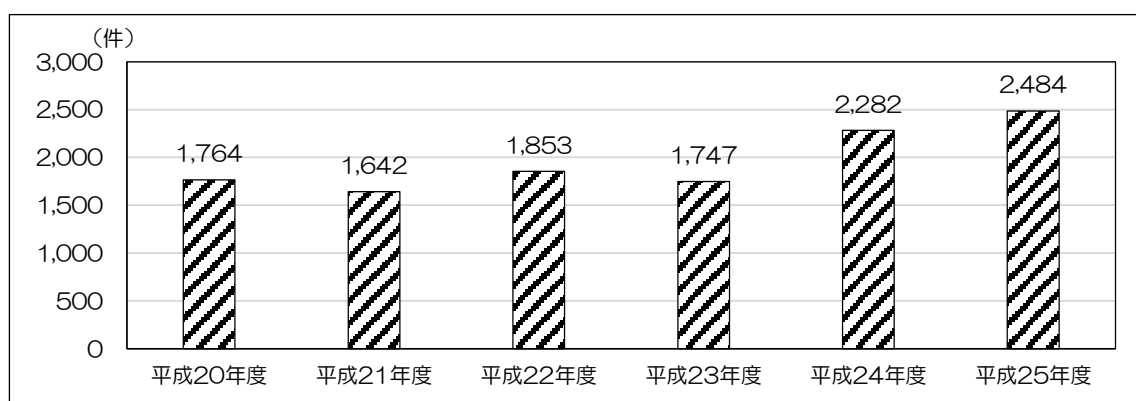


主要施策（３）児童虐待防止体制の充実

子育てを取り巻く環境の変化を背景に、様々な不安や悩みを抱え、これに生活上のストレス等の要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が問題となっています。

虐待の相談件数は年々増加しています。国は、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法を改正し、平成 17(2005)年4月1日から市町村でも児童相談を受け付けることとなりましたが、平成 24(2012)年度には、全国の児童相談所における相談件数は6万件を突破しました。県内でも増加傾向がみられ、平成 24(2012)年度は、前年度と比べて約 30.6%増加し、児童相談所における相談件数は 2,282 件となっています。

■ 図 県内児童相談所虐待相談受付件数（政令市・相談所設置市を除く） ■



※資料：神奈川県

【寄せられた意見】

- ・ 幼稚園前の子どもがいる親はみな育児で疲れている。
- ・ 子どもの将来に安心できない。孤立していくような気分にもなる。
- ・ 虐待はいろいろな要因が絡んでいる場合が多いので、子育て相談支援のチームを作り、市からアプローチしてはどうか。
- ・ 虐待などの早期発見・解決のためには家庭ごとに見極めが必要になる。
- ・ 虐待まではいなくても、何らかの対処を早急にしないでほしい子どもたちがたくさんいると感じている。

課題

- 子育てに対する孤立感や不安感などから虐待につながることもあるため、それらを防ぐ取組が重要です。
- 子どもを虐待から守るために関係機関の連携、地域での見守り体制による早期発見・早期対策に努める必要があります。
- 虐待を未然に防ぐ取組が必要です。

施策の方向性

- ① 虐待防止に向けた支援の推進

① 虐待防止に向けた支援の推進

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-3-1-1	児童虐待防止の啓発 【こども相談課】 【文化人権課】 【教育指導課】 【教育センター】	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。また、小・中学校の児童生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」及び「相談窓口カード」を配付し、児童虐待防止を啓発します。 ■子どもの人権 SOS ミニレター配付（全児童・生徒対象） ■子どもの人権啓発カード配付（19,000 枚） ■広報かまくら、ホームページ、FMかまくら、KCTVなどメディアの活用 ■こども人権 110 番ポスターを小中学校に配布 ■パンフレットの配付、ポスターの掲示 ★児童虐待防止推進月間 広報かまくら、ホームページ、パンフレット、ポスター等で市民への周知を図りました。 ★「こどもと家庭の相談室」案内パンフレットを市内幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校に配付し、保護者への周知を図りました。 ■オレンジリボンたすきリレーを後援しました。 ■児童虐待防止推進月間の取組みの一環として、公用車にマグネットを貼付して虐待防止の啓発を行ないました。	事業の継続	60 千円
2-3-1-2	虐待の早期発見と予防 【市民健康課】	健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接する場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。 ★助産師・保健師による妊産婦・新生児・未熟児・乳児・幼児等家庭訪問 延 2,172 件 （うち乳児家庭全戸訪問事業対象 993 訪問 982 実施率 98.9%） ★健康相談、健康教育、健康診査等での状況把握 ★1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査未受診児への電話による受診勧奨 ★健やか親子 21 問診票（事故予防、虐待予防等） 4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、延べ 3,207 人	事業の継続	訪問指導委託料 3,895 千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
2-3-1-3	「こどもと家庭の相談室」 の実施 (重複掲載 1-1-1-2) 【こども相談課】	子どもと家庭の福祉及び児童虐待に関する一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。 また、相談員が子育て支援センター等に出向いて、保護者から直接育児などの相談が受けられるような出張相談に取り組みます。 1-1-1-2 参照	事業の継続	
2-3-1-4	児童虐待防止ネットワーク組織 【こども相談課】	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。 ■鎌倉市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、援助活動チーム会議の構成で活動 ★代表者会議 1回 ★実務者会議 全体会1回 ケース進行管理会議6回 ★援助活動チーム会議 83人分 83回	事業の継続	要対協SV報償費 24千円
2-3-1-5	養育支援訪問 【市民健康課】 【こども相談課】	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を目指します。 ■専門的支援 ★延数 174 (保健師 157 助産師 17) ■日常生活支援 ★3世帯 41回	事業の継続 ※詳細は第5章(105頁)参照	日常生活支援 122千円



3 基本目標3 子どもの権利や安全の確保

主要施策（1）子どもの権利と主体性の尊重

我が国では『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』が平成6（1994）年4月に批准されました。この条約では、従来は受身的な保護の対象として捉えられていた子どもに、権利の主体として社会に能動的・積極的に参加する権利があることが謳われており、子どもに影響を及ぼすすべての事項について意見を表明する権利を保障しています。

子どもがいきいきと日常生活を送るためには、何よりも、子どもを一人の人間と認め、子どもの権利を尊重していくことが重要です。

【児童の権利に関する条約とは】

18 歳未満のすべての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元（1989）年秋の国連総会において全会一致で採択されたものです。我が国は、平成2（1990）年9月21日にこの条約に署名し、平成6（1994）年4月22日に批准を行い、同年5月22日に効力が発生しました。

この国際条約は、世界のすべての子どもの幸せを保障し、子どもが社会の積極的で責任ある構成員に育つことを助けるための国際的な基準です。18 歳未満の子どもの最善の利益を考慮し、保護の対象ではなく権利の主体としてとらえ、生命に対する権利・意見を表明する権利・表現の自由・思想の自由・宗教の自由・集会の自由・プライバシーの保護などの市民的権利を認めるものとなっています。

【寄せられた意見】

- ・ 行政は短期的な整備（ハコモノ、制度）だけでなく、子どもがもっと自分を大切に思えるように、また、社会の子どもに対する理解が深まるように、啓発していくことが大事だと思う。

課題

- 人格を持った個人として、子どもを尊重する意識の醸成が求められています。
- 子どもの権利を家庭や地域など、生活する場ごとに保障することが必要です。

施策の方向性

- ① 子どもの権利の尊重
- ② 子どもの意思表明権の尊重

① 子どもの権利の尊重

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-1-1-1	「子どもの権利条約」の尊重 【文化人権課】	子どもの権利条約の批准国であることを踏まえ、子どもの権利の尊重の重要性を認識したうえで施策を実施します。 ★人権メッセージパネル展2回 ★人権擁護委員による街頭啓発活動2回	年2回人権メッセージ展で啓発冊子配布	

② 子どもの意見表明権の尊重

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-1-2-1	かまくら子ども議会の開催 【教育指導課】	子どもたちが、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わりや、鎌倉市が直面するさまざまな課題について考えとともに、自らの言葉で市長等と質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的として開催します。 ★小学校9校、中学校6校を対象に実施	事業の継続	28千円
3-1-2-2	「わたしの提案（子ども版）」の設置 【市民相談課】 【こども支援課】 【教育指導課】 【青少年課】	子どもの夢や希望を市政に生かすことを目的に、「わたしの提案（子ども版）」を全市立小・中学校、全子ども会館・子どもの家及び青少年会館に設置します。 ★投書件数 13件	事業の継続	



主要施策（２）子どもの安全性の確保

子どもが日常生活の中で危険な目に遭わず、安心して生活できることが重要ですが、近年、子どもが被害者として巻き込まれる事件が目につくようになっていきます。

子どもを危険から保護し、安全・安心な生活を送ることができるよう、環境を整備していくことが求められています。

【鎌倉市内発生の不審者事案件数】

年度	内容	鎌倉	腰越	深沢	大船	玉縄	合計
平成 27 年度	不審者・声かけ	4	6	2	11	9	32
	露出等変質者	2	1	1	2	0	6
	合計	6	7	3	13	9	38
平成 28 年度	不審者・声かけ	7	6	14	19	4	50
	露出等変質者	1	1	3	2	0	7
	合計	8	7	17	21	4	57
平成 29 年度	不審者・声かけ	6	7	10	15	0	38
	露出等変質者	2	0	0	1	0	3
	合計	8	7	10	16	0	41

※資料：市民安全課 各年1月1日～12月31日

【寄せられた意見】

- ・ 幼稚園、小学校等の通学路の安全の確保が不十分だと感じる場所があるので、対応をしてほしい。
- ・ 不審者対策としてパトロールするなど、子どもたちが親の見ていないところでも安全・安心に暮らせるようにしてもらいたい。
- ・ 毎朝、夕に、子どもの登下校時の見守り活動をして下さっている人がいる。そのおかげか、その時間に不審者を見かけない。安全面でとてもプラスになっていると思う。
- ・ 放射性物質検査を、継続してほしい。

課題

- 未然に事故や犯罪から子どもを守るための対策に地域ぐるみで取り組むことが必要です。
- 自転車や車を使用する人のマナーの向上に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ① 交通被害からの保護
- ② 犯罪被害からの保護
- ③ 放射能からの保護

① 交通被害からの保護

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-2-1-1	交通安全教室の開催 【市民安全課】 【保育課】	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。 ★71回 4,185人 ★公立保育園5園では、各園1～2回の実施 就学前園児には実際に通学路を歩く等を行いました。	交通安全教育の充実・拡大	
3-2-1-2	スクールゾーンの安全対策 【市民安全課】	スクールゾーンにおける交通安全対策を図るため、スクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、スクールゾーン・通学路の交通安全対策を実施します。 ★交差点内、歩行空間のカラー化等の交通安全対策を実施しました。 13小中学校区 26箇所を実施。	交通事故発生件数・死傷者数の減少	4,892千円

② 犯罪被害からの保護

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-2-2-1	防犯灯管理費補助金の交付 【市民安全課】	市内の自治・町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付します。 ★補助対象の防犯灯数 929灯 ★自治・町内会等から移管を受け、LED化を実施した防犯灯 16,205灯の維持管理を実施しました。	防犯灯を自主管理する団体と一部管理する団体が防犯灯の維持管理に要する経費に対して補助金を交付します。 防犯灯の新設・修繕に要する経費に対する補助金交付は、継続します。	3,952千円
3-2-2-2	防犯対策の充実 【公園課】	都市公園、児童遊園に公園灯を設置し、管理を行います。 実施なし	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-2-2-3	自主防犯パトロール活動 の推進 【市民安全課】	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。 ★自主防犯活動の促進を図るため、防犯グッズの貸出を実施しました。 自主防犯活動実施 自治・町内会 129 団体 129/185 団体=69.7%	自治会・町内会 の自主的な 防犯活動の普 及・促進	306 千円
3-2-2-4	保護者と地域の連携による 防犯活動の推進 【市民安全課】 【教育指導課】	保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども 110 番の家」の設置や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。 ★「子ども 110 番の家」は現在各学校区で推進しています。また、学校(保護者)、地域、企業等による子ども 110 番の取組みについて、ホームページに掲載するなど、周知、啓発を行いました。 ★子ども見守り活動など、地域との連携強化を図りました。	子どもの安全 対策の普及、 啓発の強化	
3-2-2-5	関係機関、団体との協議会 の開催 【市民安全課】	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を開催します。 平成 20 年 6 月に策定した「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」に基づく事業の進捗状況の確認及び取組みの推進を諮ります。 ★平成 30 年度の開催実績なし。	市民・企業・ 警察・行政の 連携強化	
3-2-2-6	防犯体制の充実 【市民安全課】	防犯アドバイザーを 3 人配置し、防犯講習会、立ち寄り警戒、子どもの見守り活動及び防犯パトロール等を行います。 ■小・中学校、子ども関連施設、公共施設等への立ち寄り警戒を実施 ★9,212 回 ■青色回転灯付パトロールカーによる防犯パトロールや下校時の見守り活動等を実施 ★575 回 ■活動団体の連携等を図るため、防犯フォーラムを開催 ★36 団体が参加	防犯教室、訓練、施設警戒、 地域パトロールの拡大・充実	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-2-2-7	幼稚園の安全対策 【私立幼稚園】	幼稚園において園児が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園で安全管理システムを整備するとともに、家庭や地域の関係機関・団体と連携し安全な施設の整備事業を行います。 ★23 園中全園で実施しました。	事業の継続	
3-2-2-8	幼稚園におけるメールシステムの活用 【私立幼稚園】	幼稚園の安全対策及び健康管理のため、幼稚園同士の横の連携を深め、事件や事故、感染症情報などについてメールシステムを使って迅速に連絡を取り合います。 ★23 園中 22 園で実施しました。	事業の継続	
3-2-2-9	学校と警察の連携の強化 【教育指導課】	各学校と警察の連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。 ★不審者情報提供件数 52 件 ■鎌倉署管内学警連 ★役員会 1 回開催、協議会 2 回開催 ■大船署管内学警連 ★役員会 1 回開催、協議会 2 回開催 ■鎌倉市学警連全体協議会 ★1 回開催 ■学校警察連携制度締結済 ★8 件	事業の継続	20 千円
3-2-2-10	児童安全指導の開催 【教育指導課】	市立小学校 1 年生に対し、児童安全指導を実施します。 ★市立小学校全校（4 月～5 月）	事業の継続	
3-2-2-11	防犯教室の開催 【市民安全課】 【保育課】 【青少年課】 【教育指導課】	子ども関連施設において、警察等と連携し不審者侵入対策訓練、誘拐連れ去り防止教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室及び防犯講話などを実施します。 ★防犯教室等の実施回数 子どもの家（会館） 30 回 小学校 29 回 ★保育園では、連れ去り防止及び不審者進入対策訓練を年 1 ～2 回行っています。	子どもの安全教育支援や関連施設の安全強化	
3-2-2-12	学校警備員の配置 【学校施設課】	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校 16 校に学校警備員を配置します。 ★全小学校に学校警備員を配置	事業の継続	33,242 千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-2-2-13	防犯に関する普及啓発活動の実施 【市民安全課】	市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及・啓発活動を行います。 ■定期的（3か月毎）に 「安全・安心まちづくり推進ニュース」を発行 ★広報かまくらに防犯情報等を3回掲載 ★防犯メールによる注意喚起を186回実施、 ツイッターによる防犯情報の発信	市民の防犯意識の普及、啓発を目的とした防犯関連情報の充実・拡大	
3-2-2-14	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配付 【教育指導課】	学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小・中学校に配付します。 ★学校での事件や事故が起こった時の対応方法、校内、校外での緊急対応についてポイントをまとめた資料を市立小・中学校全校に配付し、各学校で事故防止に取り組みました。	事業の継続	
3-2-2-15	地域防犯カメラ設置費補助金の交付 【市民安全課】	市内の自治・町内会等が新設する地域防犯カメラに要する経費に対して補助金を交付します。 ★13団体 14台	事業の継続	3,296 千円

③ 放射能からの保護

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方 針	決 算（見 込）額
3-2-3-1	子ども関連施設等における 放射線量等の測定 【関係各課】	子どもたちの安全・安心に配慮し、子ども関連施設等において放射線量等の測定を実施します。 ★空間放射線量の測定 市立小・中学校、公立・私立保育園、あおぞら園、子ども会館・子どもの家、公園、海水浴場等で実施しています。 鎌倉中央公園及び市内 5 公園について計画的に実施し、公園内の局所的に放射線量が高くなる可能性がある排水溝などでは清掃時に測定を実施しています。 全小中学校で敷地内マイクロスポットでの測定を年 1 回実施し、また、全小中学校で運動場中央での測定を月 1 回実施しています。 ★校庭等土壌放射性物質濃度測定 ・全小中学校で年 1 回実施 ★プール水放射性物質濃度測定 ・プールを設置している全小中学校で年 1 回実施 ・夏休みに一般開放したプールで開放期間中 2 回実施 ・鎌倉海浜公園水泳プール開場期間中 2 回実施 ★学校給食食材等の放射性物質濃度の測定 市立小中学校、公立保育園、あおぞら園で使用する給食食材について、山崎浄化センターで精密な放射性物質濃度の測定が可能な食品・環境放射能測定装置を使い、放射性物質濃度の測定を実施しています。また、平成 24 年 6 月からは、私立保育園、私立幼稚園についても各施設からの申出により測定を実施しています。 ・市立小中学校年間実施回数 548 回 ・公立保育園年間実施回数 207 回	事業の継続	

主要施策（３）子どもの生活環境の整備

外出時に安全で利便性に富んだ住みよいまち、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*の理念にもとづいたまちを創り上げていくことは、子どもや子育て期の親だけではなく、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって不可欠であることは言うまでもありません。公共性の高い乗り物、道路、建築物等のバリアフリー*化を進めるために「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー*新法）」が平成18（2006）年12月に施行されており、今後も整備を促進していく必要があります。

また、子育て家庭にとっては、子どもをのびのびと自由に遊ばせることができる広場やさまざまな遊具がある公園の整備、日常生活で利用する道路の安全性の向上が求められます。

さらに、子育てを担う世代が安心して生活を送れるような住環境を整備していくことが必要です。

【寄せられた意見】

- ・ ガードレールや十分な歩道のない道があり、危険。
- ・ 子どもが2人以上いると、どうしても車での移動が多くなるが、鎌倉は公共施設の駐車場スペースが少なく、外出時に困る事が多い。
- ・ モノレールの駅にエレベーターを設置してほしい。
- ・ サッカーや野球等、のびのび運動できる場所がほしい。
- ・ 公園の整備や遊具の設置にも、もっと気を使ってほしい。
- ・ 鎌倉は自然が多く残り、子育てには良い環境だと思う。子ども達が自然の中でのびのび育つのは何より大切なので、いつまでもこの自然を残してほしい。

課題

- 子どもとその家族が利用しやすい安全な道路を整備するとともに、公共施設や交通機関などのバリアフリー*化を促進し、子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要です。
- 安心して生活が送れるような住宅の整備や、のびのびと遊ぶことができ、遊具等が充実している広場や公園の整備が求められています。

施策の方向性

- ① 住みやすいまちづくり
- ② 交通環境の整備
- ③ 施設環境の整備
- ④ 緑地環境の整備
- ⑤ 住環境の整備

① 住みやすいまちづくり

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-3-1-1	まちづくり活動の支援 【土地利用政策課】	市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援し、幅広い世代が住みやすいまちづくりを推進します。 ★自主まちづくり計画を策定している団体 15 団体	自主まちづくり計画を策定している団体数の拡大	

② 交通環境の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-3-2-1	歩道の整備 【道路課】	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設などの整備を行います。 また、岩瀬今泉周辺の交通対策として、砂押川沿い歩道整備工事を平成 26 年度から令和元年度までの予定で整備事業を進めており、安全で安心な歩行空間を確保します。 ■歩道等の整備等 ★6 箇所 ■歩道段差の解消等 ★15 箇所	事業の継続	101,041 千円
3-3-2-2	生活道路の整備促進 【道路課】	歩行空間の確保等による歩行者等に対する交通安全対策を実施します。また、傷んだ道路の補修等を行います。 ■道路新設改良工事 ★7 箇所 ■道路維持修繕工事 ★7 箇所 ■交通安全対策施設工事 ★1 箇所	一定期間ごとに計画の見直しを行い、舗装の維持管理を継続	451,277 千円
3-3-2-3	交通環境の検討 【交通政策課】	平成 24 年に設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」において、鎌倉地域交通計画研究会（平成 13 年に解散）から出された 20 の施策や新たな施策の検討を行います。 ★鎌倉地域の地区交通計画策定に向け、鎌倉市交通計画検討委員会等を開催し、「20 の施策」で位置づけている歩行者尊重道路について検討を行いました。 (各委員会の開催回数) 鎌倉市交通計画検討委員会 1 回	事業の継続	33,849 千円

③ 施設環境の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-3-3-1	駅施設の整備 【交通政策課】	公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。 ★湘南モノレール富士見町駅下りホームへのエレベーター設置にあたり、補助金の交付を行いました。	事業の継続	16,666 千円

④ 緑地環境の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-3-4-1	公園・緑地の整備促進 (重複掲載 4-5-1-8) 【公園課】	地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園等の整備に努めます。 ★鎌倉中央公園 公園施設設置委託(遊具) ★(仮称)山崎・台峯緑地用地取得 3,222 m ² ★(仮称)山崎・台峯緑地整備工事	緑の基本計画 中間年次(令和2年)に向け推進	104,946 千円
3-3-4-2	緑地の確保 【みどり課】	緑の基本計画に基づき、身近な生活空間での緑の充実を図るため、特別緑地保全地区の指定を行うなどにより、良好な都市環境を支える緑地を確保します。 ★近郊緑地特別保全地区内の緑地(約3.3ha)の買入れ ★市民緑地契約(1件・約0.5ha)の締結(継続を含む) ★緑地保全契約(115件・約53.0ha)の締結(継続を含む) ★保存樹林(186件・約241ha)の指定(継続を含む)	事業の継続	181,790 千円

⑤ 住環境の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
3-3-5-1	住宅施策の推進 【住宅課】	若年ファミリー層を中心とした若年世代の定住促進のための住宅施策について、調査・研究します。 ★第3次鎌倉市住宅マスタープラン第1期アクションプランを策定	事業の継続	45 千円
3-3-5-2	市営住宅の整備促進 【住宅課】	市営住宅の総合的整備計画の策定に向けた市営住宅建替え計画の中で、子育て世代に配慮した保育施設等との併設について検討します。 ★事業者選考に向けて実施方針案を作成 ★鎌倉市営住宅集約化事業事業者選考審査会を設置 ★事業用地の測量を実施 ★事業用地の既存建物のアスベスト含有調査を実施しアスベストが含まれていないことを確認	事業の継続	13,742 千円

4 基本目標4 子どもの社会的成長の促進

主要施策（１）家庭教育の充実

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を形成する上で、もっとも基本となるのが家庭における教育です。ところが、少子化・核家族化の進行につれて、家庭教育についての知識と経験を持ち合わせている家庭が少なくなり、家庭の教育力が低下してきていると言われています。また、都市化が進み、地域のつながりが希薄になるなかで、地域で家庭教育について相談できる相手も少なくなってきたおり、地域や学校等の豊かなつながりのなかでの家庭教育が求められます。

【寄せられた意見】

- ・ 親自身も知識を広げ子どもたちと向き合って共に成長していくことが必要。
- ・ 図書館が狭いので小学生がテーブルに座れず、小さい子が本を読むスペースですわって勉強していた。子どもが過ごしやすい環境をつくることも大事だと思う。
- ・ 育児教室の回数を増やしてほしい。

課題

- 学習機会の充実など、家庭教育に資する各種情報を積極的に提供していくことが必要です。
- 地域との連携による家庭教育支援の強化が求められています。

施策の方向性

① 家庭教育環境の充実

① 家庭教育環境の充実

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-1-1-1	育児教室 【市民健康課】	離乳食のお話や親子遊び、育児相談等を通して、乳幼児の健やかな心をはぐくむ支援を行います。 ★両親教室 妊娠期 18 回 実 282 人（妊婦 159、夫 120、他 3） 延べ 336 人（妊婦 195、夫 138、他 3） 産後 24 回 503 人 （児 245 人、母 241 人、父 14 人、きょうだい 3 人） ★離乳食教室 12 回 236 人（母 225、父 10、祖母 1） ★6 か月児育児教室 36 回 846 人（82.0%） ★1 歳児歯科育児教室（申込制）12 回 288 人	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-1-1-2	学習情報の収集と提供 【教育総務課】	子どもや保護者等の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。 ★生涯学習情報誌「鎌倉萌」を発行 毎月 8,000 部 年間 96,000 部 ★神奈川県生涯学習情報システム「PLANET かながわ」への生涯学習情報提示 ★ホームページにおいて学習情報を提供	事業の継続	4,361 千円
4-1-1-3	生涯学習施設の提供 【教育総務課】	子どもや親子の学習機会の支援のため、住居に近い施設で学習できるよう、学校学習施設を含む生涯学習施設の管理・運営に努めます。 ★学習施設を提供 学校開放学習施設 4 校（小学校 3 校、中学校 1 校） 生涯学習施設（生涯学習センター 5 館）	事業の継続	14,336 千円
4-1-1-4	ブックスタート事業の推進 【中央図書館】	6 か月児育児教室において、絵本の入ったブックスタートパックを贈呈し、絵本の読み聞かせの仕方などのアドバイスをを行います。 ■ブックスタート ★48 回 6 か月児 849 人 保護者等 943 人 計 1,792 人 ★バック受取率 受取率は現時点で数字未確定	市内全 6 か月児へブックスタートパック配布	1,134 千円
4-1-1-5	家庭・地域の教育力活性化セミナー 【教育総務課】	家庭と地域の教育力をより高めるために、様々なテーマ（青少年の心理、生命の大切さ、食育、安全・安心、マナー等）で講演会や講習会を開催します。 ★1 回 講師 松岡 かおり氏 (トリプル P 認定ファシリテーター) 演題 「トリプル P から考える家庭教育」	事業の継続	35 千円

主要施策（２）幼児教育・学校教育の充実

子どもにとって小学校入学前は、自我が芽生え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として、また、小学校時代は、一人ひとりの可能性を伸ばし人格を形成していく時期として非常に重要です。

このため、幼児教育の向上のための取組や、子どもの発達や学びの連続性を確保するために必要な幼児教育と小学校教育の相互の連携を図ることが求められます。

現代社会は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれています。また、異なる文化や文明との共存や国際協力が求められており、この時期に、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことが重要です。

【寄せられた意見】

- ・ 家族以外の人と接する機会を増やす。地域の高齢者と子どもと一緒に遊べる施設があるといい。ボランティアでおり紙やこま遊びを教えてもらうなどして、昔ながらの遊びの体験をさせてみたい。
- ・ 小学校高学年位から、男の子にも将来父親になるための教育をしていくなど、イクメンを育てる環境を整えてほしいと思う。
- ・ 文化都市鎌倉らしく、日本の文化を子どもに学ばせる場や機会を提供してほしい。
- ・ 小学校で放課後、塾のように英会話や算数などをみてもらえる寺子屋みたいなものがあればいい。

課題

- 子育てに対する理解を深め、母性や父性を育成するため、小学生や中学生のうちから、乳幼児との交流や将来の子育てに対する教育を行うことが必要です。
- 多世代との交流機会の確保や、歴史や自然に恵まれた鎌倉の特性を生かした体験学習の充実等が求められています。
- 社会に対応する能力を育てるため、環境教育や情報教育、国際理解教育などを進めていく必要があります。
- 学校教育環境を充実するため、計画的な施設整備や、職員の増員、質の改善などを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ① 幼児教育の推進
- ② 学校教育の充実
- ③ 学校教育環境の整備
- ④ 経済的負担の軽減
- ⑤ 教育相談の充実

① 幼児教育の推進

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-1-1	幼児教育に関する研究・研修【教育センター】	幼児教育に理解を深め、幼稚園・認定こども園*・保育所と小学校との間で円滑な接続を図る観点に立って、相互理解と連携を深めるよう、その研究・研修活動支援の一層の充実を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育を推進します。 ■幼児教育研究会 ★幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の職員で研究会を構成し、テーマをもって実践的な研究に取り組み、研究の成果を「幼児教育」にまとめました。 ■幼児教育研修会 ★1回 31人参加 ■幼児教育研究協議会 ★幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の職員が集まり、協議会を開催 1回 172人参加 ■幼・こ・保・小連携研修会 ★保育園1園と小学校1校の2か所で公開授業を実施しました。 2回 68人参加 ■幼こ保小交流事業 ★市立小学校に幼こ保小交流事業担当者をおき、小学校区単位で交流事業の推進に努めました。	事業の継続	
4-2-1-2	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保【こども支援課】【保育課】	幼稚園及び認可*保育所が認定こども園*への移行を希望する場合に必要な支援を行うほか、市民に対して認定こども園*の特色等について周知を行います。 ■私立幼稚園長時間預かり保育支援事業補助金 ★対象園児数 552人 市内の私立幼稚園に対して、意向調査を行うとともに、新制度の意向に向けた、事業者の相談に対応するなど、必要な支援を行いました。	事業の継続	5,642千円
4-2-1-3	幼児教育の振興【私立幼稚園】	幼児教育の振興及び充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深める事業を行います。 ★23園中全園で実施しました。	事業の継続	
4-2-1-4	幼稚園教諭の資質の向上【私立幼稚園】	幼児教育の質の向上のため、園内研修や、定期的に行う園外教員研修に加え、免許更新制度導入に伴い、公的に認められた免許更新講習会を受講します。 ★23園中全園で実施しました。	事業の継続	

① 学校教育の充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-2-1	小学生と園児の交流 【教育センター】 【教育指導課】 【保育課】	生活科の授業、総合的な学習の時間や行事等（運動会、各学校で行われる子どもまつり等）を通して、小学生と園児の交流を推進します。 ★実施しました。	事業の継続	
4-2-2-2	中学生と園児の交流 【教育指導課】 【保育課】	市立中学校の生徒が、保育所や幼稚園等で総合的な学習の時間で「職場体験学習」、技術・家庭科の家庭分野等の学習の中で「保育体験」を行います。 ★実施しました。	事業の継続	
4-2-2-3	世代間交流 (重複掲載 4-4-3-1) 【教育指導課】 【保育課】	小・中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等を訪問し交流を深めます。また、地域の高齢者を学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児者施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域の高齢者を招いて交流を図ります。 ★小中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等へ訪問し交流を深めました。また、地域のお年寄りを学校に講師として招いて交流をしています。 ★保育所では近隣の小学校、障害児者施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深め、また、地域の高齢者を招いて交流を図りました。	事業の継続	
4-2-2-4	環境教育の推進 【環境政策課】	環境と人間とのかかわりを学び、恵み豊かな環境やいのちを大切にする心を育む環境教育の充実に努めます。 ■環境出前講座の実施 ★平成 30 年度実施なし ■環境教育アドバイザー等の派遣実績 ★45 回 ■環境教育アドバイザー等の派遣人数 ★252 人 ■環境教育アドバイザー等派遣講習会の参加人数 ★3,291 人 ■夏休み子ども向け自然観察会の開催 ★1 回 21 人参加 ■らんま先生の eco 実験パフォーマンスショー ★1 回 240 人参加	事業の継続	940 千円
4-2-2-5	心の教育の推進・道徳教育の充実 【教育センター】	生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育を推進するため、道徳教育の充実に努めます。 ■教育課程研究会 ★特別の教科 道徳の指導計画や評価等についての検討、考え、議論する道徳の授業づくりについて研究しました。	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-2-6	国際社会への対応 【教育指導課】	外国人英語講師（A L T）を小学校にも派遣することにより、国際理解教育の充実を図ります。 ■ 5人の外国人英語講師(A L T)を、中学校及び小学校に派遣し、授業を通して国際理解教育の充実を図りました。 ★年間 176 日	事業の継続	15,785 千円
4-2-2-7	情報化社会への対応 【教育指導課】 【教育センター】	各教室でインターネット等が利用できるよう、校内L A Nの整備を進めるとともに、I Tを活用した施策の充実努めます。 ■ 小・中学校教員を対象にしたコンピュータ研修会 ★ 3回 59 人参加 ■ 校務用コンピューター 教員 1 人 1 台体制の整備	事業の継続	74,264 千円
4-2-2-8	各種育成行事 【教育指導課】	子どもの健康維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。また、子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。 ■ 小学校陸上記録大会 ★ 市内国立・市立小学校 17 校（6年生） ■ 小学校音楽会 ★ 市内国立・市立小学校 17 校（5年生） ■ 鎌倉駅地下道ギャラリー50 展示 ★ 市内小・中学校 13 校 ■ 小学校児童作品展 ★ 市内国立・市立小学校 17 校 ■ 中学校音楽会 ★ 市内国立・市立中学校 10 校 ■ 中学校生徒美術展 ★ 市内国立・市立中学校 10 校 ■ 中学校演劇発表会 ★ 市内 1 校 ■ 中学校総合体育大会 ★ 市内市立中学校 9 校、国立 1 校、私立 6 校 ■ 中学校連合文化祭 ★ 市内市立中学校 9 校 国立 1 校	事業の継続	2,123 千円
4-2-2-9	体験学習の推進 【教育指導課】	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、総合的な学習の時間等を使って、校外活動等を実施します。 ★実施しました。	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-2-10	読書活動の推進 【教育指導課】	朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取り組みます。 また、「学校図書館専門員」「読書活動推進員」を小・中学校へ派遣するなど、児童生徒が読書に親しむ環境づくりを進めます。 ■読書活動推進員を市立中学校全校（9校）へ派遣 ★各校月 4日、6人派遣しました。 ■学校図書館専門員を市立小学校全校（16校）へ派遣 ★各校月 12日、16人派遣しました。	事業の継続	20,011 千円
4-2-2-11	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発 【ごみ減量対策課】	市内保育所、幼稚園や小・中学校の児童生徒を対象にごみの発生抑制及び減量化、資源化のための啓発を行い、児童生徒はもとより、父母、家族までその意識を広める事業を行います。 ■環境教育 ★中学生への環境教育 4校 178人 ★小学生への環境教育 3校 295人 ★保育園児・幼稚園児等への環境教育 5園 ＊小中学校へは教室に出向いて出張講座を行っているため参加人数を記載していますが、保育園、幼稚園等へは環境教育の備品貸出のみを行っているため、参加人数ではなく貸し出し団体数のみを記載しています。。	事業の継続	
4-2-2-12	里山体験学習 【NPO法人山崎・谷戸の会】	小・中学校の総合的な学習として受け入れ、年間を通して農作業、谷戸保全作業、自然観察を指導します。また、単発的な谷戸保全作業体験をグループ・クラス・学年単位などで受け入れます。 ■深沢小学校5年生「谷戸田の米づくり」 全7回 ■御成中学校1年「谷戸保全活動」 全1回 ■富士塚小学校5年生「谷戸田の米づくり」 全6回 ■教育支援教室ひだまり「昔ながらの畑、二毛作」全10回 ■大船中学校1年「谷戸保全活動」 全1回 ■小坂小3年「谷戸と親しむ」 全4回 ■夏休み補助作業（2校合同） 全1回	事業の継続	
4-2-2-13	国際理解事業 【文化人権課】	国際交流や多文化共生について学ぶことを目的として国際理解講座を開催します。 ★国際理解講座1回 ★国際交流講座2回	事業の継続	63千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-2-14	景観セミナー等の開催 【都市景観課】	将来の鎌倉のまちづくり、景観づくりの担い手となる子どもたちに対して、体験学習や講習会等を実施し、鎌倉らしい景観形成の普及啓発に取り組みます。 ■親子景観セミナー 「ぼくの わたしの 鎌倉、みつけた～きみは未来の都市景観課長！?～」 ★2組4人の親子が参加	親子景観セミナー：年1回開催 景観出前講座：随時実施	
4-2-2-15	ようこそ先達事業 【文化人権課】	鎌倉ゆかりの文化人や芸術家に協力を仰ぎ、小中学生に講演や演奏等をとおして思いや感動を伝える事業を行います。 ★市内小学校3校、中学校1校、延べ約1,504人参加	年5回実施	200千円
4-2-2-16	児童・生徒理解研修会の実施 【教育センター】	教員として必要な児童生徒の理解、教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に生かせる実践力の向上を図ります。 ★児童生徒理解研修会 3回 165人参加	事業の継続	84千円
4-2-2-17	郷土学習・地域学習 【教育センター】	教育センター発行の「かまくら」、「私たちの鎌倉」、「鎌倉の自然」、「かまくら子ども風土記」などを活用し、各教科や総合的な学習の時間などで鎌倉市における地理、社会事象、歴史・文化等の学習を行います。 ★小中学校で実施しました。また「かまくら子ども風土記」を改訂し、14版を発行、小中学校に配付しました。	事業の継続	4333千円
4-2-2-18	ゆめひかる文化芸術子ども表彰 【文化人権課】	鎌倉の子どもたちの文化芸術活動を応援するため、文化や芸術の分野で優秀な成績を収めた子どもたちを表彰します。 ★小学生4人、中学生2人 2団体 計6人を表彰しました。	事業の継続	45千円

② 学校教育環境の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-3-1	学校評議員制度 【教育指導課】	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた、信頼される学校づくりを推進します。 ★学校評議員 設置率 100%	事業の継続	
4-2-3-2	個に応じた指導の充実 【教育指導課】	少人数指導やチーム・ティーチングなどを実施し、児童生徒一人ひとりの興味・関心、学習の状況等に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ★指導法改善(少人数指導やチーム・ティーチング)をテーマとして、校内研修・実践教育を進めました。 ★少人数学級編制の導入 小学校2年生で35人学級を編制するために、県の定数配当の教諭が学級担任となり、市費非常勤講師をその後任として補充しました。	事業の継続	10,287千円
4-2-3-3	各種補助員・介助員の派遣 【教育指導課】	水泳、運動部活動、日本語指導等専門性の高い分野や、特別支援学級・通常級に在籍する児童生徒の介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるための各種補助員・介助員を派遣します。 ★学級支援員 25校 75人 ★特別支援学級への学級介助員 14校 33人 ★通常級への学級介助員 4校 4人 ★スクールアシスタント 16校 16人 ★水泳補助指導員 16校 8人 ★運動部活動補助指導者 3校 3人 ★日本語指導等協力者 3校 4人	事業の継続	68,116千円
4-2-3-4	安全で快適な学校教育環境の整備 【学校施設課】	老朽化が進行している学校施設の整備を計画的に推進するとともに、防災対策及びトイレ等衛生設備の整備を行います。 ★鎌倉市立七里ガ浜小学校外5校 冷暖房設備設置工事設計業務委託 ★【繰越明許】鎌倉市立富士塚小学校受水槽改修工事 ★【繰越明許】鎌倉市立深沢小学校特別支援教室改修工事 ★【繰越明許】鎌倉市立関谷小学校北棟トイレ改修工事 ★【繰越明許】鎌倉市立第二小学校冷暖房設備設置工事 ★【繰越明許】鎌倉市立西鎌倉小学校冷暖房設備設置工事 ★【繰越明許】鎌倉市立山崎小学校冷暖房設備設置工事 ★【繰越明許】鎌倉市立小坂小学校冷暖房設備設置工事 ★【繰越明許】鎌倉市立玉縄小学校冷暖房設備設置工事 ★【繰越明許】鎌倉市立関谷小学校冷暖房設備設置工事 ★【事故繰越】大船中学校校庭整備工事 ★【債務負担行為】鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託 ★【繰越明許】鎌倉市立第二中学校体育館特定天井改修工事 ★【繰越明許】鎌倉市立腰越中学校トイレ改修工事 ★【繰越明許】鎌倉市立手広中学校受水槽改修工事	事業の継続	1,232,309 千円

③ 経済的負担の軽減

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-4-1	私立幼稚園等就園奨励費 補助金の交付 (重複掲載 1-4-5-1) 【こども支援課】	私学助成の私立幼稚園等へ子どもを通園させている保護者に対して、補助金を交付します。 1-4-5-1 参照	令和元年 (2019年) 10月1日からの幼児教育・保育無償化制度の開始に伴い廃止	1-4-5-1 参照
4-2-4-2	就学援助 (重複掲載 1-4-5-2) 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。 1-4-5-2 参照	事業の継続 基準の維持	1-4-5-2 参照
4-2-4-3	実費徴収に係る補足給付 事業 (重複掲載 1-4-5-3) 【保育課】	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が日用品、文具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。 1-4-5-3 参照	適切な支援の 実施	1-4-5-3 参照

④ 教育相談の充実

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-2-5-1	教育相談事業の充実 【教育センター】	教育センター相談室において、幼児から青少年の相談及びいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童生徒のために、教育支援教室等を設置し、自立に向けた支援を行います。 ■教育センター相談室 ★年間相談人数 409人 延べ2,268件 ■教育支援教室 「ひだまり」 ★通室児童生徒登録数 26人 ■個別教育支援(夏季実施分)7日間開催 ★延べ参加人数 31人 ■心のふれあい相談員の配置 ★子ども・若者プラン5-1-4 参照 ■スクールソーシャルワーカー(市・県) 4-3-2-2 参照	教育相談機能 のさらなる充 実と質の向上	26,525 千円

主要施策（３）子どもの健全な成長への支援

家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在である子どもが、彼らを取り巻く社会環境のなかで、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮することが望まれます。そのためには、子どもがすこやかに育ち、ひとを思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経て自己を確立し、自立した個人として成長して地域とともに生きていくことができるよう、見守ることが必要です。

しかしながら、子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等に関する有害な情報が子どもでも簡単に入手でき、子どもに関わる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。この傾向は、スマートフォン等の普及とともに、ますます助長されています。

一生のなかでもっとも心身が発達する時期にあたる思春期に、このような状況を放置すると、健全な父性・母性が育ちにくく、将来の子育てに様々な悪影響を及ぼすことが懸念されます。そこで、学童期・思春期における保健対策の充実が求められています。

【寄せられた意見】

- ・ 子どもにとって早い時期から健全な成長に対する意識づくりが必要であり、そのためには親の意識やモラルが大事だと思う。
- ・ 就学前の親子が共にモラル教育を受けられるとよい。
- ・ 小学校の担任以外で相談できる場所がほしい。

課題

- 子どもを社会の悪影響から守るために時代に適応した対策を講じる必要があります。
- 子どもは大人を見て育つため、身近な大人のモラルある行動が求められます。
- 思春期相談体制の充実については、複雑、多様化する課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー*等の配置時間の増加や、諸機関との連携による支援体制の充実が求められています。

施策の方向性

- ① 青少年の健全な育成
- ② 学童期・思春期における保健対策

① 青少年の健全な育成

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-3-1-1	青少年健全育成に関する 啓発 【青少年課】	青少年の健全な育成に向け、各団体・生徒などによる街頭キャンペーンを年2回実施します。 ★2回実施 64 団体 390 人参加	事業の継続	
4-3-1-2	街頭指導活動の推進 【青少年課】	街頭指導活動等による青少年の問題行動の早期発見と未然防止に努めます。 ★4 中学校区で実施 ★警察と合同街頭指導実施 鎌倉2回 大船2回	事業の継続	
4-3-1-3	社会環境実態調査 【青少年課】	カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、書店等の社会環境実態調査を行います。結果を神奈川県で集約し、関係業界団体に改善を要請します。 ★社会環境実態調査 1 回 (県の指定により「カラオケ、インターネットカフェ・まんが喫茶、書店」に対して実施。)	事業の継続	

② 学童期・思春期における保健対策

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-3-2-1	学校における思春期教育 の充実 【教育指導課】 【市民健康課】	小学校では、体育の保健分野で思春期の体の変化の学習、道徳の時間における指導等、中学校では保健体育の保健分野で思春期の体の発達、道徳の時間における指導や特別活動での適応と成長及び健康安全にかかる指導等を家庭等と連携をとりながら行います。 また、喫煙・飲酒・薬物乱用が心身に及ぼす影響などについて学習を通し防止教育を行います。 さらに、小・中学生を対象に、助産師・保健師による学校保健と連携した「いのちの教室」を開催します。 ★思春期前講演会（いのちの教室） 8 校 828 人 ★思春期講演会 1 回 61 人 ★小中学校の文化祭等に出向いて健康づくり応援団（体重管理、食生活等のアドバイス）を実施 ★薬物乱用防止教室、保健指導 市立小学校9校、市立中学校9校	事業の継続 学校保健と連携した「いのちの教室」の拡充	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-3-2-2	思春期相談体制の充実 【教育センター】	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立中学校全校にスクールカウンセラーを、市立小学校全校に心のふれあい相談員を配置します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンド*を派遣します。(要事前面接) また、関連機関との連携推進のため平成 22 年度からはスクールソーシャルワーカー* (県事業)を導入しました。さらに平成 24 年度からは市独自にスクールソーシャルワーカー*を配置しました。 加えて、いじめの早期発見、早期対応のため平成 24 年度に「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を設置しました。 ■中学校へのスクールカウンセラー配置 ★市立中学校全 9 校へ配置 ■教育相談員・支援員の配置 ★教育センター相談室 7 人 教育支援教室 4 人 ■メンタルフレンド活用 ★メンタルフレンド 登録 6 人、9 回活動しました。 ■心のふれあい相談員配置 ★いじめの早期発見、早期対策を図るとともに、悩みや問題を抱えている児童のための相談体制の充実を図りました。 ■スクールソーシャルワーカー(市・県)の派遣 ★問題を抱える児童生徒のために環境への働きかけや、関係機関とのネットワーク構築など相談体制の充実を図りました。 ■フリースクール等との連携 ★不登校対策等の充実を図るため、「鎌倉市児童生徒指導連携協議会とフリースクール等との連絡会」を開催しました。	教育相談機能のさらなる充実と質の向上	4-2-5-1 に含む
4-3-2-3	思春期向け手帳 「未来応援 Book 17 歳のあなたへ・・・」 【市民健康課】	進学や就職、恋愛、結婚、出産、子育て等の現状を知り、未来のライフプランを考えるヒントとなる冊子を作成し、17 歳を対象に送付します。 ★対象 1,586 人に個別送付 ★ライフプラン講演会 3 校 471 人	事業の継続	報償費 150 千円



主要施策（４）子どもの交流機会の確保

少子化・核家族化が進み、兄弟姉妹とのふれあいや世代間の交流が少なくなり、子どもの地域社会との接触の機会も少なくなってきました。その結果、子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一步を踏み出すことが難しくなっています。そこで、子どもが社会性を身につけるため、子ども同士や異世代との交流の場の提供が求められています。

【寄せられた意見】

- ・さまざまな年齢の子どもの集団ができれば、親では教えられないこともお兄さんやお姉さんから教えてもらえる。
- ・「地域で育てる」という観点から、もっと高齢者などとの関わりがあった方が良い。

課題

- さまざまな年齢の子ども同士の交流が求められています。
- 子どもが高齢者などとふれあう機会づくりが求められています。

施策の方向性

- ① 青少年団体への活動支援
- ② 子どもの地域活動の支援
- ③ 世代間交流の推進

① 青少年団体への活動支援

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-4-1-1	青少年指導者の活動支援 【青少年課】	子どもの地域活動を支える青少年指導者の活動を支援します。 ★鎌倉市青少年指導員の活動支援、研修会等の補助をしました。	事業の継続	
4-4-1-2	総合型地域スポーツクラブの育成 【スポーツ課】	地域で多種目、多世代、多様な技能レベルに応じたスポーツを楽しむことのできるクラブの支援を図ります。 ★設立希望団体への支援 ○団体	設立団体の支援	

② 子どもの地域活動の支援

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-4-2-1	地域での子どもの参画活動 【青少年課】	各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図られるよう、各種の活動に対する支援に努めます。 また、出張講座を実施するなど、新たなニーズへの対応を検討します。 ■出張講座 ★鎌倉青少年会館 7 回 ★玉縄青少年会館 7 回	事業の継続	
4-4-2-2	子ども会館・子どもの家における健全育成 【青少年課】	地域社会の中で、児童の遊び場の拠点として、異年齢集団での遊びや仲間づくりのための居場所づくりに努めます。 1-3-1-2・1-3-1-6 参照	事業の継続	
4-4-2-3	ジュニアリーダー等の育成 【青少年課】	集団活動や野外活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域における青少年活動のリーダーとなれる人材を育成します。 ■子どもキャンプ ★小学生 42 人参加 ★子どもキャンプで、活動班、就寝班のリーダーとして活躍しました。 ■鎌倉市ジュニアリーダーズクラブ ★春季宿泊研修実施 11 人参加	事業の継続	470 千円
4-4-2-4	若者たちが育ち合う場の創設 【青少年課】	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指せる場づくりに努めます。 ■鎌倉生涯学習センターに自習スペースわかたまを開設 ★H30.4～H30.12 利用者 1,579 人 ■高校生による発表の場「鎌倉青少年フェスタ」開催 ★参加者観客等合計 300 人	事業の検討	

③ 世代間交流の推進

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-4-3-1	世代間交流 (重複掲載 4-2-2-3) 【教育指導課】 【保育課】	小・中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等へ訪問し交流を深めます。 また、地域の高齢者を学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児者施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域の高齢者を招いての交流を図ります。 4-2-2-3 参照	事業の継続	
4-4-3-2	三世代交流事業 (重複掲載 4-6-1-15) 【鎌倉市老人クラブ連合会 (みらいふる鎌倉)】 【鎌倉漁業協働組合】	子どもや若い世代の保護者、高齢者等各世代の交流により地域の子育てネットワークが広がることを目的として、鎌倉の海や山を使ったイベントを行います。 ★第7回三世代交流事業 I N坂ノ下 10月20日(土) 参加者 420人	事業の継続	

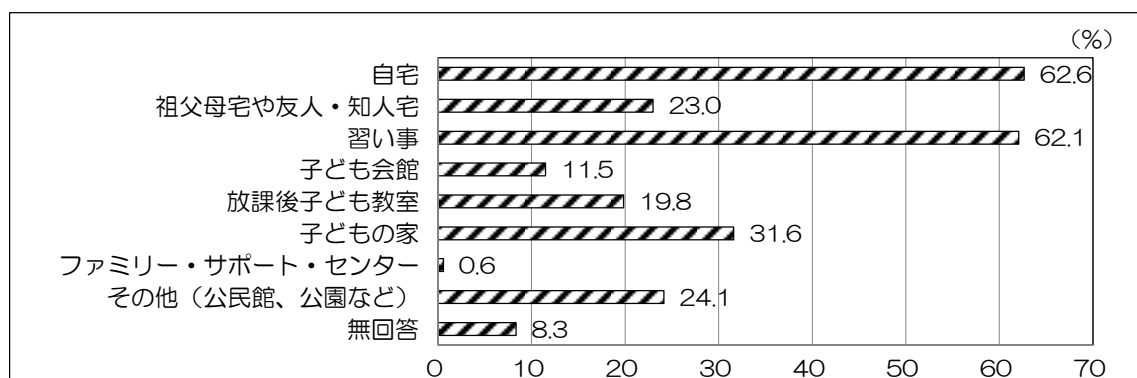


写真：三世代交流事業

主要施策（５）子どもの遊びや学びの場の整備

少子化・核家族化が進み、家庭内でのテレビ・ゲームや携帯電話でのメールのやりとり等が子どもの主要な関心事となっている現在、家庭外での遊びや学びを通じた他人との交わりの機会が減少し、子どもの社会性を身につける機会が失われてきています。身近な場所に、子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することが、子どもが社会性を身につけるうえで特に必要です。

■ 図 小学校低学年での希望する放課後の過ごし方 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・ 家族で楽しめるイベントが少ないように思える。一緒にゲームをしたり、そこに行けば友達と遊べるような場所があれば楽しい。
- ・ 雨の日など、幼児や小学生が室内で遊べる施設があるとうれしい。
- ・ 子ども達の交流の場や機会を増やしてほしい。
- ・ 子ども会館をもっと未就園児のために活用してほしい。
- ・ 2～3才の子（未就学児）が自然に集え遊べる場がほしい。
- ・ 中高生の居場所の整備についても考えてほしい。
- ・ 小学校の下校後に校庭を開放してくれるのはありがたい。
- ・ 小学生が放課後に過ごせる環境を早急に整えてほしい。

課題

- 子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて、成長できるような環境を整備する必要があります。
- 親子でともに集える機会の提供が求められています。

施策の方向性

- ① 遊びや学びの場の整備

① 遊びや学びの場の整備

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-5-1-1	子ども会館 (重複掲載 1-3-1-6) 【青少年課】	地域の子どもの健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図ります。 1-3-1-6 参照	事業の継続	
4-5-1-2	子育て支援行事等の開催 【こども支援課】	子育て中の親子が共に集える遊び場や「親子で楽しめるもの」、「親自身のリフレッシュとなるもの」、「子育てに役立つもの」の講座等を開催します。 ■子育て支援イベント ★一日冒険遊び場 21 回 ★かまくらママ' S カレッジ 2 回 ★かまくらママ&パパ' s カレッジ特別企画 1 回	事業の継続	1,164 千円
4-5-1-3	学校開放の推進 【スポーツ課】	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進めていきます。 開放施設 ★校庭・体育館 25 校 ★プール 10 施設	学校施設の新築や改築に伴い、幅広く市民が利用できるよう利用の拡大を図る	23,531 千円
4-5-1-4	放課後子ども総合プラン (重複掲載 1-3-1-1) 【教育総務課】 【青少年課】	放課後の安全で健やかな居場所づくりを行う事業で、放課後児童クラブ(子どもの家)(1-3-1-2 参照)、放課後子ども教室(1-3-1-3 参照)、子どもの家の利用時間延長(1-3-1-4 参照)を推進します。 また、市長部局と教育委員会が連携し、同一の小学校内等で一体型※1 又は連携型※2 による「放課後児童クラブ(子どもの家)」と「放課後子ども教室」の実施を検討します。 ※1 一体型とは、活動場所が同一の小学校内等にあり、共通のプログラムに参加するもの ※2 連携型とは、活動場所が同一の小学校内等にはないが、共通のプログラムに参加するもの 1-3-1-1 参照	一体型の放課児童クラブ(子どもの家)と放課後子ども教室を1箇所以上整備することを目指す	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-5-1-5	保育所のホール等を活用 した地域での子育て支援 【保育課】	保育所の地域における子育て支援事業の一つとして、由比ガ 浜こどもセンター等のほいくえんホールを、市内の子育て支 援グループに無料で開放します。 なお、大船保育園の多目的室についても、同様に開放します。 ★由比ガ浜保育園 2団体 (kids1st 鎌倉、鎌倉助産師会) 延5回利用 ★大船保育園 2団体 (おもちゃ病院、おもちゃ図書館) 延 36 回利用 ★深沢保育園 0回 ★岡本保育園 0回	事業の継続	
4-5-1-6	保育所の地域子育て支援 【保育課】	全公立保育所にて園庭開放、行事参加や子育て相談など地域 の子育てを支援する活動を進めます。 ■公立保育園各園では、「〇〇広場」にて、園庭遊び、人形 劇、親子体育遊び(スポーツ課事業)等を実施。同時に、子 育て相談を実施し、気軽に相談できる環境を提供しました。 ■園庭解放 ★公立 5園(全園) 月2~3回	事業の継続	
4-5-1-7	地域開放 【私立幼稚園】	幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子 登園等を推進することや各種の子育て支援サービスを行いま す。 ★23 園中 22 園で実施しました。	事業の継続	
4-5-1-8	公園・緑地の整備促進 (重複掲載 3-3-4-1) 【公園課】	地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した 公園等の整備に努めます。 3-3-4-1 参照	緑の基本計画 中間年次(令 和2年)に向 け推進	3-3-4-1 参照

主要施策（６）多様な体験機会の確保

子どもが、その成長にとって不可欠な豊かな感性・創造性をはぐくみ、健康な心と体で生活するために、また、子どもたちの個性を磨き、社会性や自立性をはぐくむために、歴史が香り立ち、海に面し緑あふれる鎌倉の特性を生かした多様な体験機会の提供が求められています。

核家族化の進行により孤立しがちな子育て家庭にとって、地域での取組があたたかい見守りにつながり、子育てに安心感を与えます。

【寄せられた意見】

- ・ 多くの人とふれ合い、遊べる様な環境を望む。
- ・ 地域との関わりをもってみんなで育てていく環境があるとよい。
- ・ 子どもが地元に愛着を持てる取組を進めてほしい。
- ・ 海や山で遊ぶという選択肢をもっと取り入れていってはどうか。

課題

- 多様な体験ができる機会が求められています。
- 身近な場所で地域の人と関われる取組が求められています。

施策の方向性

① 多様な体験機会の確保

① 多様な体験機会の確保

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-6-1-1	子育て親子講座 【青少年課】	主に乳幼児を持つ子育て中の親子を対象として、しつけ、遊びや食育*など子育てに役立つ講座等を開催します。 ★鎌倉：69 講座、延べ 2,923 人 ★玉縄：42 講座、延べ 625 人	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-6-1-2	各種育成事業 【青少年課】 【スポーツ課】 【教育総務課】 【中央図書館】	子どもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支えます。 ■子ども会への支援運営費補助 ★71 団体 ■青少年会館事業 ★延べ710回 9,302人 鎌倉372回 4,715人 玉縄338回 4587人 ■おはなし会 ★49回 288人 ■特別おはなし会 ★36回 536人 ■おひざにだっこのおはなしかい ★58回 372人 ■あかちゃんと楽しむおはなしかい ★107回 1,284人 ■一日図書館員 ★19回 114人 ■子ども写生大会（龍寶寺） 134人 ■演奏会 ★2回 853人	事業の継続	子ども会補助金 617千円 子ども写生大会 20千円 演奏会 341千円
4-6-1-3	子どものスポーツの育成 【スポーツ課】	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、企業や関連団体と連携をとり、子どもが遊びを通してスポーツを体験できる環境づくりを推進します。また、スポーツの分野で活躍した子ども達を表彰し、より強い意欲を持ってスポーツに取り組めるよう支援します。 ★体育協会加盟団体やレクリエーション協会が主催する教室やイベント、徳洲会体操クラブや神奈川県との連携による教室等を開催しました。 参加者数 2,657人 ■ジュニアスポーツ栄誉表彰 ★小学生 9団体、個人78人	幼児、児童が積極的に取り組める環境づくりの推進	5,620千円 (この金額は、行事や事業の全体の経費ですので当プランに該当しない事業費も含みます。)

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-6-1-4	スポーツ活動の促進 【スポーツ課】	子どもたちに様々なスポーツを紹介し体験することにより、自分にあった運動を見つけられるよう生涯スポーツの推進を図ります。 また、スポーツ活動を通して体力向上を図り、健やかに成長することを目的に、スポーツイベントなどの開催時に子どもの体力調査を実施します。 自分の体力がわかる体力測定の実施、自分にあった運動を見つけるために様々なスポーツ体験ができる環境づくりを進めます。 ■体力測定やニュースポーツ用具の貸出 ★巡回教室 楽しくスイミング 3回 26人 ★障がい者スポーツ普及促進事業「椅子バスケットボール体験会」 330人 ★体育館で遊ぼう放課後かまくらっ子ふかさわ 70人 ★初心者の子ども体操教室 154人 ★スポーツ・レクリエーションフェア 131人	事業の継続	497千円
4-6-1-5	競技スポーツ活性化のための啓発 【スポーツ課】	オリンピックや世界大会で活躍しているトップアスリートの演技を観戦したり、指導を受けることで、何事にも目標を持ってチャレンジしていく気持ちを育みます。 また、ジュニア期から競技スポーツの向上を図り鎌倉から未来のオリンピック選手の育成を目指します。 ■鎌倉ゆかりのトップアスリートとの交流会「徳修会体操クラブの体操選手による公開練習及び交流会」 ★参加者数 136人（成人を含む） ■かながわアスリートネットワーク協働事業「オリンピック 荻部 俊二先生にスポーツの基礎となる走り方を学ぶ」 ★参加者 56人	元トップアスリートや現役プロ選手などによる指導体制の拡充 スポーツ関連団体と連携を図り指導者を確保	30千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-6-1-6	青少年健全育成活動 【鎌倉市青少年指導員連 絡協議会】	県・市の委託を受け、青少年の健全育成・非行防止及び社会環境健全化などの活動を行います。 主な活動は鎌倉の自然や食材などを使い鎌倉を知ってもらう活動や、子どもキャンプやレクリエーションなどの体験活動により年齢を超えた交流、地域間での交流を行います。 また、ジュニアリーダーのサポートなど青少年団体の育成・支援や、青少年に関する情報の提供、各地域のお祭りや関係団体などとの協力推進活動を通して青少年に望ましい地域づくりを行います。 ■子どもたこあげ大会 5/5 ★282人（うち、青少年指導員 42人、Jr.5人） ■鎌倉市青少年会館フェスティバル 7/15 ★バルーンアート 300人 ■大船サマーキャンプ 7/29 ★小学生 35人 青少年指導員 17人 Jr.8人 ■深沢夏まつり 8/4,5 ■七里ヶ浜高校科学の実験「海の生き物」 ★63人 ■玉縄まつり 11/10 ★800人 ■子どもキャンプ 10/21～10/22 ★小学生47人 青少年指導員 22人 Jr.9人 計 78人 ■西鎌倉小学校むかしあそび場 ■深沢小ふれあい広場 ■大船子どもフェスティバル ■大人の集い手伝い ★中学生作文コンクール ★814点 ■キッズ・ミステリー・ツアー ★27人 ■わくわく体験遊び場（玉縄） ★200人 ■子どもキャンプ参加者の集い ■広報「かまくら青指」・おもちゃ箱 ★年2回 ■街頭キャンペーン ■講師を招き、講演会・救命救急・野外炊事・ゲーム等	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-6-1-7	子育て支援グループの連携と交流 一日冒険遊び場・講座等の 子育て支援行事の開催等 【かまくら子育て支援グループ懇談会】 【こども支援課】	子育て中の母親のリフレッシュや交流を図り、自分を見つめ直す機会としての講座を企画・運営しています。0歳児からの託児付き講座を開催することにより、母親の仲間づくりのきっかけとなるように工夫しています。子育てをする上で、こんなサービスがほしいなどの生の声を行政に橋渡しする役目を果たします。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、日頃触れる機会のない工具や火などを使って遊ぶ一日冒険遊び場を開催。常設化を目指しています。 ■総会 ★年1回 ■定例会 ★月1回 ■子育て支援イベント ★一日冒険遊び場 21回 延 1,865人 ★かまくらママ' Sカレッジ 2回 延 62人 ★かまくらママ&パパ' sカレッジ特別企画 1回 1,127人 ■冒険遊び場の常設化に向けた協議を進めた。	事業の継続 ・託児付講座の回数増 ・一日冒険遊び場の常設化 ・プレーリーダーの育成やスタッフの技術向上。	1,164 千円
4-6-1-8	父と子の里山体験 【NPO法人山崎・谷戸の会】	父(母)と子の親子参加型で、谷戸の雑木林の管理に親しんでもらうため、木の伐採や下草刈り、薪割り、かまどの火おこしなどを体験します。 ★冬季企画 2回のうち1回実施	年2回実施	
4-6-1-9	こども里山一日体験 【NPO法人山崎・谷戸の会】	小学生以下の、子どもを中心とした親子参加など一緒になって里山体験をしながら、自然に親しんでもらいます。 谷戸の散歩、農作業の手伝い、昔あそびなど。 ★企画 2回のうち2回実施	年2回実施	
4-6-1-10	里山探検隊 【NPO法人山崎・谷戸の会】	対象を小学生の子どもとし、定員制で総合的に谷戸を体験するプログラムを企画します。谷戸・谷戸周辺の散策、自然観察、農体験、昔遊びを通して、里山全体を理解し、子ども同士が交流する場を提供します。 ★企画 6回のうち5回実施	年6回実施	
4-6-1-11	子ども里山体験 【公益財団法人鎌倉市公園協会とNPO法人山崎・谷戸の会の共催】 【公園課】	昔ながらの農作業、自炊など里山体験をします。谷戸の収穫物を味わい、山崎地区の昔の暮らしの話を聞きながら里山の暮らしを体験します。(平成30年度よりお泊りではなくなりました。) ★8月19日(14:00~20:30) 参加者13人	事業の継続 年1回実施	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-6-1-12	鎌倉てらこや事業 【NPO法人鎌倉てらこや】	地域子どもたちが主体的に生き、活動できる拠点をつくり、成熟した地域社会を創造します。 子どもたちの魂を輝かせるために、自然、歴史、伝統、文化などに恵まれた環境の下で、遊び、学び合い、感動体験を培います。 親たちは、子どもとともに学び、自らを育み、自立した大人になることを目指します。 ★鎌倉めぐり事業（郷土探検） 4回設定3回実施 59人 ★土と遊ぼう（陶芸事業） 8回実施 122人 ★みんなで朗読（朗読事業） 年9回 242人 ★宿泊体験合宿（合宿事業） 年3回 420人 ★遊ビバ！（オリエンテーション事業） 年9回 280人 ★海 LOVE かまくら（海企画） 年3回 69人 ★出向事業（大学生子ども会館派遣事業） 大船子ども会館・山崎子ども会館・富士塚子ども会館・いまいずみ子どもの家・関谷子どもの家・玉縄子ども会館・梶原子ども会館・小坂子ども会館・西鎌倉子どもの家・第一子どもの家・深沢子どもの家・七里ガ浜子どもの家等 週に一回ずつ程度実施 計371回	参加者人数の拡充 活動をより魅力的なものとしていくため、スタッフ間での意識共有・現場対応力を高める	9,698 千円
4-6-1-13	てらハウス事業 【NPO法人鎌倉てらこや】	商業ビルの空き店舗に、子ども・保護者・学生ボランティア・地域ボランティアが集い、“本気”で学び、遊び、語り合う居場所をつくります。そのようにして過ごす時間から子ども自身が「やりたい」と思うことを発見し、スタッフの力添えを得ながら自らの力で実現することを目指します。 ①休日てらハウス：原則毎週土曜日 10：00～16：00 ★49回 414人 ②平日てらハウス：原則月～金曜日 15：00～18：00 ★179回 744人	参加者人数の拡充 活動をより魅力的なものとしていくため、スタッフ間での意識共有・現場対応力を高める	3,366 千円

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
4-6-1-14	青空自主保育 【にこにこ会】 【やんちゃお】 【なかよし会】 【かぜのこ会】 【でんでんむし】 【あおぞら】 【なないろ】	特定の園舎を持たず、鎌倉の豊かな自然の中で、子どもがのびのびと遊ぶことを目的に、保育者や当番制の親とともに活動しています。 ★各地域、年齢別に毎週定期的に活動しています。	事業の継続	
4-6-1-15	三世代交流事業 （重複掲載 4-4-3-2） 【鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉）】 【鎌倉漁業協同組合】	子どもや若い世代の保護者、高齢者等各世代の交流により地域の子育てネットワークが広がることを目的として、鎌倉の海や山を使ったイベントを行います。 4-4-3-2 参照	事業の継続	



写真：一日冒険遊び場



写真：一日冒険遊び場

5 基本目標5

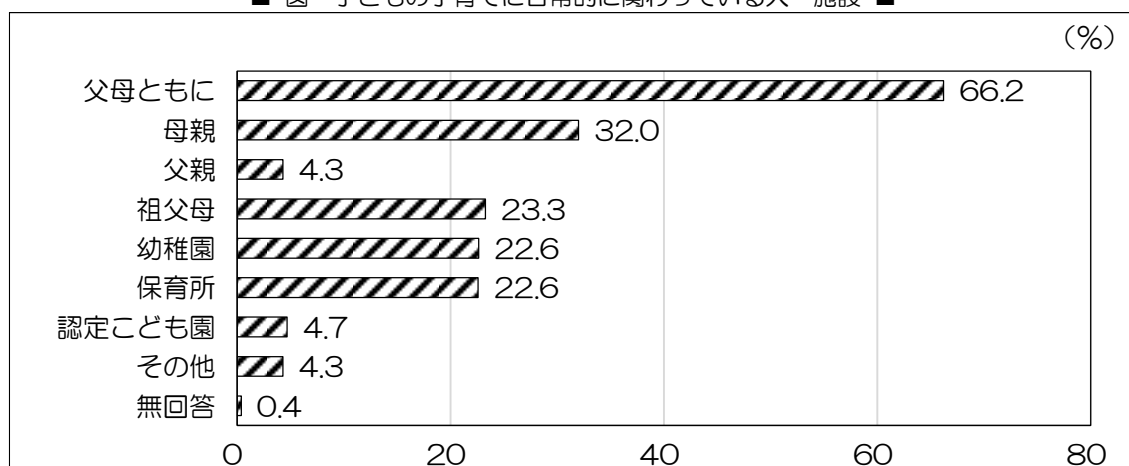
仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会*）の実現

主要施策（1）男女がともに支えあう仕組みづくり

近年父親の子育てへの参画は増加しているものの、母親の負担が大きいのは変わらないというのが実態です。この結果、母親に多大な肉体的・精神的負担がかかっており、父親には子育ての喜びや楽しさを体験する貴重な機会が損なわれるという事態が生じています。

父親の子育てへの参加を促し、子育てに関して、父親・母親が「ともに支え、ともに育てる」子育てを促進していきます。

■ 図 子どもの子育てに日常的に関わっている人・施設 ■



【寄せられた意見】

- ・ 家事・育児は、仕事を持っていても母親がやって当たり前という父親の考え方に問題があると思う。イクメンも増えているらしいが、まだまだ全く何もしない父親も多い。
- ・ 父親の子育てに対する意識を高めていけたら、幸せにおだやかに子育てが充実するのではと思う。
- ・ 子育て支援事業が平日に多く、父親が参加しにくい。
- ・ 小学生や中学生のうちから、将来の子育てに対する教育を行うことで、子育てに対する理解が深まり、母性や父性の育成につながる。

課題

- 母親の負担を軽減し、父親が子育ての喜びや楽しさを理解するために、夫婦がともに子育てをすることが求められています。
- 子育てに不慣れな父親が、子育ての知識や技術を身につける機会が必要です。
- 子どもの頃からの母性や父性の育成が求められています。

施策の方向性

- ① 男女がともに支えあう仕組みづくり

① 男女がともに支えあう仕組みづくり

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
5-1-1-1	男女共同参画社会づくり 【文化人権課】	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら 21 男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。 ★フォーラム1回、セミナー1回、男女共同参画推進市民講座1回、女性活躍推進セミナー1回、フェイスブック投稿4回	事業の継続	286 千円
5-1-1-2	父親への育児支援 【市民健康課】	父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親が参加しやすい環境づくりに努めます。 ★両親教室 妊娠期 18 回 実 282 人（うち父 120 人、42.5%） ★離乳食教室 12 回 236 人（うち父 10 人、4.2%） ★ふたご、みつごのための親子講座 2 回 14 組（うち父 1 人 7.1%）	事業の継続	
5-1-1-3	両親学級 （重複掲載 1-5-1-2） 【市民健康課】	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。 1-5-1-2 参照	事業の継続	
5-1-1-4	父子健康手帳 【市民健康課】	父親に対し、妊娠・出産・育児に関する知識の周知や情報提供を行い、育児支援を図ります。 ★父子健康手帳交付 87 件 交付申請書を母子健康手帳セットに同封しました。	交付数の拡充	
5-1-1-5	道徳教育での啓発 【教育指導課】	主として他の人とのかかわりに関することの中で、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」ことについて、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。 ★道徳教育はすべての教育活動を通じて行いました。 道徳の時間はすべての学校で年間 35 時間（小学 1 年生のみ 34 時間）行いました。	事業の継続	

事業 番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
5-1-1-6	特別活動での啓発 【教育指導課】	学級活動の中で、「男女相互の理解と協力」について、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。 ★学級活動として毎日の朝の会や帰りの会、年間 35 時間(小学 1 年生のみ 34 時間)の学級活動の時間、放課後活動の中で行いました。	事業の継続	

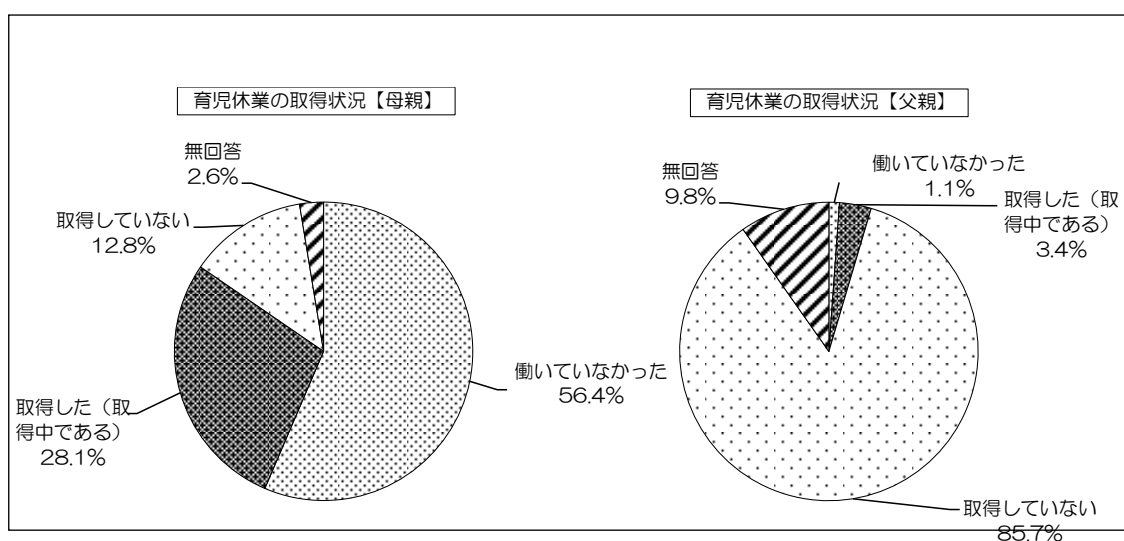


主要施策（２）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

共働き家庭が一般化してきており、また、ひとり親家庭も多数に上ります。この結果、子育てと仕事の両立に悩む家庭が増加しており、子育てと仕事の両立を支援する施策が求められています。

産前産後休業・育児休業・短時間勤務・育児時間・母性健康管理などの制度が、労働基準法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などで定められており、これらの制度に基づく支援が必要です。

■ 図 育児休業の取得状況 ■



※資料：平成25年度実施 ニーズ調査

【寄せられた意見】

- ・ 子育てと仕事の両立には、育休期間の延長ではなく、短時間勤務の充実と社会全体での理解・受け入れが必須である。
- ・ 一度離職しても復職しやすい取組をお願いしたい。
- ・ 仕事のしすぎで子どもに関わる時間がとれない。子育てと仕事のバランスが取れていると子育て生活の満足度につながると思う。

課題

- 育児休業や短時間勤務の充実等、男女が共に子育てと仕事を両立できるよう、広く社会全体の意識改革を進めることが必要です。
- ワーク・ライフ・バランス*を実現し、子育て生活の満足度を向上させることが求められています。

施策の方向性

- ① 子育てと仕事の両立の支援

① 子育てと仕事の両立の支援

事業番号	事業名【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針	決算(見込)額
5-2-1-1	育児休業制度の普及・啓発活動 【文化人権課】	育児休業制度の普及・啓発を図り、男女共に育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。 ★情報紙や市のホームページ等により啓発しました。	事業の継続	
5-2-1-2	就労環境改善への支援 【商工課】	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。 ★勤労市民ニュースを年2回各300部発行しました。	勤労市民ニュースを年2回各300部発行	
5-2-1-3	就労情報の提供 【商工課】	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。 ★鎌倉市に特化した求人情報の提供と毎月2回の更新を継続しました。	鎌倉市に特化した求人情報の提供と毎月2回の更新を継続	
5-2-1-4	育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備 【商工課】	育児休業に必要な資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。 ■勤労者生活資金融資制度 ★利用実績なし	事業の継続	
5-2-1-5	「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進 【職員課】	鎌倉市に勤務する職員が安心して子育てできるように、職員生活と家庭生活を両立できる環境づくりや、職員の意識啓発を図ります。 平成22年6月に鎌倉市職員の育児休業等に関する条例を改正し妻の産後休暇中に夫の育児休業取得が可能になるなど、職員が安心して子育てできる環境整備に努めてきました。今後とも仕事と育児が両立できる環境整備に努めていきます。 ★平成30年度新規育児休業取得者 男性職員2人 女性職員17人	男性職員の育児休業取得を推進	

主要施策（3）多様な保育・預かりサービスの充実

基本目標1 主要施策（2）参照 （26 ㌔）

主要施策（4）放課後児童対策の充実

基本目標1 主要施策（3）参照 （31 ㌔）

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み* （事業のニーズ量）と確保方策*（事業の提供体制）

1 記載事項

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域」を定め、区域ごとに「量の見込み*（事業のニーズ量）」、「量の見込み*に対する確保方策*（事業の提供体制）」、「実施時期」を記載するよう定めています。

2 提供区域

（1）幼児期の教育・保育事業

ア 教育・保育提供区域

行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育を提供する区域」として決めました。



イ 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定めた事業は以下のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園*	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望）※	
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園*	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で 0～2 歳の子どもを預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）
	利用対象者	2号認定児（子どもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要） 3号認定児（子どもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要）	

※ 教育事業を行う施設のうち、幼稚園については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受ける幼稚園と、確認*を受けず私学助成の幼稚園として運営する幼稚園の2種類があります。私学助成の幼稚園を利用する場合、認定は不要です。

（2）地域子ども・子育て支援事業提供区域

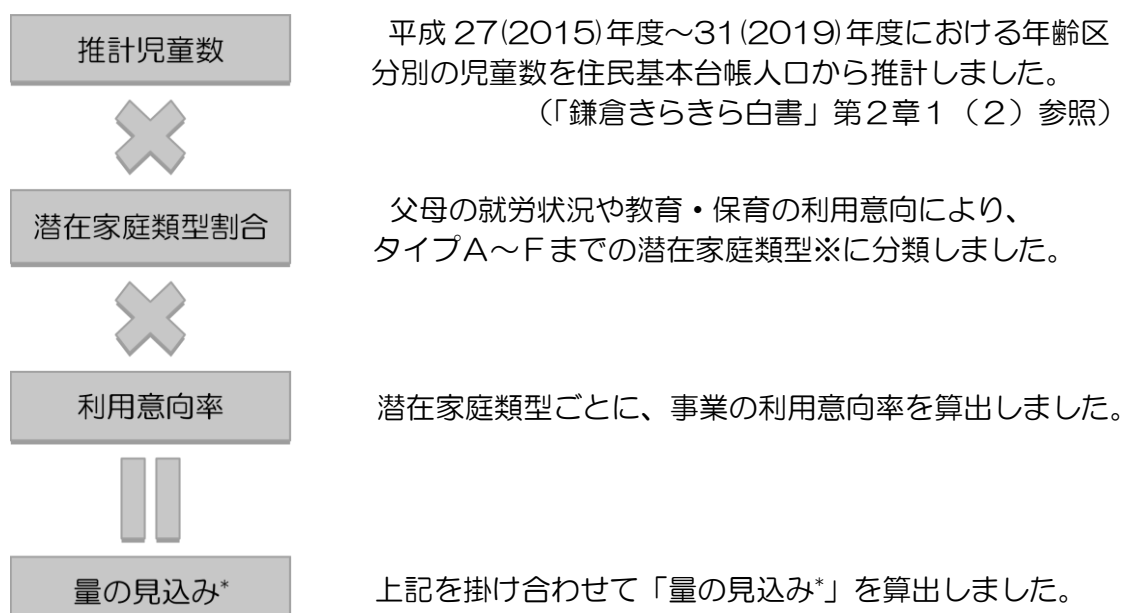
全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童クラブ（子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しました。



3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*の考え方

(1) 計画策定当初における考え方

平成 25 年 10 月から 11 月にかけて行ったニーズ調査をもとに、各事業の量の見込み*を算出しました。なお、各事業の量の見込み*は、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み*」の算出等のための手引き』（平成 26（2014）年 1 月 20 日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としましたが、算出されたニーズと実際の利用状況に乖離があった事業については補正を行いました。



【※潜在家庭類型の種類】

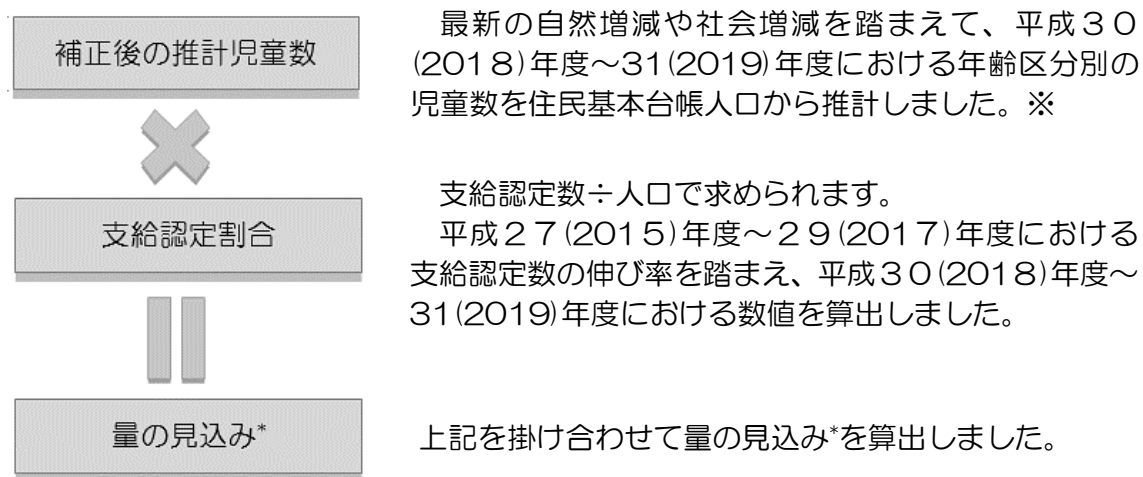
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム(就労時間:月 120 時間以上と 64 時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム(就労時間:月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦(夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム(就労時間:いずれかが月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

(2) 中間年の見直しにおける考え方

平成 29 年 1 月 27 日付けで内閣府から示された、市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの考え方（作業の手引き）（以下「手引き」という。）に基づき、平成 29 年度に平成 30 年度及び 31 年度の量の見込みの見直しを実施し、併せて確保方策*を整理しました。

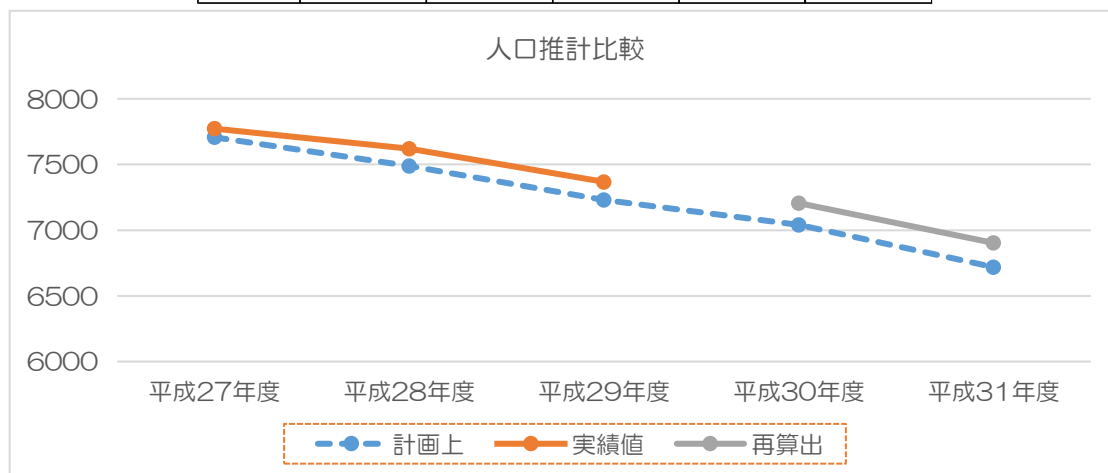
手引きによると、平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定数について、計画値と実績値に 10%以上の乖離が生じた場合には、原則として見直しが必要とされています。その他、事業又は施設の利用実績や、地域の実態などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととされています。

量の見込みの算出方法について、計画策定当初は「推計児童数*×潜在家庭類型割合×利用意向率」とされていましたが、手引きにおいては、量の見込みの見直しにおける算出方法は「補正後の推計児童数×支給認定割合*」とされています。



【※0～5歳児人口の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	7,707	7,490	7,231	7,040	6,719
実績値	7,773	7,621	7,468		
再算出				7,206	6,903
差	66	131	237	166	184



4 幼児期の教育・保育事業の量の見込み*と確保方策*

(1) 幼稚園、認可*保育所等の利用状況（平成 30 年度）

幼稚園と、認可*保育所等の平成 30 年度の居住地別の利用者数と利用率（対象年齢の児童人口全体に対する利用者の割合）は以下のとおりです。

区域	児童人口（人）		利用者数（人）			利用率（％）		
	3-5 歳	0-2 歳	幼稚園	認可保育所等		幼稚園	認可保育所等	
				3-5 歳	0-2 歳		3-5 歳	0-2 歳
市全域	3,972	3,345	2,131	1,414	1,156	53.7%	36.2%	34.6%
鎌倉	1,079	815	727	231	252	67.4%	21.4%	30.9%
腰越	492	373	355	71	46	72.2%	14.4%	12.3%
深沢	755	645	302	401	296	40.0%	53.1%	45.9%
大船	1,101	1,005	422	517	414	38.3%	47.0%	41.2%
玉縄	545	507	325	194	148	59.6%	35.6%	29.2%

※ 児童人口及び、認可保育所等利用者数は 4 月 1 日時点、幼稚園利用者数は就園奨励費補助金支払実績等（3 月 31 日時点）より算出

(2) 待機児童の状況（令和元年度）

本市の待機児童数は、平成 31 年（2019 年）4 月に 78 人となっています。年齢別、地域別の内訳でみると、0～2 歳、大船・鎌倉地域で待機児童が多く発生していることが分かります。

(人)

区域	子どもの年齢		合計
	0-2 歳	3-5 歳	
市全域	74	4	78
鎌倉	8	2	10
腰越	2	2	4
深沢	10	0	10
大船	31	0	31
玉縄	23	0	23

(3) 量の見込み*（事業の二ス量）

幼児期の教育・保育の現在の利用状況、利用希望を把握し、平成31年度における幼児期の教育・保育の量の見込み*を設定しました。（カッコ内は計画策定当初算出した平成30年度における量の見込み*）

区域	児童人口（人）		利用者数（人）			利用率（％）		
	3-5 歳	0-2 歳	教育事業	保育事業		教育事業	保育事業	
				3-5 歳	0-2 歳		3-5 歳	0-2 歳
市全域	3,773 (3,945)	3,130 (3,286)	2,237 (2,495)	1,536 (1,264)	1,289 (1,147)	59.3% (63.2%)	40.7% (32.0%)	41.2% (34.9%)
鎌倉	1,012 (1,052)	816 (813)	608 (681)	404 (305)	293 (285)	60.3% (64.7%)	39.9% (29.0%)	35.9% (35.1%)
腰越	456 (527)	331 (361)	295 (329)	161 (150)	145 (96)	64.7% (62.4%)	35.3% (28.5%)	43.8% (26.6%)
深沢	739 (789)	614 (687)	434 (484)	305 (270)	283 (254)	58.7% (61.3%)	41.3% (34.2%)	46.1% (37.0%)
大船	1,023 (1,047)	910 (954)	517 (646)	506 (383)	409 (366)	50.5% (61.7%)	49.5% (36.6%)	44.9% (38.4%)
玉縄	543 (530)	459 (471)	383 (355)	160 (156)	159 (146)	70.5% (67.0%)	29.5% (29.4%)	34.6% (31.0%)

(4) 0-2歳の保育利用率

本市では満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の利用定員数の割合について、計画期間内における目標値を設定しました。平成30年度及び令和元年度について、目標値を再算出しました。（カッコ内は計画策定当初算出した値）

区域	平成27年度	平成27年度 実績	平成28年度	平成28年度 実績	平成29年度	平成29年度 実績	平成30年度	平成30年度 実績	令和元年度
市全域	27.9%	26.5%	29.9%	29.8%	35.5%	31.0%	33.4% (36.8%)	33.5%	43.6% (38.1%)
鎌倉	26.5%	24.3%	29.3%	24.3%	36.2%	28.7%	32.3% (38.1%)	24.7%	35.9% (40.1%)
腰越	19.2%	22.2%	21.7%	20.8%	26.9%	24.0%	24.5% (28.0%)	13.4%	43.8% (28.8%)
深沢	28.1%	28.2%	29.3%	32.2%	37.0%	32.0%	35.1% (38.4%)	44.4%	53.1% (40.1%)
大船	34.1%	30.8%	35.3%	37.3%	39.2%	37.1%	39.0% (39.7%)	41.1%	47.6% (40.3%)
玉縄	25.3%	22.8%	27.2%	28.3%	31.0%	26.9%	28.5% (32.6%)	30.9%	36.4% (34.2%)

(5) 確保方策*（事業の提供体制）及び実施時期

ア 教育事業における量の見込み*と確保方策*

「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園*及び幼稚園で幼児期の学校教育を行います。（対象は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児）

教育事業においては、量の見込み*に対して既存の供給量で確保できる見込みです。平成30年度及び令和元年度について、目標値を再算出しました。（カッコ内は計画策定当初算出した値）

(人)

市全域		平成27年度	平成27年度実績	平成28年度	平成28年度実績	平成29年度	平成29年度実績	平成30年度	平成30年度実績	令和元年度
量の見込み	1号認定	2,320	2,547	2,306	2,557	2,229	2,449	2,402 (2,448)	300	2,237 (2,311)
	2号認定(教育)*	279		276		266				
	合計①	2,599		2,582		2,495				
確保方策	特定教育・保育施設	213	213	366	206	859	195	327 (1,033)	195	621 (1,031)
	私学助成の幼稚園*	3,616	3,616	3,406	3,616	2,900	3,616	3,396 (2,690)	3,406	3,110 (2,690)
	合計②	3,829	3,829	3,772	3,822	3,759	3,811	3,723 (3,723)	3,601	3,731 (3,721)
過不足(②-①)		1,230	1,282	1,190	1,265	1,264	1,362	1,321 (1,275)	3301	1,494 (1,410)

※ 「2号認定(教育)」とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 「特定教育・保育施設*」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けた施設のことです。教育事業における確保方策*としては「認定こども園*」と「幼稚園」が該当します。

※ 「私学助成の幼稚園」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けない幼稚園のことです。なおこの幼稚園に通う幼児は認定を受ける必要はありませんが量の見込み*の1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

※ 確保方策*に記載している人数は、定員による記載を行うこととされています。

※ 量の見込みの実績は、毎年3月31日時点の市内幼稚園・認定こども園の利用者数。

(人)

鎌倉地域		平成27年度	平成27年度実績	平成28年度	平成28年度実績	平成29年度	平成29年度実績	平成30年度	平成30年度実績	令和元年度
量の見込み	1号認定	603	715	605	736	584	742	659 (665)	0	608 (604)
	2号認定(教育)	101		101		97				
	合計①	704		706		681				
確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0 (0)
	私学助成の幼稚園	975	975	975	975	975	975	975 (975)	975	975 (975)
	合計②	975	975	975	975	975	975	975 (975)	975	975 (975)
他地域との調整(流出数)③※		72	25	69	27	68	38	27 (67)	0	27 (67)
過不足 (②+③-①)		343	285	338	266	362	271	343 (377)	975	394 (438)

※ 他地域との調整とは、表に記載している地域以外の他地域との流出入数から算出しました。

(人)

腰越地域		平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み	1 号認定	290	347	311	375	304	342	323 (327)	0	295 (298)
	2 号認定(教育)	24		25		25				
	合計①	314		336		329				
確保 方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	296	0	0 (296)	0	296 (296)
	私学助成の幼稚園	776	776	776	776	480	776	776 (480)	776	480 (480)
	合計②	776	776	776	776	776	776	776 (776)	776	776 (776)
他地域との調整（流出数）③		△248	△131	△249	△113	△250	△110	△113 (△250)	0	△113 (△250)
過不足 (②+③-①)		214	298	191	288	197	324	340 (199)	776	368 (228)

(人)

深沢地域		平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み	1 号認定	459	484	446	488	420	425	455 (468)	128	434 (454)
	2 号認定(教育)	70		68		64				
	合計①	529		514		484				
確保 方策	特定教育・保育施設	168	168	321	161	308	150	142 (302)	150	140 (300)
	私学助成の幼稚園	330	330	120	330	120	330	330 (120)	330	330 (120)
	合計②	498	498	441	491	428	480	472 (422)	480	470 (420)
他地域との調整（流出数）③		239	172	248	128	249	113	128 (248)	25	128 (248)
過不足 (②+③-①)		208	186	175	131	193	168	145 (202)	377	164 (214)

(人)

大船地域		平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み	1 号認定	605	614	604	607	598	591	571 (639)	158	517 (632)
	2 号認定(教育)	48		48		48				
	合計①	653		652		646				
確保 方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15	15	155 (195)	15	155 (195)
	私学助成の幼稚園	945	945	945	945	945	945	725 (735)	735	735 (735)
	合計②	960	960	960	960	960	960	890 (930)	750	890 (930)
他地域との調整（流出数）③		△64	△78	△69	△42	△69	△27	△42 (△65)	10	△42 (△65)
過不足 (②+③-①)		243	268	239	311	245	342	267 (226)	602	331 (233)

(人)

玉縄地域		平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み	1 号認定	363	387	340	351	323	349	394 (349)	14	383 (323)
	2 号認定(教育)	36		34		32				
	合計①	399		374		355				
確保 方策	特定教育・保育施設	30	30	30	30	240	30	30 (240)	30	30 (240)
	私学助成の幼稚園	590	590	590	590	380	590	590 (380)	590	590 (380)
	合計②	620	620	620	620	620	620	620 (620)	620	620 (620)
他地域との調整（流出数）③		1	12	1	0	2	△14	0 (0)	4	0 (0)
過不足（②+③-①）		222	245	247	269	267	257	226 (271)	610	237 (297)

イ 保育事業における量の見込み*と確保方策*

「保育所保育指針」に基づき、「保育を必要とする」乳児又は幼児に対し、認定こども園*、認可*保育所及び地域型保育事業で保育及び教育を行います。

平成 31 年度に、待機児童が解消されるよう施設等の整備を進めます。

なお、共働き家庭やひとり親家庭の増加に伴い、仕事と子育ての両立を考慮して交通の利便性の高い地域での施設整備のニーズが高まるなど、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。平成 30 年度及び 31 年度について、目標値を再算出しました。（カッコ内は計画策定当初算出した値）

(人)

市全域			平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み ①	2 号認定(3 歳以上児)		1,318	1,373	1,310	1,476	1,264	1,490	1,525 (1,241)	1,438	1,536 (1,174)
	3 号認定	1・2 歳児	1,008	904	947	963	913	1,020	1,043 (881)	1,031	1,060 (850)
		0 歳児	252	211	242	232	234	231	223 (225)	207	229 (217)
確保 方策②	特定教育・ 保育施設※	3 歳以上 児	1,345	1,328	1,365	1,330	1,444	1,330	1,376 (1,474)	1391	1,712 (1,474)
		1・2 歳児	742	720	750	761	879	761	785 (879)	776	970 (879)
		0 歳児	218	203	220	224	239	224	233 (239)	228	258 (239)
	特定地域型 保育事業※	1・2 歳児	32	32	34	34	34	57	42 (34)	42	80 (34)
		0 歳児	12	12	13	17	13	21	17 (13)	17	17 (13)
	幼稚園預か り	2 歳児	—	—	—	—	—	—	0	0	20
	企業主導型 保育事業※	1・2 歳 児	—	—	—	—	—	—	16	14	16
		0 歳児	—	—	—	—	—	—	3	5	3
過不足(②－①)		3 歳以上 児	27	△45	55	△146	180	△160	△148 (233)	△47	176 (300)
		1・2 歳児	△234	△152	△163	△160	0	△202	△200 (32)	△199	26 (63)
		0 歳児	△22	4	△9	9	18	14	30 (27)	43	49 (35)

※ 「特定教育・保育施設*」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けた施設のことです。保育事業における確保方策*としては「認定こども園*」と「認可*保育所」が該当します。

- ※ 「特定地域型保育事業*」とは、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費*の支給対象施設として確認*を受けた地域型保育事業のことで、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」等があります。
- ※ 「企業主導型保育事業」とは、平成 28 年度から始まった事業であり、一定の基準をみなす認可外の事業所内保育事業所に対して、国が運営費等を補助する事業です。
- ※ 確保方策*に記載している人数は、定員による記載を行うこととされていますが、実際には保育所等では基準の範囲内で定員を超えた受け入れを行っています。
- ※ 量の見込みの実績は、毎年 4 月 1 日時点の保育認定数。

(人)

鎌倉地域			平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み ①	2 号認定(3歳以上児)		315	338	316	381	305	379	396 (298)	350	404 (270)
	3 号認定	1・2歳児	257	241	230	242	219	250	245 (209)	247	237 (199)
		0 歳児	72	49	68	63	66	55	54 (62)	44	56 (59)
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3 歳以上 児	218	218	218	218	267	218	235 (267)	249	360 (267)
		1・2歳児	122	122	122	122	180	122	146 (180)	137	221 (180)
		0 歳児	31	31	31	31	50	31	40 (50)	35	52 (50)
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	4	4	4	4	4	19	4 (4)	4	4 (4)
		0 歳児	1	1	1	1	1	5	1 (1)	1	1 (1)
	幼稚園預かり	2 歳児	—	—	—	—	—	—	0	—	4
	企業主導型 保育事業	1・2歳児	—	—	—	—	—	—	16	14	16
		0 歳児	—	—	—	—	—	—	3	5	3
他地域との調整 (流出数) ③		3 歳以上 児	89	87	91	87	91	90	93 (93)	89	54 (93)
		1・2歳児	66	59	66	49	35	55	55 (35)	41	△8 (35)
		0 歳児	25	11	26	12	24	12	11 (24)	7	0 (24)
過不足(②+③－①)		3 歳以上 児	△8	△33	△7	△76	53	△71	△68 (62)	△12	10 (90)
		1・2歳児	△65	△56	△38	△67	0	△54	△24 (10)	△51	0 (20)
		0 歳児	△15	△6	△10	△19	9	△7	1 (13)	4	0 (16)

※ 他地域との調整とは、表に記載している地域以外の他地域との流出入数から算出しました。

(人)

腰越地域			平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み ①	2 号認定(3歳以上児)		143	130	154	153	150	151	154 (149)	137	161 (136)
	3 号認定	1 ・ 2 歳 児	96	83	86	91	81	106	115 (78)	101	124 (75)
		0 歳児	16	14	16	19	15	18	19 (15)	21	21 (14)
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3 歳以上 児	62	62	62	62	92	62	62 (92)	62	113 (92)
		1 ・ 2 歳 児	22	22	22	22	40	22	22 (40)	22	41 (40)
		0 歳児	6	6	6	6	6	6	6 (6)	6	7 (6)
	特定地域型 保育事業	1 ・ 2 歳 児	12	12	12	12	12	12	12 (12)	12	50 (12)
		0 歳児	4	4	4	4	4	4	4 (4)	4	4 (4)
	幼稚園預かり	2 歳児	—	—	—	—	—	—	0	0	4
	企業主導型 保育事業	1 ・ 2 歳 児	—	—	—	—	—	—	0	0	0
		0 歳児	—	—	—	—	—	—	0	0	0
他地域との調整 (流出数) ③		3 歳以上 児	67	54	69	54	68	56	54 (70)	65	52 (70)
		1 ・ 2 歳 児	32	38	33	26	29	36	34 (29)	47	29 (29)
		0 歳児	4	6	5	10	6	8	7 (6)	13	10 (6)
過不足(②+③-①)		3 歳以上 児	△14	△14	△23	△37	10	△33	△38 (13)	△10	4 (26)
		1 ・ 2 歳 児	△30	△11	△19	△31	0	△36	△47 (3)	△20	0 (6)
		0 歳児	△2	2	△1	1	1	0	△2 (1)	2	0 (2)

(人)

深沢地域			平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み ①	2 号認定(3 歳以上児)		295	308	287	299	270	314	313 (261)	306	305 (253)
	3 号認定	1・2 歳 児	225	176	217	198	209	222	239 (201)	204	256 (193)
		0 歳児	49	42	47	40	45	36	30 (43)	44	27 (42)
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3 歳以上 児	383	383	403	383	403	383	382 (403)	383	453 (403)
		1・2 歳 児	212	212	212	212	230	212	212 (230)	212	264 (230)
		0 歳児	65	65	65	65	65	65	65 (65)	65	72 (65)
	特定地域型 保育事業	1・2 歳 児	10	10	12	10	12	10	10 (12)	10	10 (12)
		0 歳児	5	5	6	5	6	5	5 (6)	5	5 (6)
	幼稚園預かり	2 歳児	—	—	—	—	—	—	0		4
	企業主導型 保育事業	1・2 歳 児	—	—	—	—	—	—	0	0	0
		0 歳児	—	—	—	—	—	—	0	0	0
他地域との調整 (流出数) ③		3 歳以上 児	△118	△106	△125	△115	△124	△100	△114 (△123)	△104	△103 (△123)
		1・2 歳 児	△59	△78	△59	△56	△33	△52	△45 (△33)	△62	△19 (△33)
		0 歳児	△26	△16	△27	△18	△26	△22	△21 (△26)	△21	△10 (△26)
過不足(②+③-①)		3 歳以上 児	△30	△31	△9	△31	9	△31	△45 (19)	△27	45 (27)
		1・2 歳 児	△62	△32	△52	△32	0	△52	△62 (8)	△44	3 (16)
		0 歳児	△5	12	△3	12	0	12	19 (2)	5	40 (3)

(人)

大船地域			平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み ①	2 号認定(3 歳以上児)		389	414	388	461	383	470	492 (379)	472	506 (373)
	3 号認定	1 ・ 2 歳 児	306	292	299	314	294	322	325 (289)	337	325 (283)
		0 歳児	76	81	74	77	72	88	84 (71)	73	84 (69)
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3 歳以上 児	461	490	461	461	461	461	491 (491)	491	570 (491)
		1 ・ 2 歳 児	284	268	292	292	310	292	292 (310)	292	324 (310)
		0 歳児	85	72	87	87	87	87	87 (87)	87	91 (87)
	特定地域型 保育事業	1 ・ 2 歳 児	6	6	6	12	6	12	12 (6)	12	12 (6)
		0 歳児	2	2	2	6	2	6	6 (2)	6	6 (2)
	幼稚園預かり	2 歳児	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	企業主導型 保育事業	1 ・ 2 歳 児	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		0 歳児	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他地域との調整 (流出数) ③		3 歳以上 児	△57	△40	△56	△14	△56	△17	0 (△63)	△22	△3 (△63)
		1 ・ 2 歳 児	△40	△21	△41	△13	△22	△29	△33 (△22)	△20	△1 (△22)
		0 歳児	△3	0	△4	△4	△9	8	8 (△9)	△1	△4 (△9)
過不足(②+③-①)		3 歳以上 児	15	36	17	△14	22	△26	△1 (49)	△3	61 (55)
		1 ・ 2 歳 児	△56	△39	△42	△23	0	△47	△54 (5)	△53	14 (11)
		0 歳児	8	△7	11	12	8	13	17 (9)	19	9 (11)

(人)

玉縄地域			平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の 見込み ①	2 号認定(3 歳以上児)		176	183	165	182	156	176	170 (154)	173	160 (142)
	3 号認定	1・2 歳 児	124	112	115	118	110	120	119 (104)	142	118 (100)
		0 歳児	39	25	37	33	36	34	36 (34)	25	41 (33)
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3 歳以上 児	221	175	221	206	221	206	206 (221)	206	216 (221)
		1・2 歳 児	102	96	102	113	119	113	113 (119)	206	120 (119)
		0 歳児	31	29	31	35	31	35	35 (31)	113	36 (31)
	特定地域型 保育事業	1・2 歳 児	0	0	0	4	0	4	4 (0)	35	4 (0)
		0 歳児	0	0	0	1	0	1	1 (0)	4	1 (0)
	幼稚園預か り	2 歳児	—	—	—	—	—	—	—	1	4
	企業主導型 保育事業	1・2 歳 児	—	—	—	—	—	—	0	0	0
		0 歳児	—	—	—	—	—	—	0	0	0
他地域との調整 (流出数) ③		3 歳以上 児	19	5	21	△12	21	△29	△33 (23)	△28	0 (23)
		1・2 歳 児	1	2	1	△6	△9	△10	△11 (△9)	△4	△1 (△9)
		0 歳児	0	△1	0	0	5	△6	△5 (5)	2	4 (5)
過不足(②+③-①)		3 歳以上 児	64	△3	77	12	86	1	3 (90)	5	56 (102)
		1・2 歳 児	△21	△14	△12	△7	0	△13	△13 (6)	96	9 (10)
		0 歳児	△8	3	△6	3	0	△4	△5 (2)	94	0 (3)

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み*と確保方策*

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込み*（事業のニーズ量）を設定し、各年度における確保方策*（事業の提供体制）の内容と実施時期を定めました。なお、地域子ども・子育て支援事業は、計画最終年度の平成 31 年度までに全ての量の見込み*に対する確保方策*を整備する必要があります。

今回、量の見込み*の見直しを実施した事業及び新たに追加された事業は次のとおりです。（見直しについては、第5章3（2）を参照）

- ・ 見直しを実施した事業
 - （4）ファミリーサポートセンター事業（就学児対象）
 - （7）放課後児童クラブ（子どもの家）
 - （10）養育支援訪問事業
- ・ 平成 30 年に新規に追加された事業
 - （12-1）利用者支援事業

（1）地域子育て支援拠点事業

事業の概要	地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。
平成 31 年度の目標値	年間延べ 38,016 人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	平成 30 年度は、子育て支援センター 4 カ所（鎌倉・深沢・大船・玉縄）、つどいの広場 2 カ所（腰越・七里ヶ浜）という体制となっています。 子育て支援センターは、つどいの広場に比べて、平日 5 日間開館や夏休み期間の開所など、より充実した内容となっていることから、腰越地域における子育て支援センターの設置について、検討を進めます。

（年間：延べ人数・箇所）

市全域		平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①		44,748	40,878	42,324	41,778	40,836	38,485	39,396	43,073	38,016
確保 方策	延べ人数 ②	44,748	40,878	42,324	41,778	40,836	38,485	39,396	43,073	38,016
	箇所数	6	6	6	6	6	6	6	8	6
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

事業の概要	幼稚園の在園児を対象に、幼稚園の標準的な利用時間外に保育を行う事業です。平成26年7月現在、本市では21園の幼稚園で事業を実施しています。
平成31年度の目標値	年間で延べ49,262人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	鎌倉市では、現在私立幼稚園23園中21園で一時預かりを行っています。今後も事業者の意向を踏まえながら、一時預かり事業の円滑な実施体制の確保に努めていきます。

(年間：延べ人数 実施園数)

市全域		平成27年度	平成27年度 実績	平成28年度	平成28年度 実績	平成29年度	平成29年度 実績	平成30年度	平成30年度 実績	令和元年度
量の 見込み①	1号認定	15,300		15,218		14,700		14,420		13,638
	2号認定(教育)	40,734	29,592	40,296	39,678	38,836	36,396	38,106	38,201	35,624
	合計	56,034		55,514		53,536		52,526		49,262
確保方策	延べ人数②	46,180	46,180	47,048	47,048	47,480	47,480	48,150	48,150	49,262
	実施園	21	21	21	21	21	21	21	21	21
過不足(②-①)		△9,854	16,588	△8,466	99	7,370	11,084	△4,376	9,949	0

※ 2号認定(教育)とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 確保方策*には、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費*の支給対象施設として確認*を受けない幼稚園数の園児数を含みます。また、この幼稚園に通う幼児は認定を受ける必要はありませんが、量の見込み*の1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

(3) 一時預かり事業（保育所等）

事業の概要	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。量の見込み*は0～2歳児を対象として、設定しています。
令和元年度の目標値	年間で延べ8,902人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	保育所における一時預かり事業については、認可*保育所等の整備とともに拡充していきます。また、ファミリーサポートセンター事業の支援会員による支援活動を継続して実施するとともに、トワイライトステイについても、事業のニーズを見極めながら実施の検討を行います。

(年間：延べ人数)

市全域		平成27年度	平成27年度 実績	平成28年度	平成28年度 実績	平成29年度	平成29年度 実績	平成30年度	平成30年度 実績	令和元年度
量の見込み①		10,540	7,746	9,951	9,407	9,588	8,820	9,238	8,379	8,902
確保 方策 ②	一時預かり事業 (保育所等)	9,337	6,751	11,181	7,266	13,393	6,983	13,393	6,870	13,393
	ファミリーサポート センター事業	1,445	995	1,445	2,141	1,445	1,837	1,445	1,509	1,445
	トワイライトステイ 事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過不足(②-①)		242	0	2,675	0	5,250	0	5,600	0	5,936

※量の見込みの実績については、実利用者数。実際に事業を必要とした人数が見込んでいた量の見込みを下回ったため、量の見込みと実績に乖離が生じていると考えられます。

(4) ファミリーサポートセンター事業（就学児対象） ※見直しを行った事業

平成 30 年度及び 31 年度について、目標値を再算出しました。（カッコ内は計画策定当初算出した値）

事業の概要	子育てや家事で手助けがほしい人（依頼会員）を、近隣地域に住み支援を行う人（支援会員）が、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。平成 26 年 3 月末時点で、依頼会員 1,996 人、支援会員 553 人、そのほか依頼会員と支援会員を兼ねる会員 141 人が登録しています。
平成 31 年度の目標値	年間で延べ 1,143 人の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	依頼会員と支援会員のコーディネート等の支援を引き続き実施していくとともに、支援会員の増員や既存支援会員の活動率の向上を図ります。

(年間：延べ人数)

市全域	平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	982	981	1,062	610	1,158	428	1,142 (1,230)	408	1,143 (1,319)
確保方策②	978	981	1,056	610	1,140	428	1,142 (1,231)	408	1,143 (1,329)
過不足(②-①)	△4	0	△6	0	△18	0	0 (1)	0	0 (10)

(5) 病児・病後児保育事業

事業の概要	病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。平成 26 年度現在、市内 1 か所で病後児保育を実施しています。
平成 31 年度の目標値	年間で延べ 559 人の提供体制の確保を目標とします（病児・病後児保育で確保）。
今後の方向性	病児保育事業については、平成 29 年度から新たに鎌倉地域で事業を開始しています。また、大船地域において、既に行っている病後児保育事業からの事業拡大も含め、病児保育事業の実施に向けた検討を進めていきます。

(年間：延べ人数)

市全域	平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	641	354 (204) ※	623	250 (152)	601	468 (310)	585	1,306 (1,094)	559
確保方策②	968	968	968	972	976	1,672	976	2,880	972
過不足(②-①)	327	614	345	722	375	1,204	391	1,574	413

※量の見込みの実績：申込み数、() の数値は実利用者数。申込みをしたが子どもの体調が快復したため等、キャンセルが生じたため、実利用者数と乖離しています。また、量の見込みには病児のニーズも含まれているため、量の見込みと申込み数が乖離している可能性があります。

(6) 延長保育事業

事業の概要	保育所の在園児を対象に、保護者の就労時間、通勤時間等の状況により、通常の保育時間を越え、時間を延長して保育を行う事業です。
平成 31 年度の目標値	年間延べ 53,499 人の提供体制を目標とします。
今後の方向性	引続き、全認可*保育所等での実施を目標とします。

(年間：延べ人数)

市全域	平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年 度
量の見込み①	61,526	60,072	59,624	53,494	57,582	49,162	56,005	49,468	53,499
確保 方策	延べ人数②	61,526	60,072	59,624	53,494	57,582	49,162	56,005	49,468
	実施園	全認可*保育所等での実施							
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(7) 放課後児童クラブ（子どもの家） ※見直しを行った事業

平成 30 年度及び 31 年度について、目標値を再算出しました。(カッコ内は計画策定当初算出した値)

事業の概要	居宅内労働を含む就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない子ども（小学生）に対し、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。平成 26 年度現在、各小学校区で 1 施設ずつ運営しています。
平成 31 年度の目標値	放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型または、連携型で行う放課後かまくらっ子を市内 9 小学校区での実施を目指します。
今後の方向性	支援員の確保とともに、学校から遠い小学校区の子どもの家の実施場所の見直しや、既存施設の増床の検討などを行うほか、小学校の余裕教室等の活用や、増加するニーズに対応できるよう多様な運営主体による放課後児童クラブの運営についても検討を進めます。 また、「放課後子ども教室」との一体型または、連携型で行う放課後かまくらっ子を実施することで、放課後等の小学生の居場所を提供します。 ※放課後かまくらっ子は、「放課後児童クラブ（子どもの家）」と「放課後子ども教室」を一体型若しくは連携型で行う「放課後子ども総合プラン」に基づき実施する事業です。

全ての児童が、放課後等を安全・安心して過ごすことができる居場所を提供する事業として、平成30年度から、新たに放課後かまくらっ子を順次実施するため、これまでの子どもの家の量の見込み等の考え方と異なることから、平成30年度及び31年度の放課後児童クラブの目標値を「-」としています。

(登録児童数)

市全域	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	1,691	1,449	1,673	1,693	1,686	1,654	- (1,666)	1,654	- (1,666)
確保方策②	1,521	1,640	1,609	1,719	1,764	1,766	- (1,772)	1,769	- (1,772)
過不足(②-①)	△170	181	△64	26	78	112	- (106)	115	- (106)

※ 量の見込みの実績は4月1日時点の入所申請者数です。

第一小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	165	141	164	167	165	165	(163) ⁻	165	(163) ⁻
確保方策②	123	129	123	127	163	117	(163) ⁻	117	(163) ⁻
過不足(②-①)	△42	△12	△41	△40	△2	△48	(0) ⁻	△48	(0) ⁻

第二小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	72	76	71	82	72	78	(71) ⁻	78	(71) ⁻
確保方策②	60	82	71	81	71	75	(71) ⁻	75	(71) ⁻
過不足(②-①)	△12	6	0	△1	△1	△3	(0) ⁻	△3	(0) ⁻

御成小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	134	129	133	168	134	158	(132) ⁻	158	(132) ⁻
確保方策②	116	145	132	149	132	142	(132) ⁻	142	(132) ⁻
過不足(②-①)	△18	16	△1	△19	△2	△16	(0) ⁻	△16	(0) ⁻

稲村力崎小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	30	49	30	53	30	51	(30) ⁻	51	(30) ⁻
確保方策②	61	61	61	67	61	70	(61) ⁻	70	(61) ⁻
過不足(②-①)	31	12	31	14	31	19	(31) ⁻	19	(31) ⁻

七里力浜小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	60	21	59	41	60	40	(59) ⁻	40	(59) ⁻
確保方策②	92	85	92	81	92	80	(92) ⁻	80	(92) ⁻
過不足(②-①)	32	64	33	40	32	40	(33) ⁻	40	(33) ⁻

腰越小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	100	96	99	113	100	93	(99) ⁻	93	(99) ⁻
確保方策②	108	120	108	135	108	135	(108) ⁻	135	(108) ⁻
過不足(②-①)	8	24	9	22	8	42	(9) ⁻	42	(9) ⁻

西鎌倉小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	108	84	107	90	108	107	- (107)	107	- (107)
確保方策②	59	60 【75】	107	59	107	116	- (107)	116	- (107)
過不足(②-①)	△49	△24 【△16】	0	△31	△1	9	- (0)	9	- (0)

※【 】内は経過措置を含む人数です。

深沢小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	155	153	153	182	154	180	- (152)	180	- (152)
確保方策②	160	177	160	180	160	187	- (160)	187	- (160)
過不足(②-①)	5	24	7	△2	6	7	- (8)	7	- (8)

富士塚小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	77	62	77	60	77	46	- (76)	46	- (76)
確保方策②	81	89	81	84	81	89	- (81)	89	- (81)
過不足(②-①)	4	27	4	24	4	43	- (5)	43	- (5)

山崎小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	123	140	122	171	122	147	- (121)	147	- (121)
確保方策②	140	135	140	141	140	138	- (140)	138	- (140)
過不足(②-①)	17	△5	18	△30	18	△9	- (19)	9	- (19)

小坂小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	173	132	171	132	172	124	- (170)	124	- (170)
確保方策②	119	122	119	150	170	163	- (170)	163	- (170)
過不足(②-①)	△54	△10	△52	18	△2	39	- (0)	39	- (0)

今泉小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	97	64	96	73	97	104	- (96)	104	- (96)
確保方策②	83	70	96	86	96	107	- (96)	107	- (96)
過不足(②-①)	△14	6	0	13	△1	3	- (0)	3	- (0)

大船小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	119	100	117	126	118	130	- (117)	130	- (117)
確保方策②	119	132	119	134	119	126	- (119)	126	- (119)
過不足(②-①)	0	32	2	8	1	△4	- (2)	△4	- (2)

玉縄小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	151	89	149	103	150	98	- (148)	98	- (148)
確保方策②	84	121	84	123	148	108	- (148)	108	- (148)
過不足(②-①)	△67	32	△65	20	△2	10	- (0)	10	- (0)

植木小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	62	63	61	69	62	64	- (61)	64	- (61)
確保方策②	60	59	60	67	60	63	- (60)	63	- (60)
過不足(②-①)	△2	△4	△1	△2	△2	△1	- (△1)	△1	- (△1)

関谷小学校区	平成 27 年度	平成 28 年 4月1日現在	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	65	50	64	63	65	69	- (64)	69	- (64)
確保方策②	56	53	56	55	56	50	- (64)	50	- (64)
過不足(②-①)	△9	3	△8	△8	△9	△19	- (0)	△19	- (0)

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を支援する事業で、赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が全戸訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供などをします。
平成 31 年度の目標値	937 人を目標値として設定します。
今後の方向性	対象となる全数の訪問実施を目指します。

(人)

市全域	平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	1,084	1,098	1,047	1,105	1,009	1,012	973	982	937
確保方策②	1,084	1,098	1,047	1,105	1,009	1,012	973	982	937
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業の概要	保護者が病気等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。
平成 31 年度の目標値	年間延べ 16 人の児童に対する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き提供体制が確保できるよう努めます。

(年間：延べ人数・箇所)

市全域	平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	18	3	18	0	17	0	17	2	16
確保方策②	延べ人数	22	3	22	0	22	0	22	2
	箇所数	3	3	3	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	4	0	4	0	5	0	5	0	6

(10) 養育支援訪問事業 ※見直しを行った事業

平成 30 年度及び 31 年度について、目標値を再算出しました。(カッコ内は計画策定当初算出した値)

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。
平成 31 年度の目標値	年間延べ 268 人の要支援・要保護児童に対する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を継続していきます。

(年間：延べ人数)

市全域	平成 27 年度	平成 27 年度 実績	平成 28 年度	平成 28 年度 実績	平成 29 年度	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 30 年度 実績	令和元年度
量の見込み①	114	217	114	265	113	241	268 (112)	215	268 (110)
確保方策②	114	217	114	265	113	241	268 (112)	215	268 (110)
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0 (0)

(11) 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な出産に資するために適切な健診を行う事業です。
平成31年度の目標値	1,033人を対象に14,462回の妊婦健康診査を実施する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	本市では、鎌倉市妊産婦健康診査補助券を交付し、妊婦健診14回、産後健診2回の助成を行なっています。今後も補助券交付を継続し、安全・安心な出産に向けて受診の勧奨に努めます。

(年間：延べ対象者数・健診回数)

市全域		平成27年度	平成27年度実績	平成28年度	平成28年度実績	平成29年度	平成29年度実績	平成30年度	平成30年度実績	令和元年度
量の 見込み	対象者数	1,190	1,291	1,147	1,206	1,106	1,151	1,066	1,082	1,033
	健診回数①	16,660	14,752	16,058	13,011	15,484	16,114	14,924	15,148	14,462
確保方策②		16,660	14,752	16,058	13,011	13,011	12,616	14,924	15,148	14,462
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(12) 利用者支援事業

事業の概要	子どもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業で、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。
平成31年度の目標値	市内1か所の設置を目指します。
今後の方向性	利用者の個別のニーズに対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域の利用者が相談しやすい利用者支援事業の実施に向けて検討を行います。

市全域	平成27年度	平成27年度実績	平成28年度	平成28年度実績	平成29年度	平成29年度実績	平成30年度	平成30年度実績	令和元年度
確保方策	市内1箇所の設置を目指します。	平成28年度からの開始に向けて準備を行いました。	市内1箇所の設置を目指します。	平成28年度から本庁舎で事業を開始しました。	市内1箇所の設置を目指します。	平成28年度から本庁舎で事業を開始しました。	市内1箇所の設置を目指します。	平成28年度から本庁舎で事業を開始しました。	市内1箇所の設置を目指します。

(12-1) 利用者支援事業 ※新規事業

事業の概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する専門的な相談支援を行う事業です。母子保健に関する専門的知識を有する保健師・助産師を配置します。
平成31年度の目標値	市内1か所の設置を目指します。
今後の方向性	妊産婦や乳幼児を取り巻く状況を把握し、子育て支援機関、保育、教育、医療機関等と連携を図りながら、地域の特性に応じた支援提供体制を構築します。

市全域	平成27年度	平成27年度実績	平成28年度	平成28年度実績	平成29年度	平成29年度実績	平成30年度	平成30年度実績	令和元年度
確保方策	—	—	—	—	平成30年度からの開始に向けて準備します。	平成30年度開始に向けて準備をしました。	市内1箇所の設置を目指します。	令和2年度中の開始に向けて準備をしました。	市内1箇所の設置を目指します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	新制度においては、各施設・事業者が日用品、文具等の購入に要する費用等について実費徴収を行うことができるとされていますが、この実費徴収について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。なお、この事業は、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。
今後の方向性	低所得世帯に対し適切な支援を行います。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
今後の方向性	地域ネットワーク調整機関職員の専門性向上を図るため、子育て支援専門家等からの助言や指導を受けるほか、地域住民に対する児童虐待未然防止の周知・啓発や子育て応援講座等を行うなど、地域における子どもを守るネットワーク機能の強化を図ります。

新制度に基づき提供を行う「地域子ども・子育て支援事業」は上記に示す(1)～(14)の事業に区分されます。なお、「地域子ども・子育て支援事業」のうち「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、今後国の動向等を踏まえ事業実施について検討していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制、進行管理

- ・ 子ども・子育て支援事業は、こどもみらい部が中心となって推進していきます。推進に当たっては、庁内関係各課と連携するとともに、幼稚園や保育所、認定こども園*などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。
- ・ 計画の進行管理は、毎年度こどもみらい部が行い、「鎌倉市子ども・子育て会議」で内容を審議していきます。

2 個別事業の点検・評価

- ・ この計画は、PDCA サイクル（計画、実施、点検、改善）による「継続的改善」の考え方を基本とします。
- ・ 量の見込み*と確保方策*の進捗状況を中心として、課題の整理や改善に努めます。

年月日	会議・委員会等審議内容等
令和元年（2019年） 8月2日	令和元年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 (1)鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成30年度進捗状況について（鎌倉きらきら白書） (2)鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の令和2年度改訂について (3)(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について (4)待機児童対策について (5)令和元年10月1日開所の施設における利用定員の協議について (6)幼児教育無償化について (7)冒険遊び場の常設化について (8)鎌倉市発達支援システム推進協議会連絡会議の進捗状況について
令和元年（2019年） 8月23日	令和元年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議 (1)鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成30年度進捗状況について（鎌倉きらきら白書） (2)鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の令和2年度改訂について (3)(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について (4)待機児童対策について (5)令和元年10月1日開所の施設における利用定員の協議について (6)幼児教育無償化について (7)冒険遊び場の常設化について (8)鎌倉市発達支援システム推進協議会連絡会議の進捗状況について

3 情報公開

毎年度、計画の推進状況をまとめた白書を市内の公共施設等に配架するとともに、市のホームページなどを利用して公表します。

第7章 資料

1 鎌倉市子ども・子育て会議条例

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者又は労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第2号）第4条の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 子ども・子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 子ども・子育て会議に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、子ども・子育て会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

3 平成 30 年度鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿

平成 31 年（2019 年）3 月 26 日現在

氏 名	選出団体等	役職等
アイカワ タカオ 相川 誉夫	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事
イイダ チハル 飯田 千春	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	－
イシト ナナ子 石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどりこども園	園長
イワサワ タカコ 岩澤 貴子	鎌倉市立小学校長会	七里ガ浜小学校校長
オイカワ マサアキ 及川 政昭	三浦半島地域連合	－
オクダ テアキ 奥田 千晶	市民公募委員	－
キクイチ ミホコ 菊一 美保子	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長
キンノ リサ 金野 利佐	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	保護者代表
コイズミ ユウコ 小泉 裕子	学識経験者	鎌倉女子大学教授
サルタ キミコ 猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長
シオミ セツコ 潮見 世津子	市民公募委員	－
シモヤマ ヒロコ 下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	会長
スガワラ ダイスケ 菅原 大介	鎌倉市中学校校長会	岩瀬中学校校長
トミタ ヒデオ 富田 英雄	鎌倉市保育会	会長
ハセガワ セツコ 長谷川 節子	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表
ハマダ キヨミ 濱田 喜代美	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
フクダ ヒロミ 福田 弘美	まんまる保育室	代表
ホリコシ マキ 堀越 真紀	かまくら福祉・教育ネット	会員
マツバラ ヤスオ 松原 康雄	学識経験者	明治学院大学学長
モリ ケンシロウ 森 研四郎	鎌倉私立幼稚園協会	振興副部長
ヨコヤマ マリコ 横山 真理子	鎌倉市 P T A 連絡協議会	書記

(50 音順)

4 令和元年度鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年（2019年）8月23日現在

氏 名	選出団体等	役職等
アイカフ タカオ 相川 誓夫	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事
イケダ マホ 池田 万葉	鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会	保護者代表
オイカフ マサアキ 及川 政昭	三浦半島地域連合	副議長
キクイチ ミホ子 菊一 美保子	鎌倉市保育園保護者連絡会	会長
コイズミ ユウ子 小泉 裕子	学識経験者	鎌倉女子大学学部長
コジマ マチ子 小島 真知子	てつなぐ腰越保育室	施設長
コヒヤマ アキラ 小日山 明	鎌倉市立小学校長会	小坂小学校校長
サカモト ユキ 坂本 由紀	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
ササキ トモ子 佐々木 朋子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	保護者代表
サルタ キミ子 猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長
シキヤマ ヒロ子 下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	会長
スガハラ ダイスケ 菅原 大介	鎌倉市立中学校長会	岩瀬中学校校長
ツジオ マリナ 辻尾 麻里奈	市民公募委員	—
ツツイ マサト 筒井 正人	鎌倉市PTA連絡協議会	書記
トミタ ヒデオ 富田 英雄	鎌倉市保育会	会長
マチダ アヤ 町田 綾	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表
マツバラ ヤスオ 松原 康雄	学識経験者	明治学院大学学長
ミツハシ マキ子 三橋 麻希子	市民公募委員	—
モリ ケンシロウ 森 研四郎	鎌倉私立幼稚園協会	振興副部長
ヤノ ユタカ 谷野 ゆたか	かまくら福祉・教育ネット	会員
ヤマダ セイイチ 山田 誠一	認定こども園おおぞら幼稚園	理事長

5 推進体制と経過

計画の適切な進行管理を進めるために、「鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会」において、庁内の横断的組織を活用しながら、全庁的な施策の推進を図りました。

◎会議、委員会の開催

会議、委員会をそれぞれ2回実施しました（平成30年度）。

年月日	会議・委員会等審議内容等
平成30年7月31日	平成30年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 ・鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成29年度進捗状況について ・待機児童対策等について ・放課後かまくらっ子の進捗状況について ・平成30年度サポーター養成講座について ・子育て世帯の生活に関するアンケート調査の結果について ・子ども・子育て支援事業計画の改訂に伴うニーズ量調査について ・（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の制定について
平成30年8月24日	平成30年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議 ・鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成29年度進捗状況について ・待機児童対策等について ・放課後かまくらっ子の進捗状況について ・平成30年度サポーター養成講座について ・子育て世帯の生活に関するアンケート調査の結果について ・子ども・子育て支援事業計画の改訂に伴うニーズ量調査について ・（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の制定について
平成31年2月28日	平成30年度第2回鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会 ・保育所等の利用定員の協議について ・子ども・子育て支援事業計画「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改訂に向けたニーズ量調査の結果報告及び量の見込みと確保方策の要点について ・（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の素案に対する意見聴取について ・幼児教育の無償化について
平成31年3月26日	平成30年度第2回鎌倉市子ども・子育て会議 ・保育所等の利用定員の協議について ・子ども・子育て支援事業計画「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改訂に向けたニーズ量調査の結果報告及び量の見込みと確保方策の要点について ・（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の素案に対する意見聴取について ・幼児教育の無償化について

6 用語説明（50 音順）

【あ行】

NPO 法人	NPO は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人。
--------	--

【か行】

確認	認可*を受けた施設・事業等を、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。
確保方策	子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みをもとに策定した、必要な施設や事業の整備計画。
共食	家族や仲間などと一緒に食事をとること。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数。
コーホート変化率法	年齢別・男女別の人口について、出生・死亡や転入・転出などの要因を分けずにそれぞれ 5 年間の人口増減率をもとに将来の人口を推計する方法。

【さ行】

施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う。
主任児童委員	児童福祉の活動を専任で行う民生委員・児童委員*。関係機関と連携し、子育てに関する悩みの相談や、子育てに不安のある家庭の支援、子育てに関する情報提供等を行い、地域の子どもと子育て家庭を見守っている。また、主任児童委員が中心に運営する「子育てサロン」は、親子で気軽に参加することができ、子育て中の親の仲間づくりや息抜き場の場、相談の場となっている。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールソーシャルワーカー	家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するためのサポートシステム。スクールソーシャルワーカーはいじめや暴力行為、不登校などの課題解決を図るため、教育の分野をはじめ社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する。
---------------	--

【た行】

地域型保育給付	小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の四つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払う。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付*の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付*の対象となった事業。

【な行】

認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用できる。
ノーマライゼーション	障害のある人も、ない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。

【は行】

発達障害	主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、対人関係の問題を主とする障害。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、現在では、より広く 障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味でも用いられている。

【ま行】

民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティア。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めている。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員*と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めている。
メンタルフレンド	不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、兄や姉に相当する世代の大学生・大学院生が家庭等に訪問し、対人関係の芽を育めるよう、話し相手・遊び相手として支援するもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン	年齢や能力のいかんに関わらず、できる限り最大限すべての人々が利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインする理念のこと。ユニバーサルデザインの考えは、はじめから障壁(バリア)をなくしておこうとするもの。
------------	--

【ら行】

量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。
-------	---

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
--------------	---

鎌倉きらきら白書

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～

発 行 年 月 令和2年（2020年）2月

編 集 ・ 発 行 鎌倉市こどもみらい部こども支援課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話 0467-23-3000（内線 2652）

協 力 鎌倉市子ども・子育て会議